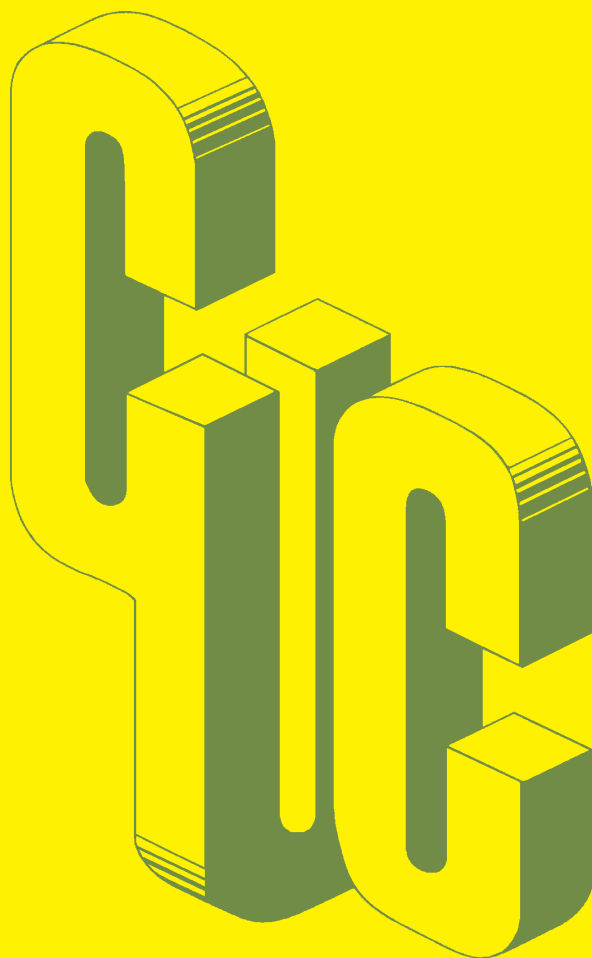


国府台經濟研究

Konodai Keizai Kenkyu

第34巻 2025年3月

労働観の表象と変遷に関する比較歴史社会学的研究



ISSN 0916-281X

千葉商科大学經濟研究所

CUC
CHIBA UNIVERSITY
OF COMMERCE

労働観の表象と変遷に関する比較歴史社会学的研究

目 次

まえがき	荒川 敏彦	1
第1章 労働と経営の一要素としての通過儀礼 一江戸時代から大正時代における米沢の繊維業を対象に一	松下 幸生	7
1. 問題意識		
2. 体制と環境の変化によって変わりえる「労働」		
(1) 米沢の繊維業		
(2) 江戸時代		
(3) 明治時代～大正時代		
(4) 体制と環境の変化によって変わりえる「労働」		
3. 異なる体制間の共通理解に資する用語としての通過儀礼		
(1) 通過儀礼の概念		
(2) 本稿における「通過儀礼」の位置づけ		
4. 米沢における通過儀礼		
(1) 農家の通過儀礼		
(2) 商家と職工（町方）の通過儀礼		
(3) 武家の通過儀礼		
ア. 江戸時代		
イ. 士族授産政策後		
ウ. 旧藩の武家主導の仕組みの模索と構築		
5. 米沢人としての通過儀礼という視座から捉える労働と経営		
6. まとめと今後の課題		

第2章 ワーク・ライフ・バランスの労働観

—女性の「社会進出」の視点から—

..... 奥寺 葵 29

1. はじめに
2. 本章の目的・課題と方法
 - (1) WLB のとらえ方
 - (2) WLB 問題の展開
 - (3) 社会問題としての WLB —WLB の労働観—
3. 女性の「社会進出」をめぐる研究史と現状
4. 女性の「社会進出」と WLB の動向
 - (1) 妊娠・出産との両立
 - ア. 「労働基準法」における母性保護規定
 - イ. 「男女雇用機会均等法」における母性健康管理措置
 - ウ. 制度利用の状況
 - (2) 育児との両立
 - ア. 育児休業（「育児・介護休業法」）
 - イ. 制度利用の状況
5. 従来の WLB 論の限界と課題
 - (1) 男女の領域分離 —性別役割分業—
 - (2) WLB における家事労働とは
 - (3) 家事労働と女性の「社会進出」
6. おわりに

第3章 「慢就業」からみる中国若者の労働観と若者支援政策

..... 朱 珉 53

1. はじめに
2. 「慢就業」とは
 - (1) 「慢就業」の定義
 - (2) 「慢就行」の規模
3. 「慢就業」の形成要因
 - (1) 外的要因：需給バランス
 - (2) 内的要因：労働観の変化

4. 政府の対策と評価
 - (1) 若者への支援政策
 - (2) 政策への評価
5. おわりに

第4章 古代ギリシアの労働観

—声なき労働者の労働観をさぐる—

..... 師尾 晶子 69

1. はじめに
2. 労働者の奉納
 - (1) パン売り女性による奉納
 - (2) 縮絨工による奉納
 - (3) 洗濯屋による奉納
 - (4) 皮なめし工の奉納
 - (5) 大工による奉納
 - (6) 陶工による奉納
 - (7) 陶工あるいは金銀細工師による奉納
 - (8) 手仕事によって家族を養った女性による奉納
3. 職業を名乗った墓碑
4. 商売敵への呪詛
5. ドドナの神託から見る労働観
6. おわりに

第5章 職業召命観による生の一元的再編とその陥穽

—ルカ伝「マルタとマリア」論および近世職人図を手がかりに—

..... 荒川 敏彦 93

1. 生活態度の一元化——「せざるを得ない」と「すべきである」
 - (1) 「家計と経営の分離」と「生活と労働の分離」
 - (2) 労働義務の思想
 - (3) 多様な生の一元的に抗して——『プロ倫』の問いかけ
 - (4) 二つの視点
2. 全信徒祭司性と職業召命観——ルター『キリスト者の自由』

- (1) 職業召命観の基礎
- (2) 生全体の宗教的再編
- 3. 「マルタとマリア」(ルカ 10: 38-41) における活動的生
 - (1) マルタとマリアの物語
 - (2) エックハルトの説教
 - (3) タウラーの説教
 - (4) カルヴァンの福音書註解
 - (5) 一元化の圧力と外部
- 4. 近世職人図に見る非賃労働——描かれた女性の労働
 - (1) ヨースト・アマンの版画から
 - (2) ヤン・ライケンの版画から
 - (3) 描き込まれた女性と労働
- 5. 近代資本主義社会のまなざし

千葉商科大学経済研究所 2022～2023 年度共同研究 労働観の表象と変遷に関する比較歴史社会学的研究

荒川 敏彦

本研究は、2022 年度と 2023 年度の 2 年間にわたって実施された「労働観の表象と変遷に関する比較歴史社会学的研究」の研究成果をまとめたものである（共同研究者：松下幸生（商経学部准教授）、奥寺葵（同教授）、朱珉（同教授）、師尾晶子（同教授）、荒川敏彦（同教授、研究代表者））。研究期間は新型コロナウイルス感染症のパンデミックの最中であった。コロナ禍は人びとの移動を制限し、働き方を大きく変える一大転機となった。

しかし労働問題は、この間にもさらなる深刻化を招いた。たしかに、コロナ禍によってオンラインの業務形態が急速に浸透したことは、働き方に多様性をもたらしたという点では評価に値しよう。しかし労働問題は多岐にわたる。過労死問題が解消されることはなく、非正規労働者は約 4 割に達し、同一労働同一賃金の要請にもかかわらず正規／非正規という雇用形態の違いによる格差はますます拡大し、職を失う人も増え、しかも近い将来 AI の進歩によって消滅する職種が出てくるとも指摘されるに至っている。国内の少子化による労働力の減少は近い将来の社会のあり方を大きく変えるだろう。

こうしてみると、現代は「働くこと」「仕事」「労働」ということ自体を根本的に問い直すべき時代に入ったと言ってよい。本プロジェクトは、そのラディカルな問い直しに向けた比較歴史社会学的研究である¹。各々の時代と社会において労働がどのように捉えられ表象されてきたのか、その歴史的変遷も視野に検討することで、労働という概念で捉えられ表象されてきた事態を再考する試みである。各章の構成は、以下の通りである。

第 1 章の松下幸生「労働と経営の一要素としての通過儀礼——江戸時代から大正時代における米沢の繊維業を対象に」では、大正期を中心にした米沢の繊維業を対象に、江戸時代末期から大正時代において米沢の繊維業を営んでいた人々のルーツの多様性に鑑み、そ

¹ プロジェクトメンバーは、コロナ禍が落ち着きを見せ始めた 2023 年 2 月 10 日～2 月 19 日に、近代日本と同様に繊維業の伝統があるトルコのイスタンブールとブルサを調査訪問した。得られた成果は多いが、一例をあげると、シルクロードの終着点となったブルサの主要産業である絹・毛織製品を中心とする Merinos Textile Industry Museum にてトルコにおける繊維産業の近代化の表象と変遷を見学した際に日本製の紡績機等が展示されているのを発見し、近代日本との関連や比較の視点を得た。労働者への聞き取りでは、労働に関するイスラムの教えの中でも「怠惰」の戒めがとくに重視されている様子を知ることができた。また、クルド人の若い女性労働者から、差別の眼差しを受けつつもトルコ国民として貢献したいという思いを聞くことができた点は印象深いものであった。調査で得られた知見は、間接的にはあるが現代日本の労働観をラディカルに問い直す視点となって本研究に反映されている。

れを労働という観点では論じ難いことを指摘したうえで、「通過儀礼」という概念に注目をした解釈を試みている。その結果、米沢の繊維業における農家、商家と職工、武家それぞれの「労働観」に相当するものは2点に大別可能との理解に至った。1点目は武家以外の商家、職工、農家における「通過儀礼」であり、労働や経営というよりも、家族やコミュニティにおける一人前として果たすべき務めである。2点目は旧米沢藩のまとまりを保っている武家における「通過儀礼」であり、旧藩や地域に富や名声を還流させる人材になることである。上記の解釈を踏まえた結果、松下論文では「労働観」は「通過儀礼」の概念に拠るかたちで解釈できるとの結論に至っている。

第2章の奥寺葵「ワーク・ライフ・バランスの労働観－女性の『社会進出』の視点から－」は、日本社会における女性の「社会進出」とワーク・ライフ・バランス（WLB）の課題を労働観の視点から分析するものである。女性の雇用労働化は法制度や社会意識の進展とともに進化してきたが、「稼得ワーク」と「非稼得ワーク」の不均衡、共稼ぎ世帯の負担増大、長時間労働を前提とした労働モデルは依然として大きな壁となっている。奥寺論文では、これらの背景にある性別役割分業や企業文化を検討し、WLBが女性だけの課題ではなく、社会全体の構造に関わる問題であることを論じている。先行研究の整理や事例分析を通じて、歴史的進展の中で明らかになった課題を提示し、現代のWLBにおける理論的・実践的な課題を浮き彫りにする。これによって、持続可能な社会と多様性のある労働環境を考察する一助となることを目指している。

第3章の朱珉「『慢就業』からみる中国若者の労働観と若者支援政策」は、中国の大卒者の就職難が深刻化する中で注目される新たな社会現象である「慢就業」について考察した論文である。大卒者が卒業後すぐに職に就かず、一定期間を置いて職探しや将来の模索を続ける状況は、ライフコース論からみると、青年期から成人期への移行が長期化していることを意味する。欧米では1980年代、日本では1990年代末にこの変化がみられ、中国では15～20年遅れて「慢就業」議論が活発化している。朱論文では、その背景に、激しい就職競争により、若者の労働観は安定志向が強まり、金銭的報酬への執着が顕著になっていること、いわば、「脱物質主義」から「物質主義」への逆流が起き、労働観の「貧困化」が進んでいることを分析している。そのうえで、若者の労働に対する意識改革が進まなければ、現行の若者支援政策は効果が限定的であると指摘している。

第4章の師尾晶子「古代ギリシアの労働観声なき労働者の労働観をさぐる」は、バナウソイ（手仕事をする人々）と称された人々ののこしたモノ、のこした言葉を集め、分析することから「古代ギリシアの労働観」を再考することを試みた論文である。「古代ギリシアの労働観」は、19世紀後半以来、今日にいたるまで、労働観をめぐる研究の出発点と

して取り上げられてきた。しかしながら、これらの研究で論じられる「古代ギリシアの労働観」は、クセノフォン、プラトン、アリストテレスなど知的エリートによる言説から再構成されてきたにすぎない。師尾論文では、アテナイを考察対象とし、総合的に考察の対象とされることのなかった奉納銘文と墓碑銘、呪詛文を手がかりにすることから、バナウソイの労働への向き合い方について考察している。経済活動に対する労働者の能動的な姿勢に注目することから、「古代ギリシアの労働観」について再考する必要があることが示された。

第5章の荒川敏彦「職業召命観による生の一元的再編とその陥穽」では、近代資本主義に基礎づけられている労働観を再考するために、マックス・ヴェーバーの議論を手がかりに考察を行っている。ヴェーバーは近代資本主義の特徴を「家計と経営の分離」に見出したが、それが「生活と労働の分離」でもあることを確認したうえで、天職理念にもとづく合理的生活態度の形成をめぐるプロテスタンティズム論について検討した。そこでは、職業召命観が全信徒祭司性を基礎としていること、それによって生を一体化する宗教的再編であることが確認された。またキリスト教的禁欲の視点について、エックハルト、タウラー、カルヴァンの議論を検討し、すでにエックハルトの議論が活動的生を高く評価していることを明らかにした。さらに、アマンおよびライケンという二人の近世の職人版画集において、女性の労働がいかなる視点で描かれているかを検討している。最後に以上の検討結果を総合して、生活と労働の分離に対抗しながら、生の多元化を模索することの意義を説いている。

The Institute of Economic Research, Chiba University of Commerce FY 2022/2023 Joint Research

Comparative Historical Sociological Study on the Representation and Changing Perceptions of Work

Toshihiko Arakawa

This study presents a summary of the findings from a two-year Comparative Historical Sociological Study on the Representation and Changing Perceptions of Work, conducted in the fiscal years 2022 and 2023. The research team comprised Yukio Matsushita (Associate Professor), Aoi Okudera (Professor), Min Zhu (Professor), Akiko Moroo (Professor), and Toshihiko Arakawa (Professor), all from the Faculty of Commerce and Economics. This study was conducted during the COVID-19 pandemic, which significantly restricted human mobility and led to profound changes in work environments worldwide.

Despite certain positive transformations, such as the rapid adoption of online work patterns that have contributed to greater diversity in employment structures, many labor-related issues have deteriorated during this period. The issue of overwork-related deaths remains prevalent, while non-regular workers currently account for approximately forty percent of the workforce. Moreover, disparities between regular and non-regular employment continue to expand, despite increasing demands for equal pay for work of equal value. Unemployment rates have increased, and there is growing concern about job displacement resulting from advancements in AI technology. Furthermore, Japan's declining birthrate is anticipated to have a significant impact on the labor market in the near future.

In light of these circumstances, it is evident that we are entering an era requiring a fundamental reexamination of work, employment, and labor structures. This study employs a comparative historical sociological approach to facilitate this reassessment. By examining how labor has been perceived and represented across various historical periods and societies, we aim to critically reassess labor-related perspectives and their evolution. The structure of this study is as follows.

Chapter 1 features Yukio Matsushita's paper, "Rites of Passage as Elements of Labor and Management: A Look at the Textile Industry in Yonezawa from the Edo Period to the Taisho Period." Matsushita examines the textile industry in Yonezawa, focusing primarily on the Taisho period, through the lens of rites of passage. He highlights the difficulty of analyzing the industry

purely from a labor perspective, given the diverse backgrounds of individuals engaged in textile production from the late Edo period (1600–1868) to the Taisho period (1912–1926). His study classifies labor perceptions into two broad categories. First, for merchants, artisans, and farmers (excluding samurai), labor was considered a rite of passage, signifying a duty integral to adulthood within family and community structures rather than merely an economic activity. Second, for samurai warriors engaged in textile production, labor served as a means to maintain the cohesion of the former Yonezawa clan and, later, to restore wealth and prestige to their community. Based on these interpretations, Matsushita concludes that perceptions of labor can be understood as emerging from the concept of rites of passage.

Chapter 2 introduces Aoi Okudera's paper, "The Perception of Work in Relation to Work-Life Balance: From the Perspective of Women's 'Social Advancement'." Okudera investigates the dynamics of women's employment in Japan, focusing on the relationship between social progress and work-life balance (WLB). While women's workforce participation has increased alongside legislative reforms and shifts in social consciousness, entrenched structural barriers persist. These include the unequal distribution of paid and unpaid labor, the escalating pressures on dual-income households, and corporate cultures predicated on long working hours. Okudera critically examines the gendered division of labor and the structural underpinnings of these challenges, contending that WLB is not merely a women's issue but a fundamental societal concern. Drawing on a review of prior research and case study analysis, her paper elucidates the historical trajectory of these issues and highlights theoretical and practical implications for building sustainable societies and fostering diverse, inclusive labor environments.

Chapter 3, "The Labor Perspective of Chinese Youth and Youth Support Policies from the Perspective of 'Slow Employment'" by Min Zhu, is a paper that examines the emerging social phenomenon of "slow employment" amid the worsening employment difficulties faced by Chinese university graduates. The term refers to a situation where graduates do not immediately enter the workforce after graduation but instead take a certain period to search for jobs or explore future opportunities. From the perspective of life course theory, this phenomenon signifies a prolonged transition from adolescence to adulthood. While this shift was observed in Western countries in the 1980s and in Japan in the late 1990s, discussions on "slow employment" in China have gained momentum with a delay of 15 to 20 years. Zhu's paper analyzes the underlying factors behind this phenomenon, highlighting how intense job competition has strengthened young people's inclination toward job stability and increased their attachment to financial rewards. In other words, a reversal

from “post-materialism” to “materialism” is occurring, leading to what can be described as the “impoverishment” of labor values. The paper further argues that unless young people's attitudes toward labor undergo a transformation, the effectiveness of current youth support policies will remain limited.

Chapter 4 presents Akiko Moroo's paper, “The Perception of Labor in Ancient Greece: Exploring the Views of the Voiceless Workers.” Moroo reexamines labor perceptions in ancient Greece by analyzing the words and objects left behind by *banausoi* (manual laborers). Since the late nineteenth century, studies on labor in ancient Greece have primarily relied on elite discourses from figures such as Xenophon, Plato, and Aristotle. Moroo's study shifts focus to non-elite perspectives, utilizing sources such as dedicatory inscriptions, epitaphs, curse tablets, and oracular plates—materials that have not been comprehensively analyzed in prior research. By emphasizing the active role of workers in economic activities, her study challenges traditional interpretations and calls for a reevaluation of prevailing understandings of labor in ancient Greece.

Chapter 5 features Toshihiko Arakawa's paper, “The Unitary Reorganization of Life Based on the View of Occupational Calling and Its Pitfalls.” Arakawa revisits Max Weber's analysis of work as a foundational element of modern capitalism. Weber identified a key characteristic of modern capitalism in the separation of household finances from business management and, more broadly, in the division between life and labor. He examined the role of Protestantism in shaping a rational attitude toward work through the concept of *Beruf* (calling). Arakawa extends this discussion by analyzing the theological perspectives of figures such as Meister Eckhart, Johannes Tauler, and John Calvin, particularly in relation to Christian asceticism. His paper also examines representations of women's labor in the modern craftsmen's prints of Ammann and Leiken. Ultimately, Arakawa synthesizes these insights to advocate a reconsideration of the modern separation between work and life, proposing a pluralistic approach that integrates diverse aspects of human existence.

This study, through a comparative historical sociological approach, seeks to provide a nuanced understanding of perceptions of labor across different historical and cultural contexts. By critically examining labor from multiple perspectives, this study aims to contribute to ongoing discussions on labor, employment, and social sustainability in the contemporary era.

第1章

労働と経営の一要素としての通過儀礼 —江戸時代から大正時代における米沢の繊維業を対象に—

松下 幸生

1. 問題意識

米沢の繊維業¹の歴史は長く、江戸時代から昭和時代を経て令和時代に至るまでの労働を現代の観点から一律的に論じる意義は乏しい。とりわけ、戦前の労働は戦後の労働と同一視し難い。そのために、江戸時代から大正時代（一部、昭和時代初期）までの「労働」に相当する営みについての理解が必要である。くわえて、西洋型の労働法と日本型の労働法を理解していれば支障のなかった時代から、東アジア地域、南アジア地域の台頭によって多極化する可能性を有している（基本的価値を共有する国家群のみで労働を捉えるという意義の相対的な低下が見込まれる）将来を鑑みると、太平洋戦争以前の「労働」に相当する営みを理解することは有効な視点だと考える。

また、現代日本における「労働」は、敗戦後の法律ならびに労働者の意識に変容をもたらした。そして、欧米諸国には模倣し難い日本の「労働」に対する向き合い方もあり、労働時間の上限の曖昧さを広範に適用して（長時間労働を美德として職責の上限の曖昧さを伴うかたちで貢献を求めて）標準作業時間などの設定を避けるかたちで部分最適を追求して指数関数的な経営資源の投入を選択する傾向が今なお見受けられる²ばかりか、その仕組みを維持するために（もしくは、高度経済成長期という限定的な環境において有効な仕組みを近年においても維持する余地を模索して）微調整的な対応を連続的に積み重ねている。こうした取り組みは、戦後における労働の形成過程にかかる考察や分析において蓄積されている³。しかし、江戸時代から昭和時代に至る観念にも適用できる解釈になってい

¹ 現時点の織物に係る産業中分類は繊維工業だが、本稿では繊維業、繊維産業、繊維工業という用語を使い分けている。繊維産業とは産地として地域に根差している産業であり、米沢だと主に小・中規模事業所から構成される。繊維工業とは産業資本に基づく大規模事業所であり、繊維産業と繊維工業の両者を含めて繊維業として用語を使い分けている。

² 清响一郎 [1990] , pp.90-94 を参照されたい。「…如何なる製造諸条件にも拘り無く、契約と責任の範囲を超えてあらゆる場合に不良品を供給しないという一種の思想運動…」(清响一郎 [1990] , p.91.) のような姿勢を確認できる。

³ 小松史朗 [2023] , p.132. を基盤に記している。

るかという、なんらかの概念が不足しているように感じられる。

それゆえに、江戸時代末期から大正時代（一部、昭和時代初期）に焦点を当てた考察を試みる。経営学や労務理論の先行研究に基づいて論じ難い取り組みだが、本論では試論的に民俗学と史学の一端を取り込むかたちで考察をする。

2. 体制と環境の変化によって変わりえる「労働」

（1）米沢の繊維業

問題意識において江戸時代から大正時代（一部、昭和時代初期）までの「労働」に相当する営みについて理解を要すると述べたが、日本全体を考察対象にすると議論の拡散を招く。そのために、特定の地域に焦点を絞ることが求められる。特定の藩の影響を一定程度残しており、地場産業の形成された地域のひとつとして、米沢が該当する。小規模事業所の多さと製造品出荷額等の相対的に低い米沢市の繊維工業⁴だが、該当している理由は洋装と和装の併存している地域で江戸時代以降の記録も多く、生糸工場を設立しており、人絹発祥の地だからである。また、米沢市における産業関連の委員会のメンバーに繊維工業の参加もあり、産業、工業、観光という点からも一定の影響を有しているためでもある。

本節では、米沢の繊維業における労働について論じる前に、上記の理由に基づいて米沢の繊維業の形成過程を整理する。整理に際して、多くを渡部恵吉・小沢静夫編 [1980]、米沢史編さん委員会編 [1990]⁵に依ること予め記しておく。

（2）江戸時代

渡部恵吉・小沢静夫編 [1980] によると、米沢織物の成り立ちの拠りどころとなる資料として、郷土史家の今井清見 [1940] の『米沢織物同業組合史』が挙げられる。江戸時代において米沢の織物は青苧⁶から絹に移行しており、当時としては容易ならざる職人の招聘もあったが、大きな転機として上杉鷹山公（米沢藩 9 代藩主の上杉治憲；在位 1768 ～ 1785 年）による殖産興業⁷、大儉約令、藩校（興譲館）の創設、農業開発・治水が挙げられる。

⁴ 米沢市 [2024] , 「令和 2 年米沢市の工業工業統計調査結果報告書」参照。

⁵ 本稿では『米沢市史 民族編』に注目をしているが、地方自治体ごとに同様の「史」は書籍として刊行されており、当該地区の公的図書館ならびに国立国会図書館デジタルコレクションにおいて閲覧できる。

⁶ 麻製品の原材料だが、「越後縮」の原材料として越後魚沼郡の小千谷商人が輸入していた。

青苧から絹に移行する過程で蚕の餌となる桑の植樹、資産の乏しい下級武士や農家（山間部を含む）の副業として内職が盛んになった。上杉鷹山公が相談役に就いたのち青苧による麻織物から絹織物に移行する過渡期が寛政4年（1792年）前後に到来し、蚕種、養蚕、製糸、糸織に改良を重ねた文化時代（1804～1818年）頃から米沢織の製造が盛んになった⁸。そして、文政時代・天保時代（1818～1830年・1830～1844年）になると全盛を極めた。なお、米沢織物問屋仲間は藩屋敷に勤めている下級士族をつうじて米沢織を一反ずつ売りさばいていた。しかし、1835年、江戸十組問屋仲間に加盟することで米沢の呉服は江戸の間屋に卸せるようになって販路を拡大できた⁹。一方で、当時の生糸は暴騰・暴落という投機性を帯びている商品ゆえに乏しい資本で仲間にも属していない場合だと厳しい経営環境だったこと¹⁰、幕末になるにつれて飢饉や粗製乱造、そして、模造品の出回ることによって正規品の信頼が失墜する危機にも晒されたこと¹¹、染色が他産地に比べて著しく劣っていたこと¹²が挙げられる。また、米沢藩において職人の手子として下級武士も含まれていたために、雇い主の職人が武家という身分に対して「さま」をつけて呼んでいた¹³。上杉斉憲氏（米沢藩12代藩主；在位1839～1868年）の治世だった幕末になると、織物を生業とする家内工業の増加をみたが、小規模で近代的な製糸法への移行は遅々としていた。そのために、上杉斉憲氏は民生の安定と生活の向上に尽力したが、その過程で戊辰戦争の敗軍に至った。

（3）明治時代～大正時代

戊辰戦争において奥羽越列藩同盟に与した米沢藩は減封され、上杉茂憲氏が最後の米沢藩主（米沢藩13代藩主；在位1868～1871年。1871年の版籍奉還に伴い米沢藩知事に任命。1884年の華族令で伯爵）となった。上杉茂憲伯爵は大久保利通卿を訪れて協力を願い出て、二本松市（福島県）の製糸場の見学を経て建設の緊急性を痛感した。そして、上杉家が15,000円¹⁴の私財を投じるかたちで舘山村に（華士族結社所有の）米沢製糸場を1877年に建設した¹⁵。殖産興業の一端として米沢市の繊維工業（日本を欧米列強に比肩させる

⁷ 当時の国家老の竹俣当綱の進言によって推進され、製織技術などの導入についても当綱の裁量に委ねられ、「縮布」の生産に至ったことが、小野榮〔1990〕、p.194.に記されている。

⁸ 養桑方〔1806〕参照。米沢の風土に適した養蚕方法が、木版印刷されて領内に配布された。

⁹ 渡部恵吉・小沢静夫編〔1980〕、p.180.に基づき記している。一文前も同様である。

¹⁰ 渡部恵吉・小沢静夫編〔1980〕、pp.267-268に基づき記している。

¹¹ 渡部恵吉・小沢静夫編〔1980〕、p.185.に基づき記している。

¹² 渡部恵吉・小沢静夫編〔1980〕、p.218.に基づき記している。

¹³ 山形県立米沢女子短期大学附属被服研究所〔1990〕、pp.535-536に基づき記している。呼称として人足様、大工様、壁屋様、屋根葺様が挙げられている。

富国強兵の一環としての殖産興業) が興った。他方で、創意工夫による技術革新の進展も確認できる。佐々木右衛門(西置賜郡成田村)が水車機を使って80人で2,200斤を算出しており、1880年時点の米沢製糸場の約2倍の生産効率だった¹⁶。

米沢の繊維業という観点でみると、これに加えて、金禄公債を原資にした武士から機業への転職が挙げられる。全てではないにせよ、金禄公債を金に替えて織機(通称、公債機)を購入する、または、生糸の購入に充てた¹⁷。記録によると、1877年に士族の小山源助氏が初めて織物工場を設立している¹⁸。400軒を上回る機業の8割以上は士族だった模様である¹⁹。このことから、米沢の繊維業を考察するうえで、武家、商家と職工を中心に資本家が現われたこと、ならびに、農家を中心に労働者が現われたことを念頭におかねばならず、現代の視点や特定の属性の視点から論じ難いことがわかる。論じ難さの一例を加えると、米沢製糸場において、1888年に学習や貯蓄を工女教育として実施した点が挙げられる。逃亡の抑制、儉約と貯蓄、そして、契約期間の満了の動機づけだったにせよ、珍しい取組みだった²⁰。1894年に門東町に創業した輸出織物工場常盤組の規約を見ると、操業時間は5:00~21:00、休業日は年34日と域内の他工場より多いとの記述を確認できる²¹。また、1908年発行の「県勸業年報」によると、職工10人以上の工場における実働時間は12時間が最頻値であり、休日は年30~40日であった²²。全国を対象とした労務管理資料編纂会[1963]の資料によると、1911年時点の就業時間における「普通」の13時間よりは短い、年54日の休日と比べると全国的にみて著しく少なかった。ただし、「輸出品」だと船積みの期日に間に合わせる都合上、納期の迫る状態に陥ると徹夜になることもあった²³。こうした長時間労働の一因として出来高払いと故

¹⁴ 当時の一円の価値を現在の価値に換算する方法は、指標によってかなりの幅がある。それゆえに、現在の金額に換算することは控えるものとする。

¹⁵ 渡部恵吉・小沢静夫編[1980], pp.244-248に基づき記している。なお、明治時代末期には経営不振に陥り閉鎖された。

¹⁶ 渡部恵吉・小沢静夫編[1980], pp.235-237に基づき記している。数値は山形県の統計に基づく2次資料となっている点、留意されたい。同年の統計によると、米沢製糸場は男工6人、女工130人、製造高2,937斤、産出額12,000円である。なお、米沢における1890年の糸の生産額は、27,200円に増加している(同, pp.236-237)。米沢製糸場を対象とした先行資料は複数存在しているものの、この点を踏まえた検討になっていない点、記しておく。

¹⁷ 渡部恵吉・小沢静夫編[1980], p.223に基づき記している。

¹⁸ 渡部恵吉・小沢静夫編[1980], p.242に基づき記している。

¹⁹ 渡部恵吉・小沢静夫編[1980], p.267に基づき記している。

²⁰ 渡部恵吉・小沢静夫編[1980], pp.252-253に基づき記している。

²¹ 小野榮[1990], p.200に基づき記している。

²² 小野榮[1990], p.201に基づき記している。

²³ 小野榮[1990], p.201に基づき記している。

障の多い半木製だったことを挙げている²⁴。富国強兵の一環としての殖産興業や尋常小学校に通っていない（未就学者）もしくは一年生（6～7歳）の未熟練の女工の多いことが1903年刊行の『綿糸紡績職工事情』から推察される²⁵。明治末期（～1912年）の工女の月収は平均20～30円（この金額から食費として7～8円差引かれ、夜勤時の電灯料は工女負担）であり、機械直しの男性の手取り20～30円と比べて少なかった²⁶。その後、綿の生産国のイギリスとインドは日本に対する圧力を高めたこともあり、国内における紡績業者の猛反対を押し切って1926年に「改正工場法」を施行して16歳未満の労働者と女子労働者の深夜業（22：00～5：00）を禁止したが、政府の許可があれば23：00まで労働できる例外規定も含まれていた²⁷。『綿糸紡績職工事情』における寄宿工（女性）の逃亡者数の多さから想像できる労働環境の過酷さ、そして、経営環境の厳しさを確認できる一方で、長時間労働を受容させる労働環境ならびに生活水準を踏まえると、当時の「労働」に相当するものと現代の「労働」という用語とを同一視してよいのか、資本家と労働者という分かりやすい視点で解釈してよいのか疑問を抱かざるを得ない。

話を戻して明治20年代（1887年～1896年）になると、米沢の東置賜は機械製糸業の中心地域になった。これにともなって養蚕農家の副業としての座繰製糸は衰退し、米沢は製糸の衰退する一方で、織物業の発展する流れが明確になった²⁸。米織に力織機が導入されるのは1902年であり、米沢輸出織物模範工場を端緒とする。スイス製の力織機は設備そのものの費用に加えて動力設備の導入費用も高額だった。それゆえに、1909年の導入実績は58工場中2工場65台にとどまっていた²⁹。また、日露戦争中（1904～1905年）における米沢の繊維業の外部環境は厳しかったが、戦争終結によって戦地から帰ってきた人たちに論功行賞のような一時金が少なからず支払われたために経営や生活において一息つくことができた³⁰。

大正時代における米沢の繊維業は、資本家と労働者双方にとって激動の時代だった。表1のとおり複数回の好況と不況、そして天災に見舞われたために、莫大な資産を築く事業

²⁴ 小野榮 [1990], p.201. に基づき記している。1955年においても業界の95%は出来高払いだったとのことである（小野榮 [1990], p.203. 参照）。

²⁵ 農商務省商工局 [1903], pp.170-171 に基づき記している。

²⁶ 小野榮 [1990], p.202. に基づき記している。

²⁷ 谷敷正光 [2003] の pp.11-24 参照。

²⁸ 鈴木亮・鈴木仁 [1990], p.193. に基づき記している。外国の木綿の大量に輸入されたことで、関西、中京地域を中心に製糸工場が稼働し山形県でも絹織物を凌いだ。低廉で大衆に支持されたことが渡部恵吉・小沢静夫編 [1980], p.222. に記されている。

²⁹ 一連の文章は、小野榮 [1990], p.196. に基づき記している。

³⁰ 小山内誠永次編 [1978], pp.13-14 に基づき記している。

主が出現する一方で、倒産する事業主も多い時代だった。この時代における資料は多い。そのために端的に述べると、米沢の繊維業は2つに大別できる。根づいていた「機」関連の事業主の活動、そして、秦逸三氏と久村清太氏による研究ならびに金子直吉氏（鈴木商店）の研究支援によって日本初の人造絹糸の技術開発と帝国人造絹糸の生産を1915年に始めた総合商社の活動である。

表1. 米沢における大正期の経営環境

西暦（元号）	月	事象	特徴	好況 不況
1876（明治9）年	8	金禄公債の交付	下級士族の機業が増加	
1894～1895 （明治27～28）年		日清戦争		
1904～1905 （明治37～38）年		日露戦争		
1914（大正3）年	7	開戦 第一次世界大戦		不況
1917（大正6）年	上半期			好況
1917（大正6）年	5	米沢大火（1回目）	織機の消失	不況
	下半期	力織機の導入進展	機成金の出現 労働者の豪遊 小規模事業所の多い地域に	好況
1918（大正7）年	11	終戦 第一次世界大戦		好況
1919（大正8）年	5	米沢大火（2回目）	織機の消失	不況 好況
1920（大正9）年	3	戦後恐慌 生糸大暴落	日本の輸出減少（欧州回復） 倒産が急増	不況
1921（大正10）年				好況
1923（大正12）年	9	関東大震災（震災恐慌）	銀行の融資申請下り難い 殆どの買継商が倒産	不況
1926（大正15）年		保証責任米沢織物製造信用販売 購買組合（信組合）設立	米織存続の危機	不況
1929（昭和4）年	10	ウォール街大暴落		不況

（出所）小山内誠永次 [1978] に基づき筆者作成

1917年における米沢の大正大火（機屋の半数の罹災）によって在庫が枯渇したこと、第一次世界大戦の影響による生糸の暴騰、そして、1918年の大戦終結によるインフレに伴って米沢の繊維業は空前の活気を呈して、機成金が続出した³¹。その後、1919年に二度目の大火に見舞われた。しかし、二度目の大火を契機に遅々として進まなかった力織機の導入が急速に進み、それまで一台の力織機も保有していなかった賃織業者1,612戸（機屋総数の77.2%）のうちの一定数の事業所が、1920年になって435台を導入した³²。この

³¹ 小野榮 [1990] , p.196. に基づき記している。

³² 小野榮 [1990] , p.196. に基づき記している。

出来事が米沢の繊維業における小規模事業所の多さという特性をもたらしたといえよう。

また、この時期、一部の労働者も3年足らずとはいえ傾奇者のごとき振る舞いの記録³³、また、数少ない休日に無声映画を観覧するという庶民的な生活をする者³⁴の記録が残っている。

このように好況を享受した米沢の織物業だったが、1920年恐慌による生糸・織物の大暴落にともなう同盟休業、1923年の関東大震災による諸物価の高騰に見舞われた。1924年における米織組合調べによると、力織機の稼働率は平常時に62.1%（5,670台中3,519台）に過ぎなかった³⁵。

米沢における繊維工業は戊辰戦争前後の苦境に陥りながらも、華族の尽力によって生糸工場や人絹工場の稼働を果たして明治時代の地域産業に大いに貢献をした。また、決断と時流に乗ることで織機の導入という設備投資によって莫大な財を得る機会があった。しかしながら、厳しい経営環境でもあり、1920年に1/3の機屋が倒産、1923年の関東大震災を契機にほとんどの買継商が倒産する³⁶という地域に根差す市民としての苦悩に直面した。こうした厳しい経営環境は昭和時代に入っても収まらず、1927年（昭和2年）の人絹織物（みづほ絹³⁷）の創製によって他産地に模倣されるまでの10年間、機屋は潤ったものの、米織業界全体としてみるならば最大危機と称される1930年に向っていくのである。他方で、労働力を提供する者（主に工女）は出来高制のもとで好況の恩恵の一端を享受し、学習や貯蓄を工女教育として受講できたが、現代の労働基準法に照らすと厳しい労働環境だった。

³³ 1917年の米沢大火のあとの未曾有の好況時における組合史の記録に基づく逸話として、「女工にも月収百二十円の者珍しからず。ある者はビールで顔を洗い、ある者は柳暗花明（りゅうあんかめい）の巷（ちまた）に、吹矢大尽（ふきやたいじん）とうたわれ、ある者は、食膳に十数種の珍味佳肴を並べ、ある者は、数万円の札束をさげて商談を試み、ある者は、札を焼きその豪遊を誇った」（小山内誠永次編 [1978] , p.6.）がある。小野榮 [1990] , p.196.において、巡査の初任給18円、教員12～20円、大手の銀行員45円、大工の日当1円の年と記されており、当時の羽振りの良さが垣間みえる。

³⁴ 小野榮 [1990] , p.205.によると、米沢における映画館の設置は1900年だったが昭和初期まで無声映画であり、渡りの弁士や楽士は当時のスター的存在だった。1915年に映画常設館の設置によって、弁士や映写技師の「追っかけ」が続出した。昭和時代戦後になると休日以外の外出が認められたが、この時期になると休日に映画館鑑賞に行く工員は1割強にまで減少したことが江田忠 [1962] の調査結果として残っている。

³⁵ 一連の記述は、小野榮 [1990] , p.197. に基づき記している。

³⁶ 小山内誠永次編 [1978] , p.3.、p.48. に基づき記している。

³⁷ 京阪市場では、プレザン錦紗、みづほ錦紗等と呼ばれ好評を博した。

(4) 体制と環境の変化によって変わりえる「労働」

米沢の繊維業を支える労働者は長時間労働の一因だった出来高払制、ならびに、未就学生や尋常小学校1年生の工女という未熟練労働者も投入されていたこともあって過酷な労働環境だった。労働争議の件数も踏まえれば、こうした出来事を資本家と労働階級との対立、労働環境の劣悪さ、低賃金、人権という視点から批判的に検討できる。資本と賃金や労働、欧米の法体系という出発点から問いを発するならば、この解釈に異論はない。

しかしながら、この視点だと、本章で整理してきたとおり俸禄から金への移行を含めて論じきれるとは言い難い。封建体制の崩壊、明治維新、そして、大正デモクラシーを過去のものとして議論を切り替える捉え方は妥当だと言い切れるだろうか。体制の変容から大正時代まで生活を営んできた旧領民と国民にとって、「労働」という単一の用語のみで解釈しきれるのだろうか。なんらかの単一の概念で解釈できる用語が一部欠落しているように思えてならない。そして、欠落している用語を見出すことで日本的経営や日本型経営にかかる概念で補完すべき解釈が加わり、また、問題意識において記した多極化した世界における複数の国家と労働観を共有できる足がかりになるのではないだろうか。この疑問を解消する用語として「通過儀礼」に注目をする。

3. 異なる体制間の共通理解に資する用語としての通過儀礼

(1) 通過儀礼の概念

日本の労働の一部に、日本以外だと馴染み難い特性が存在している。問題意識において部分的に触れたが、法的に制限されていないと解釈できる限りにおいて、構成員に対して許す限りの時間の供出と要件以上の成果を要請するものである。自主性ならびに自己研鑽として委ねられることもあり、公正とは言い難い経緯で受容することもあり得る³⁸。これらは日本的経営の一端として評価されてきたが、江戸時代以降の歴史的背景を鑑みると、他の概念を使って論じられるのではないだろうか。このことを鑑みると、労働に対する観念を丁寧に捉えなおす意義が生じる。2. では前段階として米沢の繊維業を対象に整理をした結果、労働に対する観念を理解するための手がかりとして「通過儀礼」に着目すると述べた。

「通過儀礼」は民俗学や宗教学における考察対象だが、経営学において殆ど注目をされてこなかった。本論では、可能な範囲で「通過儀礼」との近接を試みる。

³⁸ 公正か否かは判断し難い点、留意を要する。

ファン・ヘネップ [2012] ³⁹ によると、「通過儀礼」の説明として以下が記されている。

ある個人の一生は、誕生、社会的成熟、結婚、父親になること、あるいは階級の上昇、職業上の専門化および死といったような、終わりがすなわち初めとなるような一連の階梯からなっているのである。これらの区切りの一つ一つについて儀式が存在するが、その目的とするところは同じである。つまり、個人をある特定のステータスから別の、やはり特定のステータスへと通過させることに目的がある。(ファン・ヘネップ [2012], p.14.)

ファン・ヘネップの説明について、及川祥平 [2020] は「「通過儀礼」はある何ごとかの属性の変化、ステータスの移行ないし状況から状況への「通過」に注目したものであり、ステータスないし状況の移行は、旧来の状況からの切断を象徴する行為、次の状況への統合を象徴する行為、その過渡的な状況に対応した行為によって表現される。」(及川祥平 [2020], p.4.) と解釈をしている。そのうえで、「「通過儀礼」とは、各種の「通過」による属性の更新や賦活性を分析する枠組」(及川祥平 [2020], p.4.) であると概念づけている ⁴⁰。また、日本における「通過儀礼」の「…概念導入の当初から、前近代的なライフイベントと近現代的なライフイベントを包括するものとして理解されていたといえよう」(及川祥平 [2020], p.8.) との指摘を経て、「あらかじめ人生の全体を網羅するものとして意味づけられていた」(及川祥平 [2020], p.11.) と述べている。

(2) 本稿における「通過儀礼」の位置づけ

「通過儀礼」にかかる基礎的な資料を本論の主旨に適用するかたちで記すならば、江戸時代だと武士、商人、職工、農民それぞれの一生(個人の一生)における属性の更新や賦活性であり、明治時代・大正時代だと江戸時代の属性をルーツとした資本家や労働者における属性の更新や賦活性といえよう。資本家のルーツの多くは繊維工業ならば華族や上級

³⁹ Arnold van Gennep [1909] 参照。なお、及川祥平 [2020], p.8. によると、書籍名の “Les Rites de passage” を「通過儀礼」という用語に定めた時期は 1951 年だと指摘をしている。

⁴⁰ なお、及川祥平 [2020], p.4. において「通過儀礼」と「人生儀礼」は区別して扱うべきものだと、先行研究(柳田國男氏、坪井洋文氏、松本信廣氏、折口信夫氏、牧田茂氏、通過儀礼研究会)の検討を踏まえて述べている。そのうえで、「通過儀礼」はライフイベントとしての儀礼の一切を包括可能であるとの解釈に至っている。他の捉え方(綾部真雄 [2012], p.341.) として、儀礼になんらかの身体性(割礼、空間の移動)を伴うこと、そしてなんらかの社会的変化(大人になること、社会的位階が上がること)を示そうとしたことを指摘しつつも、分離、過渡、統合という用語の使われ方が強調されすぎていると懸念する見方もある。

武士であり、繊維産業ならば下級武士や商人に多く収まると考えられる。そして、労働者のルーツの多くは農民、または、没落した資本家と考えられる。

ファン・ヘネップによると、先の引用箇所のとおり、個人の一生は一連の階梯からなっており、「通過儀礼」の目的は区切りに応じた儀式を経て新たな特定のステータスに通過させることだと述べている。この捉え方に即して述べるならば、本論において取り上げた身分や職業を問わず、一人前になるまで属性に応じた通過儀礼が存在していることになる。一人前になってからは相応の「通過儀礼」を経て新たな特定のステータスへの道を与えられるのか、もしくは、一所懸命に努めるのかを定められていたと解釈できよう⁴¹。「通過儀礼」という概念を取り込む考え方は、体制の異なる江戸時代から大正時代、または、それ以降の時代を射程に入れるかたちで適用可能ではないだろうか。

ただし、日本の江戸時代における「通過儀礼」は武家、農家、職工と商家等によって差異を有している。しかも、藩主を筆頭とする家臣団に限っても侍組から足軽（卒）まで多様であり、農民に限っても年貢を負担する肝煎（庄屋、名主）を筆頭とする百姓とそうではない者との大別できることに加えて、守る土地の環境や地域ごとに差異を有していた。米沢という局所的な地域に焦点を絞るならば、おおまかな分類に留まらずに古文書を含む資料の閲覧をするべきだが、本論では農家、商家と職工、武家の「通過儀礼」の整理に留めるものとする。

4. 米沢における通過儀礼

(1) 農家の通過儀礼

本節では米沢の繊維業、ならびに、繊維業の関連産業を対象にするかたちで、農家、商家と職工、武家それぞれの通過儀礼を整理する。「繊維業の関連産業」とは養蚕、蚕の餌となる桑栽培、内職としての製糸を含んでおり、繊維工業という狭い領域を対象にしている点をあらかじめ記しておく。また、通過儀礼を対象にするならば、大きい変化の生じた武家を最初に扱うべきだが、理解のし易さを鑑みて農家を最初に扱う。

⁴¹ 現代における組織においても、一定程度の「通過儀礼」は存在していると考えられる。就業規則や昇任規定において表現し難い事項（または、敢えて表現する必要性の乏しい事項）が含まれており、「…に相当する能力を有し」、「等」、「組織の理念を共有でき」という明示的ではあるが幅広い要件を求めている。加えて、「格」や「伝手」をとおして相応の儀礼を通過していること、より上位の職階に昇格するにあたって多様な経験を積ませる、または、観察されることも「通過儀礼」の一端といえよう。ただし、「通過儀礼」は階梯状の一方向を志向しているが、職業上だと降格もしくは任期満了というかたちも存在している。この点は本論の主旨から外れるために、更なる検討は控えることとする。

農家の住居は環境によって多様であり、農家は肝煎を筆頭に本百姓や水呑百姓と複数設けられていた。年貢や労役、戸籍も定められており、農家はそれらの役割を分相応に全うすることを時代ごとに求められてきた。ここでは武田正 [1990]、渡部恵吉・小沢静夫編 [1980] の資料に基づいて整理をする。

若年層と一人前との境界は村の共同体に一員として認められるか否かであり、年貢を納められること、冠婚葬祭を含む村の作法を身につけ振舞えること、労役に耐えられることという生活の維持に必須の能力、ならびに、村落共同体の円滑な運用に貢献できる能力を有しているか否かであった⁴²。飯豊山登拝⁴³のように地域特有の儀式をもって、人生の節目を明確にするライフイベントもあるが、村の存続に必須となる能力を満たすことが重要だったといえよう。また、一人前になる前は15歳未満の男子を対象に、木小屋においてそろばん、冠婚葬祭における振舞いや役割を果たす訓練、会合や出会い時の作法を学ぶ「場」を設けられていた。そして、時代の変遷とともに実質的な集落維持のための組織が若衆契

表2. 近代農家の種別仕事量

仕事種	仕事量	
藁	縄 40 尋 / 夜。300 尋 / 日	足高草履 12 足 / 日
	トチ網 8 本 / 日	草鞋 10 足 / 日
	荷縄 4 本 / 日	馬杓 12 足 / 日
	細縄 500 尋 / 日	蓑 1 着 / 1 日半～2 日
田	田うない・田小切り・田植え 乾田 5 畝 / 日 湿田 1 反 / 日	苗取り 600～1,000 把 稲刈り 1,200 把 (6 把 1 束)
	除草 3 回	稲背負い男 60 把 / 回 女 36 把 / 回 米搗き 2 俵 / 日から短縮
畑	畑うない 5 畝 / 日	豆まき 1 反 / 日
	畑がえし 3 畝 / 日	桑こき 25 貫程度 (葉のみ)
	中耕 1 反 / 日	
山	割木 0.5 タラ / 日 (5 尺×3 尺)	
針 (女性)	浴衣・裕・綿入れ・機織り・袖取りなど 一応の分量はあったが楽な量から過酷な量まで一律ではない	

注：何年における仕事量は明記されていないが、牛馬や薪の使われていた江戸時代である。

注：1 尋 = 両手をひろげた長さ。1 反 = 約 1,000m² (10a) = 10 畝。1 俵 = 約 60kg。

1 貫 = 約 3.75kg につき、25 貫 = 93.75kg。

1 尺 = 約 30.3cm につき、5 尺×3 尺 = 151cm×91cm。

注：田畑や山仕事は、土地の環境に応じて差異を有している。

注：上記の仕事量は昭和初期まで、または、農業機械の普及まであまり変容しなかった。

(出所) 武田正 [1990] , pp.364-366 に基づき筆者作成

⁴² 武田正 [1990] , p.358. に基づき記している。なお、共同体の円滑な運用にかかる資料の一端として、荻戸義政・中條至資 [1801] を参考にされたい。

⁴³ 武田正 [1990] , p.358. 参照。

約に移行するのである⁴⁴。

「一人前」になる要件の一端は、武田正 [1990] の資料において垣間見える（表2参照）。豪雪地帯、凶作の多い内陸盆地、物流の貧弱さを背景に、士族を含む儉約の精神の徹底は米沢において生活を営むうえで受容されてきた。そうした環境下で、米沢織物産業の振興と需要の増大にともなう生活水準の向上は、文化・文政時代（1804～1830年）になると平均的な造作の家屋や平均以上の家屋として現われた⁴⁵。

このように、租税の義務を負う農民にとっての通過儀礼は「一人前」の仕事を果たせること、ならびに、村落共同体の円滑な運用に貢献できる作法を身につけることであった。

（2）商家と職工（町方）の通過儀礼

酒田、京都、江戸、仙台と関わりの深い最上藩⁴⁶と比べて、米沢藩は製造した織物の販路に苦慮しており模索を続けていた⁴⁷。江戸時代中期、米沢織の販売を江戸の豪商である三谷三九郎氏に委ねていたが、藩主導で藩士を京都や大阪に派遣して直接販売を果たしたことによって米沢織の名声と領民の豊かさが向上した⁴⁸。とはいうものの、米沢地方における呉服店に言及した資料は明治・大正にかけての記録として殆ど残っていない一方で、古着や布（古手、古着、太物）の記述は多い⁴⁹。このことから、米沢は消費地としてではなく儉約の精神の根付く産地に偏った地域であり、織物産業にかかる商家の振興は限定的だったと思われる。

こうしたことを背景に、町方の通過儀礼は武家社会に組み込まれたかたちだったと推察されている⁵⁰。ファン・ヘネップ [2012] の通過儀礼の概念に準じて述べると、儀式を経て新たな特定のステータスに通過させるという「通過儀礼」⁵¹は、店の後継者を徒弟奉公させて「見て習う」ことを主としており、失敗すれば恥をかくという「恥の教育」の環境下

⁴⁴ 武田正 [1990] , pp.360-361 に基づき記している。

⁴⁵ 鈴木清 [2017] , pp.286-293 において、山形県西置賜郡白鷹町の蚕家についての資料が間取りや平面図とともに記されている。

⁴⁶ 市村仁 [1987] , pp.6-7 において、市村清兵衛とその一族が江戸時代（のある時期）に商人として栄えており、その証拠の一端として奉納された石灯籠がある。石灯籠には氏名とともに、坂田、京都、仙台に出店のあったことが刻まれている。

⁴⁷ 渡部恵吉・小沢静夫編 [1980] , p.143. 参照。

⁴⁸ 渡部恵吉・小沢静夫編 [1980] , pp.142-147 に基づき記している。

⁴⁹ 山形県立米沢女子短期大学附属被服研究所 [1990] , p.528.

⁵⁰ 武田正・奥村幸雄 [1990] , p.210. 参照。ここでは、町方のハレの行事として、元日の菌固めの俵飴、2日の商家の初荷、11日の旧藩時代の三倉庫の御蔵開き、16日の奉公人の休日たる大祭日、仏寺の2月15日の涅槃会が挙げられており、商家においては10月20日の恵比寿講、12月1日の川浸れ餅が挙げられている。

⁵¹ 3.（2）参照。

で職と行儀作法を身につけさせた。そして、一人前とみなされる時、もしくは、のれん分けを許されるその時が「通過儀礼」を終えたタイミングといえよう⁵²。

職人の世界も独り立ちするまでに商人と同様の「通過儀礼」を経るが⁵³、江戸時代末期の米沢藩において、雇い主の職人が武家という身分に対して「さま」をつけて呼んでいたこと（2.（2）参照）を考慮すると、体面を保ちつつ手に職をつけていた武士と内職として機織をしていた武士の配偶者にとって、繊維産業は明治時代に移行した際の生活の糧を得るうえで、選択肢のひとつとして親和性のある生業だったと推察できる。

（3）武家の通過儀礼

ア. 江戸時代

武家の通過儀礼は農家と商家・職人と異なる点を有している。それは、単一の通過儀礼ではなく明治時代前後で通過儀礼の変化を認められることである。明治政府になって俸禄を失うとともに士族授産政策が講じられたこと、武士の時代における旧藩の尚武と錬成の伝統を受け継ぐかたちで体制の移行や教育制度が模索されたこと、大正デモクラシーを契機とした資本家の台頭によって武家の通過儀礼が変容したことである。換言するならば、儀式を経て新たな特定のステータスに通過させるという「通過儀礼」が、藩や幕府に定められるのではなく、国家に定められたり華族の影響を色濃く受けたりするようになったことである。

武家の代表的な通過儀礼として、親から刀一振りと袴や羽織をもらう元服の式がある⁵⁴。上杉藩は軍神の毘沙門天を崇拝しており、それに馴染む通過儀礼だったとの印象である⁵⁵。通過儀礼に至る行事の一端と解釈するならば、米沢藩士族の子弟の錬成を目的にした「水包め」がある。直江兼統公の時代から1930年代半ばまで続いていた行事だが、概ね15歳になった頭取（構成員代表）を筆頭に、14歳の副頭取、16歳の先頭取、17歳から20歳の先輩と11歳以上の組員から構成された組が、米沢市内を流れる掘立川を堰き止めて城の外濠の改修（水包め）を先輩等に教わりながら果たす行事だった⁵⁶。

⁵² 武田正 [1990] , p.343. を踏まえて記している。一文前も同様である。

⁵³ 武田正 [1990] , pp.343-344 参照。

⁵⁴ 武田正 [1990] , p.358. に基づき記している。

⁵⁵ この点は山田近房 [1740] を参考にしたいが、資料を読めていないために敢えて「印象」という表現をしている。

⁵⁶ 武田正 [1990] , p.363. に基づき記している。なお、武田正はこの主旨の文章に続けて、「水包め」は農村の若衆組の行事と全く重なるものだったと指摘をしている。

イ. 士族授産政策後

明治時代に入ると従来の藩士の給与は禄から米穀基準の給付に改められ、1876年に金禄公債証書が下付された。侍組（上級士族）の給付でも年額82円40銭と従来の生活水準を維持し難い金額だったために⁵⁷元藩士は生活に苦慮するが、この詔書を原資に機業に転換する傾向を有していた（俗称「公債機」を購入する傾向を有していた）⁵⁸。同年、士族の小山源助氏が初めて織物工場を興し、米織の工場化の先鞭となり、1892年に米沢絹織物同業組合も設立された⁵⁹。この時期における400軒以上の機業家の8割以上は「士族機」だったといわれている⁶⁰。このように、機業に転換した旧藩士は、武家としての通過儀礼を迫られなくなったと推察できる。むしろ、4.（2）において記した一人前の職工や優れた経営者になるための通過儀礼に相当する技能の修養を迫られたといえよう。

他方で、華族（公爵、侯爵、伯爵、子爵、男爵）のなかでも上位の特権階級に位置づけられる者は資本家として織物工業に出資する傾向を有していた（2.（3）参照）⁶¹。なお、この時期に共同化や設立された工場として米沢製絹所、舞鶴組、常盤組、模範工場などあるが、共同事業の殆どは短命だったと記されている⁶²。米沢の絹織物の生産額は1890年あたりに好調となり、米沢の6万5,000反（25万5,000円）に至っている⁶³。工場の職工等に内職経験を有している米沢家中の婦女子が馴染みそうだが、家を離れて雇用者になることを体面上よしとしなかったために殆ど応募せず、織工を村山や最上まで拡げて募っていた⁶⁴。このことから、武士が職工の徒弟になることもよしとしなかったのであろう。

以上のことから、士族授産政策後における繊維業に携わる下級士族や華族にとっての通過儀礼は職人や経営者のものによって変わって然るべきだが、応じ難く手探りで生活の安定と充実を模索していたと考えられる。くわえて、武家の体面を保つ一環として経営を修得する機会を求めていたとも考えられよう。

⁵⁷ 渡部恵吉・小沢静夫編 [1980], p.222. に基づき記している。なお、この箇所では官吏になって米沢を去る、職を求めて米沢を去る、帰農することも記されている。

⁵⁸ 小野榮 [1990], p.195. に基づき記している。

⁵⁹ 小野榮 [1990], pp.195-196 に基づき記している。

⁶⁰ 渡部恵吉・小沢静夫編 [1980], p.267. に基づき記している。

⁶¹ 資本金の多い工場ならば記録として残っているが、「機業家の創業年代を明らかにしたものはない」（渡部恵吉・小沢静夫編 [1980], p.271.）との記述から、この点は掘り下げ難いと考えられる。

⁶² 渡部恵吉・小沢静夫編 [1980], p.256. 参照。共同事業の失敗する理由として、低い技術、経営者の能力不足、公共心の乏しさ、資金不足が挙げられている。

⁶³ 渡部恵吉・小沢静夫編 [1980], p.278. に基づき記している。

⁶⁴ 渡部恵吉・小沢静夫編 [1980], p.274. に基づき記している。

ウ. 旧藩の武家主導の仕組みの模索と構築

明治時代に入って、米沢藩における武家の通過儀礼は「各種の「通過」による属性の更新や賦活性を分析する枠組」（及川祥平〔2020〕, p.4.）という名残を残しつつも、版籍奉還にともなう中央集権体制に馴染む軍人の通過儀礼に移行した。武士から軍人に切り替わったのではなく、武士から官吏、軍人、（米沢だと少なからず選択された）繊維業等への転職、帰農に移行したのである。武士といっても家臣団は最上位の侍組、中堅の三手組、下級の四組まで（三扶持方から足軽まで）幅広いために、給付額も異なり家格相応の役割も期待されていた。また、背景として、奥羽越列藩同盟に与した米沢藩は戊辰戦争（1868-1869）の過程で新政府に降伏したこともあり、新政府における活躍の場は薩長土肥よりも少なかった。この環境下で旧藩主と旧家臣団は、中央集権体制において求められる貢献を果たしながら（米沢士族の新たな身の置き方を含む）米沢の利益を模索する。

見田宗介〔2012〕によると、日本の立身出世主義の特質は中央（東京）を志向すると同時に家郷（母、故郷）も志向するという準拠集団の両極性にある⁶⁵と主張している。また、日本の立身出世主義の社会的な機能を、天皇制国家のうちの諸矛盾⁶⁶をつくろうこと（消極的な面）と、政治上の急激な変革抜き生産力の急速な発展という支配層の要請に沿う「上からの産業革命」を推進する主体的な条件を用意すること（積極的な面）だと主張している⁶⁷。

見田宗介氏の先行研究を踏まえて日本型育英事業の思想について考察を深めた布施賢治氏は、次の指摘をしている。明治初期は旧藩時代の武術・学問を修養して、城下町を中心に旧藩に属する武士同士としてのまとまりを維持していたこと⁶⁸を背景に、その在り方を模索していた。そして、明治後期から大正前期にかけて、米沢の青年を高等教育機関や軍学校に進学させて（支援をして）国家の諸分野において名声と影響力を行使できる人材に至ることを期待した。その上で、旧藩や士族は他の階層や集団に対して地域社会を動

⁶⁵ 見田宗介〔2012〕, p.197.に基づき記している。なお、日本の立身出世主義にかかる幅広い考察も含まれているために参照されたい。また、農家出身の二宮尊徳（金次郎）氏にかかる立身出世主義については本論の対象外としている点、留意されたい。理由は拙稿における対象時期は大正時代までだからである。

⁶⁶ 見田宗介〔2012〕, pp.208-220 において、4つの矛盾を説明とともに挙げている。4つの矛盾とはそれぞれ、「普遍主義的な競争原理と個別主義的な家郷への依存との矛盾、国家公共のために寄与するタテマエと利己的な幸福追求のホンネとのあいだの矛盾、目的ないし動機づけにおける欲望肯定と、手段ないし道程における欲望否定との矛盾、および、立身出世の理念の普遍性と現実の機会の限定との矛盾」（見田宗介〔2012〕, p.219.）である。

⁶⁷ 見田宗介〔2012〕, p.200.に基づき記している。

⁶⁸ 布施賢治〔2022a〕, p.13.に基づき記している。

かす主導権ならびに利益を獲得する仕組み作りを志向した⁶⁹。この一端として構築した封建的・排除的な特徴を持った「武士の育英会事業」は、武士の伝統としての軍事を重んじる自由と管理、報恩や義務、尚武の観念を教育に馴染むかたちに適用する（高等教育機関に進学して立身出世を遂げる強い志向や意欲も持たせる）熱源にしたのである⁷⁰。とはいっても、中等教育機関への進学率の低さに加えて、郷土像の動揺、高等教育批判、軍人人気低下を伴う大正デモクラシーは、こうした仕組みを動揺させていくのである⁷¹。

このように、米沢の地を旧家臣団が護りながら優れた米沢の青年を中央（東京）の高等学校や軍学校に遊学させる支援をして、その後、国家の諸分野において名声や影響力を行使できる職位・職階に至ることで、支援者ひいては米沢にその利益を還流させる仕組みの構築に至ったといえよう。通過儀礼という観点でみると、特定のステータスを通過させることとして、高等学校や軍学校に入学すること、国家の諸分野において名声や影響力を行使できる職位・職階に至ることが挙げられよう。ただし、このような仕組みは、比較的上層に限られた⁷²封建的で排除的な特徴を残しており、大正デモクラシーの環境に馴染み難い側面を有していた。

5. 米沢人としての通過儀礼という視座から捉える労働と経営

本稿では江戸時代から大正時代にかけての米沢人の繊維業における労働観を考察する以前に、「労働」という捉え方そのものに対する疑問を呈したうえで、通過儀礼という視点から捉えることを選択した。そこに至るまでに、2. において2回目の米沢大火（1919年）を契機に小規模事業所の多さという地域特性が形成されたことを整理しつつ、江戸時代末期から大正時代に至る時間の連続性（それらの時代における人々の営み）に注目をして、農家、商家、職人、武家における繊維産業との関係は体制と環境の変化によって異なることを述べた。とりわけ、体制の変容を経て大正時代まで生活を営んできた旧領民と国民の生業を「労働」という単一の用語のみで解釈するという観念は狭い範囲でしか論じられないとの考えに至った。そして、「通過儀礼」の概念を拠りどころに考察するとの結論に到達した。

⁶⁹ 布施賢治 [2022a], p.15. に基づき記している。一文前も同様である。

⁷⁰ 布施賢治 [2022a], pp.4-5, p.20, p.288. に基づき記している。

⁷¹ 布施賢治 [2022b] を参考に記している。

⁷² 「比較的上層に限られた」という一文は、「学校系列とそれによる官員登用のルート」（見田宗介 [2012], p.185.）にかかっている。また、一次資料の確認に至っていないが、同資料に拠ると中等教育機関への進学率は1895年4.3%、1935年18.5%と低調だった。

3. では「通過儀礼」に注目をして、「個人をある特定のステータスから別の、やはり特定のステータスへと通過させる」(ファン・ヘネップ [2012], p.14.) という概念、ならびに、「各種の「通過」による属性の更新や賦活性を分析する枠組」(及川祥平 [2020], p.4.) という概念を拠りどころに、米沢の繊維業に関わる人々の生業を掘り下げて解釈をした。大正時代において、職業を模索する意識はそれ以前と比べれば高まった。しかしながら、太平洋戦争までの軌跡と敗戦後の労働法の変化を鑑みると、江戸時代末期から大正時代における通過儀礼は、ライフイベントを含め「あらかじめ人生の全体を網羅するものとして意味づけられていた」(及川祥平 [2020], p.11.)、もしくは、その影響を色濃く残していたといえよう。江戸時代末期から大正時代において米沢の繊維業を営んでいた人々のルーツは多様であり、藩主、武家、商家と職工、農家の混在していたためである。

4. では、混在している状態をある程度整理するために、それぞれの「通過儀礼」を整理した。その結果、商家、職工、農家における「通過儀礼」は殆ど変化しておらず、一人前と認められる能力を備えたと見なされることを以て新たなステージに移行していることを確認した。他方で、武家は、大政奉還ならびに禄から米穀基準の給付に移行したこともあって、江戸時代における元服の式という「通過儀礼」はライフイベントの色合いに変化した。そして、士族授産政策に適応するひとつの選択としての機業(経営者や職人)への転職、旧藩における家臣団のまとまりを保つかたちで中央集権体制のもとでの立身出世主義をつうじた故郷の地位向上に至る「武士の育英会事業」の仕組みづくりが構築されたのである。その結果、江戸時代における武家の通過儀礼から、武家の主導権と体面を保てる軍人や要職に至る通過儀礼(高等学校や軍学校に入学すること、国家の諸分野において名声や影響力を行使できる職位・職階に至ること)に変化したといえよう。

5. (本節)では、これらを踏まえて通過儀礼の観点から米沢の繊維業における営みを考察する。武家以外の商家、職工、農家における「通過儀礼」は、労働や経営というよりも、家族やコミュニティにおける一人前として果たすべき務めだったと位置づけられるよう⁷³。このことは、都市部を中心に労働闘争の激しかった「1955年になっても業界の95%は出来高払いだったとのこと」(小野榮 [1990], p.203.)という指摘からも推察できる(脚注24参照)。中央集権体制において富国強兵の一環としての殖産興業⁷⁴という大

⁷³ 米沢は帝人発祥の地だが、この支援組織だった鈴木商店(大正時代中期において日本一の総合商社)のように県外(神戸)に本社を置いている企業も存在していた。このように資本を米沢に投下している事例についての資料を踏まえた記述に至っていない点、留意されたい。

⁷⁴ 2. (3) 参照。

義の範囲内ならば、資本家は活動を妨げられ難く需要に応じた労働⁷⁵を強いることも可能だったこと、ならびに、複数回の不況や天災に遭う一方で産業政策も功を奏したことによって「機成金」を狙える機会でもあった⁷⁶。この時期は、労働者と資本家ともに時流に乗って成功を収める機会と苦境の繰り返されていた時代であり、現代日本の尺度だと測り難い一面を有していた。

武家における「通過儀礼」は、旧藩主と家臣団とのつながりを保ちながら⁷⁷武家の主導権と体面を保てるかたちで新政府のもとで貢献する仕組みを模索した結果、そのひとつの形として「武士の育英会事業」を選択した。「通過儀礼」という観点だと前述した高等学校や軍学校に入学すること、国家の諸分野において名声や影響力を行使できる職位・職階に至ること⁷⁸に変化したといえよう。換言するならば、旧米沢藩のまとまりを保っている武家における「通過儀礼」は、旧藩や地域に富や名声を還流させる人材（中央政府に影響力を持てる地位に就くという官位の更新を遂げて、旧米沢藩と地域を賦活できる人材）になることだと位置づけられよう。

ただし、「武士の育英会事業」の仕組みは、大正デモクラシーにおいて批判の対象になっていた。最上義勇会（旧新庄藩士族の同郷会）における時代に合致した運営にかかる議論、ならびに、最上義勇会の会誌『葛籠』において貸費生であり会員でもあったと思われる寮生による最上義勇会の幹部と事業全般に対する批判からこの時代における変化の一端を垣間見ることができる⁷⁹。このように、旧藩の武家主導の仕組みの模索と構築は、大正デモクラシーの前まで軌道に乗りそうだったが、大正時代における民主化と幅広い平等を求める機運の高まりによって、大衆に至るまでの幅広い支持を得るには至らず動揺していた。そして、その後の国家総動員法に至り「通過儀礼」は、中央集権体制に馴染むかたちで大衆（本稿に沿って記すならば、商家、職工、農家）を組み込んでいくのである。

⁷⁵ 小山内誠永次編 [1978], pp.15-16 に記されているように、香坂太郎氏の企業では1914年頃の不況時に織工の生活保障に奔走する事例のある一方で、過酷な労働環境も広範に存在していた（2.（3）参照）。

⁷⁶ 2.（3）参照。

⁷⁷ 米沢における華族と旧家臣団とのつながりについての資料収集が不十分な状態で記している旨、留意されたい。

⁷⁸ 4.（3）ウ. 参照。

⁷⁹ 布施賢治[2022], pp.149-150 参照。本稿に関連している情報として、中等教育機関への進学率の低さ、郷土像の動揺、高等教育批判、軍人人気低下を記している（4.（3）ウ. 参照）。

6. まとめと今後の課題

本稿では大正期を中心にした米沢の繊維業を対象に、江戸時代末期から大正時代において米沢の繊維業を営んでいた人々のルーツの多様さを鑑み、現代の労働という尺度で論じ難いことを指摘したうえで、「通過儀礼」という概念に依るかたちで解釈を試みた。そして、農家、商家と職工、武家それぞれの「通過儀礼」を踏まえたうえで、米沢の繊維業における「労働観」に相当するものは2点に大別できると指摘をした。1点目は武家以外の商家、職工、農家における「通過儀礼」であり、労働や経営というよりも、家族やコミュニティにおける一人前として果たすべき務めである。2点目は旧米沢藩のまとまりを保っている武家における「通過儀礼」であり、旧藩や地域に富や名声を還流させる人材（中央政府に影響力を持てる地域就くという官位の更新を遂げて、旧米沢藩と地域を賦活できる人材）になることである。すなわち、この時代における「通過儀礼」は、労働と経営の一要素として説明可能だという結論に至るものである。

本稿は粗い整理に基づいている。しかし、貢献と思われることとして、中小企業論や経営学の視点から解釈し難い江戸時代から大正時代を対象に、論文として成立する可能性を模索したことが挙げられる。そして、考察を進める上で米沢市の繊維業にかかる情報を背景として、民俗学や近代日本史の知見に求めたという試みである。より踏み込むならば、未来において新興諸国の台頭と衰退を国家ごとの「型」として比較する際に、それぞれの国家における体制に阿ないかたちで考察する試みでもある。

しかしながら、本稿の課題も多い。それぞれの時代における多様な資料、民族史、古文書、産業遺産についての整理と理解を求められることである。とりわけ、米沢のように多数の資料の存在している地域だと、より丁寧な理解が求められよう。他方で、複数の視座から記されている資料の殆ど存在していない地域や時代だと、歴史を遡って理解に努める意義は乏しいといえよう。この点は将来的な課題である。

謝辞

『労働観のプロジェクト』に携わる機会を頂いたプロジェクト代表の荒川敏彦教授を始めとしたプロジェクト・メンバーの皆さま、ならびに、千葉商科大学の総合研究センターに心より厚く御礼申し上げたい。

参考資料

『青木厚一伝』刊行委員会 [2009], 『青木厚一伝――身にして三生――』, 米沢信用金庫. (非

売品)

市村仁 [1987], 『遠つ祖先を覚えて－山形市村氏の系譜－』, (非売品)

及川祥平 [2020], 「人生儀礼」考－現代世相への対応に向けて－, 成城大学文学部編, 『成城文藝』, 254, pp.1-25.

小山内誠永次編 [1978], 『大正期の米織業界を語る』, 米沢信用金庫, (非売品)

小野榮 [1990], 「生業－織物業－」, 米沢史編さん委員会編, 『米沢市史 民族編』, pp.194-205, 米沢市長 (高橋幸翁).

小松史朗 [2023], 『日本の生産システムにおける労働と管理－変容過程とその含意－』, ミネルヴァ書房.

鈴木清 [2017], 「東北の民家」, 東北芸術工科大学東北文化研究センター編, 『環境動態を視点とした地域社会と集落形成に関する総合的研究平成24年度～平成28年度文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業研究成果報告書』 (<https://blog.tuad.ac.jp/tobunken/wp-content/uploads/2017/05/e2b28062ef4481d13f19adb7c1bba022.pdf>). 閲覧日 2024年9月29日

鈴木商店記念館 [2024] 「人造絹糸の開発、帝人の設立」 (<https://www.suzukishoten-museum.com/footstep/history/cat3/cat2/>). 閲覧日 2024年9月29日

鈴木亮・鈴木仁 [1990], 「生業－養蚕－」, 米沢史編さん委員会編, 『米沢市史 民族編』, pp.177-193, 米沢市長 (高橋幸翁).

清响一郎 [1990], 「日本の品質管理の2つの特質とその海外移転可能性について－北米日系自動車部品生産の現状と直面する困難の性質－」, 日本中小企業学会編, 『日本中小企業学会論集9－世界の中の日本中小企業－』, pp.77-94, 同友館.

武田正 [1990], 「人の一生」, 米沢史編さん委員会編, 『米沢市史 民族編』, pp.291-392, 米沢市長 (高橋幸翁).

武田正・奥村幸雄 [1990], 「年中行事」, 米沢史編さん委員会編, 『米沢市史 民族編』, pp.207-290, 米沢市長 (高橋幸翁).

中牧弘允・安達義弘・石井研士・村上興匡・山田慎也 [2001], 「サラリーマン通過儀礼に関する宗教学研究」, 国立民族学博物館・先端民俗学研究部.

農商務省商工局 [1903], 『綿糸紡績職工事情』 (<https://dl.ndl.go.jp/pid/801149/1/48>). 閲覧日 2024年9月29日

荏戸義政・中條至資 [1801], 「農家伍什組合掟書」 (<https://www.library.yonezawa.yamagata.jp/dg/KK006.html>). 閲覧日 2024年9月29日

ファン・ヘネップ [2012], 『通過儀礼』, 綾部恒雄・綾部裕子訳, 岩波文庫. (Arnold

- van Gennep [1909] , "*Les rites de passage*", Étude systématique des cérémonies, Librairie Critique, E. Nourry.
- 布施賢治 [2022a], 『「日本型」育英事業の思想－尚武と錬成の近代－』, 日本経済評論社.
- 布施賢治 [2022b], 「米沢人としての在り方－天職労働との関係から－」, 千葉商科大学経済学研究所「労働観の変遷プロジェクト」講演会資料.
- 見田宗介 [2012], 『定本 見田宗介著作集Ⅲ－近代化日本の精神構造－』, 岩波書店. (見田宗介 [1971], 『現代日本の心情と論理』, 筑摩書房.)
- 山形県立米沢女子短期大学附属被服研究所 [1990], 「衣食住」, 米沢史編さん委員会編, 『米沢市史 民族編』, pp.523-642., 米沢市長（高橋幸翁）.
- 山田近房 [1740], 「米沢雑時記」 (<https://www.library.yonezawa.yamagata.jp/dg/HF058.html>) . 閲覧日 2024 年 9 月 29 日
- 養蚕方 [1806], 「養蚕手引」 (https://www.library.yonezawa.yamagata.jp/dg/AB629_view.html) . 閲覧 2024 年 9 月 29 日
- 米沢市 [2024], 「令和 2 年米沢市の工業工業統計調査結果報告書」 (<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/soshiki/2/1006/6/2/1/6114.html>) . 閲覧 2024 年 12 月 24 日
- 渡部恵吉・小沢静夫編 [1980] 『米澤織物史』, 米沢織物協同組合連合会.

第2章

ワーク・ライフ・バランスの労働観 —女性の「社会進出」の視点から—

奥寺 葵

1. はじめに

現代社会において、仕事と生活の調和を目指す「ワーク・ライフ・バランス」（以降、WLB）は、労働政策や社会政策の重要な課題として注目されている。「働き方改革」や少子化対策の一環として進められてきた WLB は、すべての働き手が自身の生活と仕事を調和させることを目標として掲げ、労働時間の短縮や柔軟な働き方の導入などを推進してきた。しかし、その議論が進む中で、WLB の枠組みや実践が必ずしも現実の課題を十分に捉えきれておらず、新たな不均衡や課題を生み出している可能性が指摘されている¹。

そもそも、WLB の理念は、従来のファミリー・フレンドリー施策から発展したものである。ファミリー・フレンドリー施策は、性別役割分業を前提に、育児や介護などの家庭内の責任を担う女性が労働市場での役割を果たし続けられるよう支援することを目的としていた。他方で、WLB は、こうした施策をさらに拡張し、働き方全体を包括的に見直す枠組みとして位置付けられている²。しかしながら、実際には女性の「社会進出」を促進することが中心的な課題とされ、男性の働き方の改革や家庭内労働の負担の公平な分配については、十分に議論が深化していない。このため、WLB が掲げる「調和」という概念は、現実の労働環境や家庭の役割分担において、労働政策としての側面が優先される形で運用されている。

さらに、WLB の枠組みは、仕事と生活を切り分けて捉える視点を前提としている³。これは雇用労働を「外」でおこなわれる生産的活動とし、家庭内労働を「内」でおこなわれる「生活」の一部として位置付ける考え方に基づいている。この視点は、職場と家庭の役割分担を固定化するだけでなく、家庭内での責任が依然として女性に集中しやすい状況を温存する要因となっている。こうした現状を背景に、WLB が単なる「女性の就労支援」

¹ たとえば、久本（2017）が挙げられる。

² 平澤（2021）

³ 池田（2010）

にとどまらない、包括的な働き方の再編成として機能するには、その枠組みそのものを再考する必要がある。

本章では、このような課題を踏まえ、以下の4つの観点からWLBの枠組みを再検討する。まず第2節では、WLBの展開を整理し、その基本的な枠組みと背景を概観したうえで本章の目的・課題と方法を論じる。次に、第3節では、女性の「社会進出」をめぐる研究史を振り返り、これまでの議論がWLBに与えた影響を分析する。第4節では、女性の「社会進出」とWLBの動向を検討し、政策や実践の中で浮かび上がるその特徴と限界を考察する。そして第5節では、従来のWLBが抱える限界と課題を批判的に検討し、仕事と生活を真に調和させる新たな視座を提示する。

本章を通じて、WLBが労働政策の枠を超え、働き手一人ひとりの多様なニーズに応える新たな枠組みへと発展する可能性を探ることを目指す。同時に、仕事と生活を切り分けることなく、双方を統合的に捉える視点の必要性を示し、持続可能で公平な働き方の実現に向けた議論の一助となることを目指す。

2. 本章の目的・課題と方法

(1) WLBのとらえ方⁴

従来、WLB論では、「広義のライフにはワークが含まれる」ことを前提に、「ワーク」と「ライフ」は切り離してとらえられてきた。なぜ「ライフ」から「ワーク」を取り出して議論するのかというと、雇用されて働いている人々の「ライフ」の現状を考えると、「ワーク」のあり方が「ライフ」のあり方を規定する程度が大きい構造になっているからである⁵。それゆえに、WLBの議論では、経営への従属性が高い雇用労働を想定して「ワーク」を取り上げるのである。したがって、WLB論における「ワーク」は「生産活動」であり、「ライフ」は「非生産活動」となる。

本来「ライフ」を構成する一要素であるはずの「ワーク」が個人や家庭にとって時間的にも心理的にも肥大化し、「ワーク」のあり方が「ワーク」以外の生活のあり方を規定するほどになっている。かつ、そのような状況が個々人の労働観や価値観のみに起因するのではなく、「仕事専念型」を前提とする企業経営や社会構造に起因するという立場にWLB論は立つ。すなわち、「仕事専念型」社会の変革を目指す問題解決志向に立つものである⁶。

⁴ 奥寺（2021）に依拠している。

⁵ 山口・樋口（2008）

⁶ 池谷（2009）

したがって、WLB の具体的な内容は「働き方の見直し」、「働き方改革」であり、雇用形態から職場風土、労働者の業務内容・意識を含む観点からの働き方・働かせ方の変革に焦点が当てられる。

(2) WLB 問題の展開

一般に「仕事と生活」という問題が注目を集めるようになったのは、1989 年の「1.57 ショック」からであった。1990 年に、前年（1989 年）の合計特殊出生率が発表され、その数値が、過去最低を記録した 1966 年の数値、1.58 を下回ったのである。（図表 1 参照）

この「1.57 ショック」を契機に政府の少子化対策が進められた。もともと少子化対策では、子どもをもつ労働者を対象に「仕事と子育ての両立」が重要な課題とされていた。しかし、1990 年代後半からの景気低迷の中で失業率の高まり、さらにフリーターの増加など「安定的な仕事を得られないために家庭を持ってない若者の存在が社会問題化」するとともに、男性正規労働者の「長時間労働が進む」ことになる⁷。このように少子化や「働き方の見直し」を背景に、WLB という問題が注目されるようになったのである。

大沢（2006）によれば、少子化を契機に進められた「女性が仕事と家庭を両立できるように、保育所を整備したり、育児休業制度を整えたり、働く女性を支援する施策」が「家族と仕事の調和（ファミリーフレンドリー）」であり、こうした「施策に加えて、男性も含めた働き方そのもの」の改革が「仕事と生活の調和（WLB）」と呼ばれているとされている⁸。このように「仕事と生活」という問題は、少子化の進展を背景にファミリー・フレンドリーとして扱われてきたのであり、さらに「働き方の見直し」とともに WLB 施策へと展開してきた⁹。しかしながら、ファミリー・フレンドリー施策から WLB 施策への展開は、少子高齢化による労働力不足という問題を媒介に進められてきたことを忘れてはならない¹⁰。いずれにせよ、「仕事と生活」という問題は、少子化を契機にファミリー・フレンドリー施策として具現化し、「働き方改革」や労働力不足を背景に WLB 施策として展開してきたのである。

(3) 社会問題としての WLB – WLB の労働観 –

「仕事と生活」に関わる問題は、少子化対策や「働き方改革」など政府の政策として扱

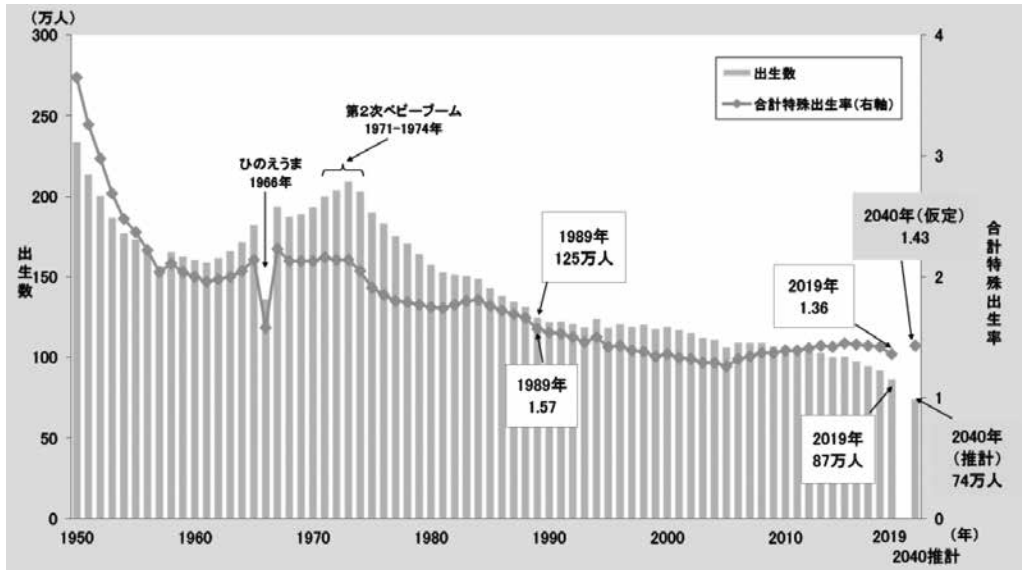
⁷ 大石・守泉（2011）

⁸ 大沢（2006）

⁹ 平澤（2021）

¹⁰ 石塚（2016）

図表1 出生数、合計特殊出生率の推移



出所) 厚生労働省 (2020)

われてきた。少子化や働き方が問題とされるようになるにつれて、企業でも両立支援や「働き方改革」などさまざまな取り組みがおこなわれ、両立支援や「働き方改革」が企業経営にいかなる影響を及ぼすのかといった研究が進められてきた。それは、政府の少子化対策や「働き方改革」の実効性が、企業における両立支援や「働き方改革」の取り組みに規定されるからであり、企業での取り組みに「生産性や経営効率を高める機能がなければ、企業にはそれらを採用するインセンティブがない¹¹⁾」ことから、両立支援や「働き方改革」の経済性に関する研究が積極的に取り組まれてきた。少子化や長時間労働といった社会的な問題の解決を課題に、両立支援や「働き方改革」の経済的有用性を検討することに重要な意義を見出すことができるとしても、企業における両立支援や「働き方改革」が少子高齢化を背景とする労働力不足を契機に急速に進められた¹²⁾。したがって、個別企業の労働力対策との関連から問うことが必要とされてきたのである。

ここで重要なことは、いかなる問題に注目して両立支援や「働き方改革」の施策が決定されるのかということである。というのも、さまざまな社会の現実のなかから何を問題にするのかによって、浮かび上がってくる「実態」が決まってくるからである。政策決定の

¹¹⁾ 酒井・高畑 (2011)

¹²⁾ 平澤 (2021)

背後にある「実態」は決して社会の「現実」をそのまま映し出しているわけではなく、あくまでも問題設定によって構築された「現実」に過ぎない。しかも問題設定の背後には、しばしば「本来はどうあるべきか」という回答がすでに用意されており、これによって問題解決の方向性も規定されてくるからである¹³。

このような認識が正しければ、WLB 論において「べき論」が多く見られる理由は、その政策策定や議論の過程が、客観的な社会の「実態」を単純に反映したものではなく、問題設定を通じて構築された「現実」に依拠している点にあるといえる。この「構築された現実」は、社会における特定の価値観や目標を前提とし、それに基づいて問題を定義することで形作られる。すなわち、どの視点から社会の「現実」を切り取り、何を「問題」として設定するかによって、政策や議論の方向性が決定される。この過程で、「本来こうあるべきだ」という価値判断が潜在的に組み込まれ、結果として「べき論」が WLB 論の議論を支配する構造が生まれている。

たとえば、WLB に関連する政策が「女性の社会進出を支援する」という目的に焦点を当てる場合、政策の主な課題は、女性が育児や介護といった家庭内の責任を担いながらも労働市場での役割を果たせるようにすることとなる。この問題設定には、性別役割分業がある程度維持するという暗黙の価値観が含まれており、家庭内労働の負担を男性と分担する必要性や、性別に依存しない新たな労働モデルの構築といった視点は十分に議論されないままとなる。結果として、政策の方向性は、「どうあるべきか」という価値観を前提に限定的な解決策に向かう傾向が強まる。このように、「本来の姿」を先に規定することが、WLB 論を「べき論」に偏らせる主要な要因となっている。

さらに、政策決定の過程において、問題設定の背後にある価値観や目標があらかじめ固定化されている場合、議論の範囲は狭められ、多様な視点や現実が排除されるリスクが高まる。特に、労働市場と家庭の役割分業を当然の前提とする従来の枠組みが再生産される中で、WLB 論は新たな価値観や包括的な解決策を提起する余地を失うことになる。この結果、WLB の議論は、現実の多様性を反映することなく、従来の労働観や家庭モデルを正当化する「べき論」に依存する形で進展していく。

WLB 論が抱える最大の課題は、その枠組みがもつ暗黙の前提や価値観が、労働市場や家庭内労働の不均衡を本質的に解消する議論を阻害している点にある。特に、現実の「多様性」や「複雑性」を捉える視点が欠如しているため、政策の具体化においては、従来の性別役割分業を温存する形で「調和」が模索されるにとどまっている。本章では、WLB

¹³ 姫岡（2004）に着想を得ている。

論の「べき論」的傾向を批判的に分析し、その背景にある問題設定の重要性と、それが政策や議論の方向性をいかに制約しているかを考察することにした。

3. 女性の「社会進出」をめぐる研究史と現状

日本における女性労働に関する従来の研究としては、主に女性が家庭から社会へ出て、被雇用者となることを女性の「社会進出」という現象としてとらえ、それが多様化、積極化していく過程が明らかにされてきた¹⁴。具体的には、明治・大正期における製糸業や紡績業における「女工」を当該期の女性労働の典型と位置づけ、戦時中の男性労働の不足を補うために女性労働者数が増加したこと、第二次世界大戦後、男性労働力の増加に伴って、女性労働者数が激減したことが明らかにされている¹⁵。加えて、この時期において、参政権、「教育基本法」、「労働基準法」、「労働組合法」、「民法」など、「民主主義」の理念に貫かれた法律や制度が登場したことによって、女性労働を取り巻く状況は大きく変化したとされる¹⁶。

さらに女性労働を取り巻く状況が変化するのとは高度経済成長期である。産業の発展と高度化が女性の賃労働化を促進し、生産労働分野が多様化したことに伴って、女性労働は量的にも質的にも大きな変貌を遂げた¹⁷。その過程において、外で働く夫を支える妻には、家庭を守る「主婦」の役割が期待された。大半の女性は学校を卒業すると一時期は働くが、結婚・出産を機に退職し子育てに専念した。その後、若年労働者の不足、家電製品の普及に伴う家事労働の軽減、就業意識の変化等によって、家庭に入った女性たちは子育てが一段落すると、パートタイム労働者として職場に進出した。このような経緯から、1985年に「男女雇用機会均等法」が成立した。女性の就業に関する一般意識や企業の取組は徐々に変化し、2015年には働きたい女性の個性と能力を発揮できる環境づくりのために、国、地方公共団体、民間企業などの責務を明らかにした「女性活躍推進法」も制定された¹⁸。

女性労働に関する法制度が企業の雇用制度に及ぼした影響について、薄葉（2017）では「法制度と企業の対応」について、松浦（2014）に依拠して、「第一の時代（1986～1998年）」を「男女労働者の機会均等を主目的とする法対応として女性活用スタート」の期間として、

¹⁴ たとえば、広田（1979）、中村（1985）などが挙げられる。

¹⁵ 広田（1979）

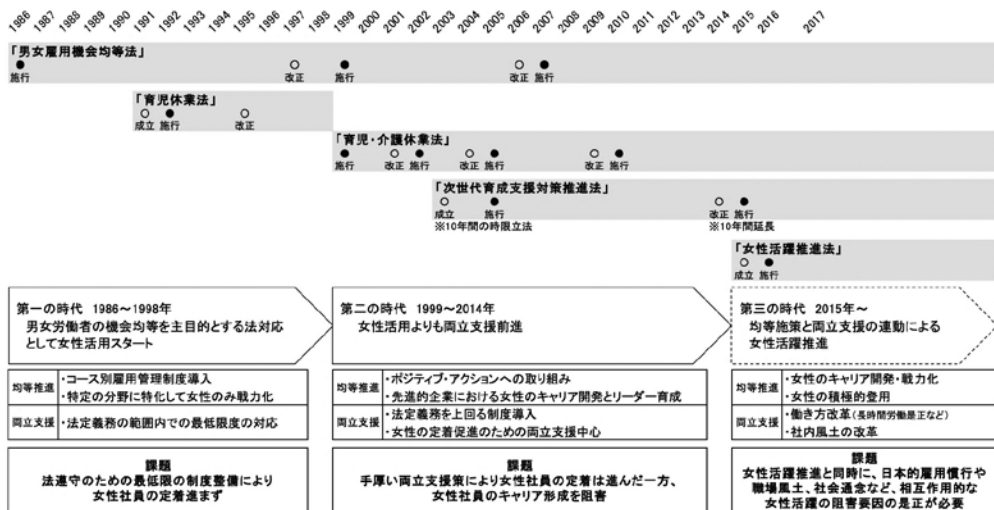
¹⁶ 湯澤（2009）

¹⁷ 湯澤（2009）

¹⁸ 林・前田・松田・海保・松崎・小山・桂川（2023）

「第二の時代(1999～2014年)」を「女性活用よりも両立支援前進」の期間として、そして、「第三の時代(2015年以降)」を「均等施策と両立支援の連動による女性活躍推進」の期間として、それぞれ均等推進、両立支援の側面から、現状と課題について論じている¹⁹。(図表2参照)

図表2 女性の社会進出とWLB政策の変遷



出所) 薄葉 (2020)

「第一の時代(1986～1998年)」には、「男女雇用機会均等法」と「育児・介護休業法」が施行された。「男女雇用機会均等法」施行以前は、同じ企業内で男性と女性は異なる仕事に就くことが多く、男性の多くが責任ある基幹的・管理的業務に配置される傾向があるのに対し、女性は補助的・定型的な業務に配置される傾向にあった。同法施行後は大企業を中心に、配置・昇進、教育訓練機会が異なる「コース別雇用制度」が導入された。コース形態には、主に基幹的業務に従事し転居を伴う転勤がある「総合職」、主に補助的業務に従事し原則転居を伴う転勤がない「一般職」、総合職に準ずる業務に従事し原則転居を伴う転勤がない「中間職」等がある。企業の均等推進の動きとしては、「コース別雇用制

¹⁹ 松浦 (2014) は、女性労働に関連する法制度の変遷を①「第一の時代」(1986～1999年)、②「第二の時代」(2000年代)、③「第三の時代」(2010年代)の3つの期間に区分し、企業の行動に影響を及ぼした法制度の動きを概観し、企業における女性活用の事例について、区分ごとの両立支援と均等推進の特徴ならびに女性活用の傾向を分析している。法制度としては、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法」を挙げている。特に、「男女雇用機会均等法」施行がそれまでの男女別の雇用管理を規制し、企業の女性活用政策の転換点になったとして、1986年以降を分析対象としている。

度」の導入により一部の女性を総合職として活用する動きのほか、特定の分野に特化して「女性だけの」など「女性のみ戦力化」する動きが見られた。また、企業は両立支援として、1992年の「育児休業法施行」により育児休業制度の導入が求められたが、法定どおり子が1歳になるまでの最低限度の期間設定が大半を占めており、利用者は限定的であった。このような企業による法遵守のための最低限の両立支援は女性社員の定着につながらず、結果として女性管理職比率が微増にとどまった²⁰。

「第二の時代(1999～2014年)」は、合計特殊出生率の低下が下げ止まらないことから(図表1参照)社会的に少子化への危機感が強まり、仕事と家庭の両立支援に関する法整備が進み、「男女雇用機会均等法」ならびに「育児・介護休業法」が改正され、「次世代育成支援対策推進法」が施行された。

改正された「男女雇用機会均等法」は、企業に男女労働者間で職域や職業的地位に生じている格差解消のためのポジティブ・アクションへの取り組みを求めた。企業の均等推進の動きとしては、ポジティブ・アクションもさることながらグローバル化に対応するため、ダイバーシティ戦略として多様な人材の能力を活かすという視点から女性活用の強化を図り、これまで女性が就くことが少なかった職務(営業、管理職等)や高度な業務などへ女性の職域拡大が進められた。同時に多くの企業で、「コース別雇用管理制度」のコース区分の廃止・見直しが行われた。しかしながら、企業の女性活用に関する関心は高まらなかった。2005年施行の「次世代育成支援対策推進法」が、従業員規模301人以上の企業に対し、仕事と子育ての両立を可能とする雇用環境整備と、次世代育成推進対策実施のための具体策である一般事業主行動計画の策定・届出を義務づけたことにより、企業は均等施策よりも女性の定着促進を重視した両立支援制度の整備を促進させた。「第二の時代」の後半には両立支援により女性の定着は進んだ一方で、制度を利用した女性のキャリア形成の遅れが新たな課題として浮かび上がってきた²¹。

「第三の時代(2015年以降)」には、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、「女性活躍推進法」が施行された。「次世代育成支援対策推進法」改正により従業員101人以上の企業は仕事と子育てを両立する雇用環境整備が求められることとなった。加えて「女性活躍推進法」により企業は数値目標を設定して、女性の採用者数や女性管理職比率の拡大、平均勤続勤務年数の伸長、長時間労働是正など働き方改革に取り組むことが求められるようになった²²。

²⁰ 薄葉 (2020)

²¹ 薄葉 (2020)

²² 薄葉 (2020)

これらの経緯を踏まえると、企業は均等推進と両立支援を連動させた仕組みづくりに徐々に取り組んできたといえる。まとめると以下ようになる。企業における女性活躍の推進は、大きく三つの時代に区分して捉えることができる。まず「第一の時代」では、最低限の法的対応として女性の活用が始まった。この時期の取り組みは、法律の要請に応じた表面的な対応が中心であり、女性の雇用や昇進に関する進展は限定的であった。

次に「第二の時代」では、少子化が深刻な社会問題として浮上し、それに伴い女性の労働力参加を支えるための両立支援施策が重要視されるようになった。この段階では、女性が育児や介護といった家庭内の責任を果たしながら就労を続けられる環境整備が重点的に進められ、女性活用から両立支援へのシフトが見られた。

そして、「第三の時代」においては、均等施策と両立支援が相互に連動する形で女性活躍推進が展開されている。この時期には、女性が職場で十分に力を発揮できるよう、働き方の柔軟性や職場環境の改善が進められ、均等推進と両立支援が一体的に進化する段階に至ったと言える。

こうした変遷は、企業が女性活躍推進に取り組む際に直面してきた課題や、社会的な背景の変化を如実に反映している。均等推進と両立支援が連携することで、女性が個々のキャリアと家庭の責任を両立させながら、社会的・経済的に持続可能な形で活躍できる仕組みが模索されつつある。しかし、依然として性別役割分業や家庭内負担の偏りなど、根本的な課題が残されていることもまた事実である。

4. 女性の「社会進出」とWLBの動向

WLBにおいて、「ワーク」は「収入を伴う稼得ワーク」と「収入を伴わない非稼得ワーク」の2つに分類される。本節では、特に女性の働き方において重要とされる、これら2つの「ワーク」のバランスに焦点を当てる。WLBという言葉が一般に示す「バランス」とは、これらの調和を指しており、現代社会において議論の中心となっている。

日本の法制度や企業の雇用制度に目を向けると、「稼得ワーク」を支える仕組みについては一定の整備が進んでいるものの、「非稼得ワーク」に対する支援は依然として不十分であるのが現状である。たとえば、「育児・介護休業法」は、労働者が育児や介護のために休暇を取得する権利を保障しているが、制度の活用状況には課題がある。その背景には、育児や介護といった家庭内の責任が「個人の負担」と見なされる傾向が強いことが挙げられる。

本節では、妊娠・出産・育児期の女性の働き方を中心に、「両立」を支えるための法制

度や支援策について検討し、現行の制度の限界や課題を明らかにする。

(1) 妊娠・出産との両立

ア. 「労働基準法」における母性保護規定²³

「労働基準法」には産前・産後休業があり、産前6週間は女性が請求した場合に利用できる休業、産後8週間は雇用主が就業をさせてはならない強制休業となっている（法第65条第1項及び第2項）。また産前・産後休業期間およびその後30日間は解雇制限があり、解雇は禁止されている（法第19条）。産前休業に入るまで女性は「働く妊婦」として8か月あまりを職場で過ごすことになる。身体的制約を伴う妊娠期間中、身体的にも精神的にも安心して働けることが重要となる。

また、「労働基準法」には各種の就業制限措置が設けられている。妊婦の軽易業務転換（法第65条第3項）、妊産婦等の危険有害業務の就業制限（法第64条の3）、妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限（法第66条第1項）、妊産婦の時間外労働・休日労働・深夜業の制限（法第66条第2項及び第3項）である。これらは「妊婦の請求」によって認められるもので、事業主が応じない場合は罰則が課せられる（法第119条）。

イ. 「男女雇用機会均等法」における母性健康管理措置²⁴

「男女雇用機会均等法」（以降「均等法」）にもさまざまな母性保護措置が規定されている。妊娠中は定期的に通院する必要があるが、保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保が保障されている（法第12条）。また医師等から指導があればそれら指導事項を守ることができるようにするための措置を講じなければならない（法第13条）。必要な措置とは具体的には妊娠中の通勤緩和措置、妊娠中の休憩に関する措置、妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置である。また医師等の指導事項を的確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用が推奨されている。さらに通勤緩和措置及び休憩に関する措置については、医師からの具体的な指導がない場合においても、女性本人から申し出があった場合は適切な対応をとるよう求めている。

さらに、これらの制度を利用したことによって女性労働者が不利益を被ることがあってはならない。「均等法」には妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止（法第9条第3項）が定められている。不利益取扱いとは具体的には、解雇や減給、降格人事等の不当行為を

²³ 厚生労働省（2024a）

²⁴ 厚生労働省（2024a）

指す。しかしながら、「均等法」には「労働基準法」のような罰則規定はない。事業主に対する行政指導（法第 29 条）とそれに従わない悪質なケースについては制裁措置として企業名が公表される（法第 30 条）。

ウ．制度利用の状況

前述したように、妊娠・出産保護は制度的には拡充されてきた。しかし、それらが十分活用されているとはいいがたい。「均等法」の母性健康管理措置は規定率も利用率もいまだ低く、厚生労働省の調査によれば通院休暇の規定がある事業所は 57.0%（図表 3 参照）、通勤緩和措置が 47.9%（図表 4 参照）など規定率はそれぞれ 5 割台、4 割台にとどまっている²⁵。また、利用状況も通院休暇が 12.5%、通勤緩和措置、妊娠中の休憩に関する措置の利用率は 5% 程度である²⁶。

図表 3 妊産婦の通院休暇の規定の有無、内容別事業所割合（%）

	事業所計	規定あり	規定の内容					規定なし	不明	
			1日単位	半日単位	時間単位	必要に応じて	その他			
平成30年度	100.0	43.2	(100.0)	(20.2)	(8.5)	(18.6)	(48.5)	(4.1)	53.4	3.4
令和4年度	100.0	57.0	(100.0)	(20.4)	(6.1)	(20.5)	(50.5)	(2.5)	42.8	0.1

出所）厚生労働省（2023b）

図表 4 妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定の有無、内容別事業所割合（%）

	事業所計	規定あり	規定の内容（複数回答）				規定なし	不明	
			時差通勤	勤務時間の短縮	通勤手段や通勤経路の変更	その他			
平成 30 年度	100.0	38.5	(100.0)	(72.9)	(75.4)	(19.1)	(22.5)	58.0	3.5
令和 4 年度	100.0	47.9	(100.0)	(74.9)	(76.6)	(18.8)	(20.8)	52.0	0.1

出所）厚生労働省（2023b）

この利用率の低さは、母性健康管理の措置を周知している事業所は 49.2% で、周知方法は「就業規則に規定して配布している」68.8%、「妊産婦個人に説明している」43.3% となっており、周知が徹底されていないことが理由の 1 つとして挙げられる²⁷。また、母性保護

²⁵ 厚生労働省（2023b）

²⁶ 厚生労働省（2014）

²⁷ 女性労働協会（2006）

に関する制度は産後休業が強制休業である以外は「妊婦の請求」「妊婦の申出」によって利用できる仕組みとなっている。「請求」や「申出」がなければ必要ないのだろうとみなされてしまう。妊娠期の症状は個人差が大きく、ある人にとっては切実に必要な措置も、ある人にとっては必要ない、ということもある。そうした妊娠期特有の身体の事情が理解されていないと、「あの人は頑張っているのに、あなたは休憩を請求するのか」といった、批判にさらされてしまう。そうした周囲の無理解のために、あるいは上司の評価を落とすことを恐れ、必要な制度利用をせずに、かなり無理をした「リスクイナ働き方」をしてしまうケースもある²⁸。

(2) 育児との両立

ア. 育児休業（「育児・介護休業法」）

1989年の合計特殊出生率が1.57と戦後最低となったことが翌1990年に公表され（「1.57ショック」）、以後、少子化は「社会問題」となった。（図表1参照）

1992年に育児休業等に関する法律（「育児休業法」）が施行され、それまでは看護職や保育職など一部の専門職にしか適用されなかった育児休業が民間企業でも利用できるようになった。1995年に同法は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（「育児・介護休業法」）に改正され、育児や介護といった家族的責任を果たしながら働ける社会が目指されることになった。以下、育児休業制度について外観しよう²⁹。

育児休業は男女労働者が取得できる休業であり、期間は原則子が1歳になるまで、保育園に入所できない等の特別な事情がある場合は最長2歳まで認められる（法第2条、5条）。2010年制定の「パパ・ママ育休プラス」によって、父親と母親の両方が取得した場合はプラス2か月、つまり1歳2か月まで取得できるようになっている。さらに2021年の改正（2022年施行）では期間を分割して取得することが可能となり、いったん復帰しても再取得できるようになった。父親、母親が時期をずらして交代で取得することもできるし、同時期に取得することもできる。また同改正では新たに「産後パパ育休」も制定され、これは父親が育児休業とは別に取得できる休業で子の出生後8週間以内に4週間まで取得できる（分割取得も可能）。

育休から復帰した後の働き方についても、「育児・介護休業法」にさまざまな規定が設

²⁸ 杉浦（2024）

²⁹ 厚生労働省（2024b）

けられている。3歳に満たない子を養育する労働者については短時間勤務制度や所定外労働の制限があり、小学校就学の時期に達するまでの子を養育する労働者についても時間外労働の制限や深夜業の制限がある。これらは労働者が「希望」「請求」すれば利用できるようにすることが雇用主に義務づけられている。

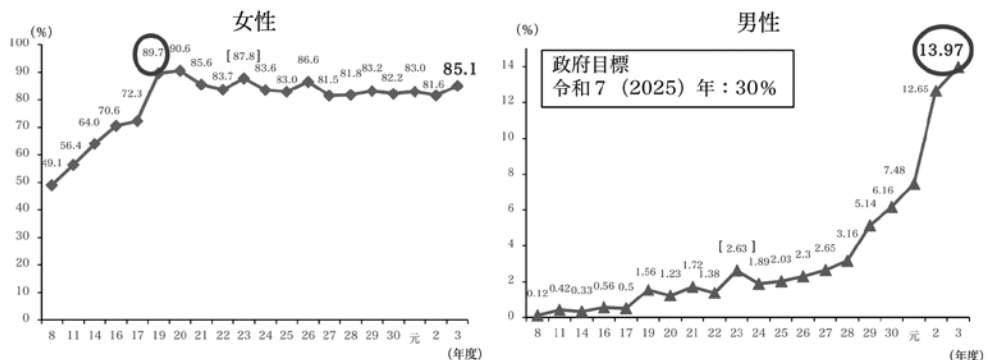
「育児・介護休業法」第10条では育児休業の申出・取得等を理由とする不利益取扱いを禁止しており、そのほか、子の看護休暇や短時間勤務制度等についても、その申出や利用したことを理由とする解雇等の不利益取扱いは禁止されている。

イ. 制度利用の状況

2010年代半ばまで男性の育休取得率は2～3%台を推移、2017年に5%をこえ、2020年に10%をこえた。2022年は17.13%と過去最高となったが、女性は2007年に89.7%と初めて8割台になって以降、8割以上をキープしている。(図表5参照)

男性の育休取得の特徴として、取得したとしてもその取得期間が短いことである。女性は9割以上が6か月以上、うち半数が1年以上取得しているのに対し、男性の場合は半数が2週間未満の取得にとどまる。うち5日未満が25.0%となっている。(図表6参照)

図表5 男女の育休取得率の推移



育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数}}{\text{調査前年の9月30日までの1年間（※）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$

(※) 平成22年度以前調査においては、調査前年度の1年間。

(注) 平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

出所) 厚生労働省 (2021)

男女の育休取得格差の背景にはさまざまな要因があるが、現実的な問題として男女の賃金格差が指摘されている。日本は男女の賃金格差が大きい国として知られ、正社員であっ

図表6 男女の育休取得期間の状況

【女性】

	5日 未満	5日 ～	2週間 ～	1月 ～	3月 ～	6月 ～	8月 ～	10月 ～	12月 ～	18月 ～	24月 ～	36月 ～
平成27年度	0.8	0.3	0.6	2.2	7.8	10.2	12.7	31.1	27.6	4.0	2.0	0.6
平成30年度	0.5	0.3	0.1	2.8	7.0	8.8	10.9	31.3	29.8	4.8	3.3	0.5
令和3年度	0.5	0.0	0.1	0.8	3.5	6.4	8.7	30.0	34.0	11.1	4.5	0.6

【男性】

	5日 未満	5日 ～	2週間 ～	1月 ～	3月 ～	6月 ～	8月 ～	10月 ～	12月 ～	18月 ～	24月 ～	36月 ～
平成27年度	56.9	17.8	8.4	12.1	1.6	0.2	0.7	0.1	2.0	0.0	-	-
平成30年度	36.3	35.1	9.6	11.9	3.0	0.9	0.4	0.9	1.7	-	0.1	-
令和3年度	25.0	26.5	13.2	24.5	5.1	1.9	1.1	1.4	0.9	0.0	0.2	-

出所) 厚生労働省 (2021)

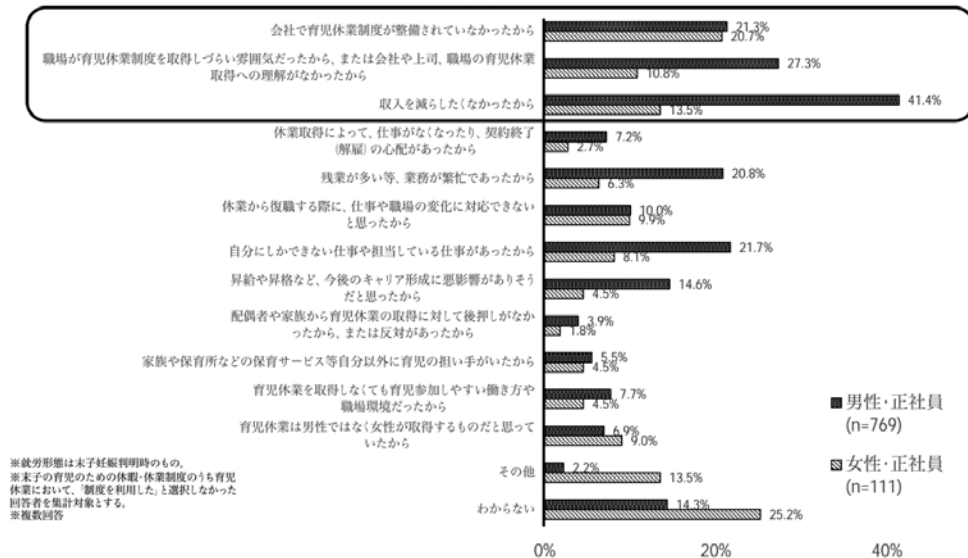
でも男性10に対して女性7である。賃金の安いほうが、すなわち多くの場合母親が取得したほうが経済的側面からは「合理的」となる³⁰。事実、アンケート調査でも「収入を減らしたくなかったから」育児休業制度を利用しなかったとする男性正社員は41.4%にのぼる。(図表7) 他方で、その「合理的選択」は男女の賃金格差を維持することにもつながる。女性だけが育児を担う状況こそが男女の働き方の違いを生み、それが結局は賃金格差につながるからだ。

女性だけが育児を担うという状況は育休復帰後のキャリアにも影響を与える。子どものいる女性はマミートラック、すなわち「ママ用トラック」を走らされ、昇進や昇給から遠ざけられてしまう現象が指摘されている。もちろん、育児をしながらの就業には制約があり、残業や出張など一定期間、担えない業務も出てくるだろう。だからこそ、「育児休業法」には時間外労働の制限や深夜業の制限等の規定が設けられている。子育て期の働き方がそれ以前と変わるのとは当然のことである。ただ、それは本来なら男性も同じではないだろうか。男性は働き方をまったく変えることなく女性だけが働き方を変えることが「あたりまえ」とされ、それゆえキャリアからの離脱を否応なく宣告されてしまうのであれば、たとえ就業継続はできたとしてもキャリアが断続する状況は変わらないことになる³¹。

³⁰ 杉浦 (2024)

³¹ 杉浦 (2024)

図表7 育児休業制度を利用しなかった理由



出所) 厚生労働省 (2021)

また、同年代の男性と同様の労働力をどの時期にも常に求められ続けることは「同等に扱われ評価される」一方で、女性特有の心身の変化やライフサイクルは考慮されず、大きな負担がかかってくる可能性がある。先進国では女性は男性に比べ社会から、家庭からと多方面より求められるものが多いとの報告³²⁾や、自由時間がより少ない傾向にあると報告されている³³⁾。

このように多くの女性がWLBを求められているが、仕事と家庭の多重の役割を持つことは、体力気力的な問題や、時間的な制約などからくる様々なストレスによりメンタルヘルス不調を引き起こしやすい³⁴⁾。実際、働く女性にかかる公私の負担や、そこから波及する「ガラスの天井」の存在は、日本の会社役員や議員における女性割合の低さからも想定される³⁵⁾。

「男女雇用機会均等法」制定当初より、総合職といったエリート的な部門、すなわち従来男性が主に従事してきた昇進可能な職務に女性が参入する形が進展してきた。しかし、この変化は、夫婦がそれぞれ片稼ぎモデルを担うという新たな雇用構造を生み出したにす

³²⁾ Prince SA, Reed JL, Nerenberg KA, et al. (2014)

³³⁾ Chatzitheochari S, Arber S. (2012)

³⁴⁾ Kakkar V, Kaur D, Chopra K, et al. (2007)

³⁵⁾ 独立行政法人労働政策研究・研究機構 (2022)

ぎない。この構造では、夫が家計の主要な担い手として長時間労働や昇進競争に従事する一方で、妻は家庭内の役割を担いながら職場での責任も果たすことを求められる。結果として、女性には二重負担がのしかかり、男性には労働中心のライフスタイルが強制されるという性別役割分業の固定化が生じている。

「男は仕事、女は家庭」とする世帯内分業の規範が浸透し、女性の就業は性別役割規範に強く規定されているのである。それが労働市場における女性の地位の低さや就業部門の性別構造に反映されただけではなく、労働過程そのものが性別役割規範を維持、強化し、その再生産に寄与しているのである³⁶。

この状況は、制度的な平等の達成を装いつつ、実質的な平等を阻害する要因となっている。特に、女性が男性と同様に昇進可能なキャリアを追求する中で、家庭内の負担が依然として女性に偏る現状は、性別役割分業の再生産を助長している。これにより、性別による不平等が職場だけでなく家庭にも浸透し、持続的な負担と不公平を伴う社会構造が維持されているのである。

このような現状を説明するにあたり、WLB論の理論的不十分さを指摘することが不可欠である。WLB論は、仕事と生活の調和を個々人の努力や企業の一時的な施策に委ねる傾向が強い。しかし、このアプローチでは、片稼ぎモデルが持つ性別役割分業という構造的な問題を解消するには至らない。たとえば、WLB論が提唱する「仕事と生活の両立」は、性別による役割分業を前提とした家族モデルを暗黙的に肯定している場合が多い。結果として、既存の不平等を正当化し、問題の本質を見過ごしてしまうリスクが存在する。

さらに、WLB論が解決策として提示する施策の多くは、労働者個々人の努力や適応能力に依存している。このため、職場や家庭における構造的な変革が置き去りにされ、性別役割分業を前提とする片稼ぎモデルがそのまま温存される傾向が強い。こうした理論的不十分さを追求し、より包括的な視点から雇用と家庭の在り方を捉える議論を深める必要がある。

夫婦間での片稼ぎモデルを超克し、実質的な平等を実現するためには、WLB論が抱える理論的限界を明確に認識し、性別役割分業という根本的な構造問題に焦点を当てた議論と政策の再構築が求められる。

³⁶ 姫岡 (2002)

5. 従来の WLB 論の限界と課題

前節では、夫婦間でそれぞれが片稼ぎモデルを担う現状が、性別役割分業を固定化し、ジェンダー平等を阻む構造的要因であることを論じた。この問題の根底には、資本主義的労働市場と家庭内労働の分断という歴史的過程が存在している。この分断は、家事労働を資本関係の外部に位置付け、不可視化することで成り立っており、WLB の労働観が抱える限界とも深く関連している。本節では、WLB が前提とする労働観と資本関係の生成が、家事労働の位置づけにどのような影響を及ぼしているのかを考察する。

WLB 論は、「労働と生活の調和」を重視する一方で、労働市場での活動を「ワーク」とみなす従来の価値観を踏襲している。この枠組みでは、家事労働は「ライフ」の一部として扱われ、経済的価値のない無償労働として切り離される傾向がある。その結果、家事労働を担う人々、特に女性が労働市場での活動を「補助的な役割」として位置づけられる状況が温存されている。このように、WLB の労働観は、資本主義的労働価値観を問い直すことなく、その枠内で「労働と生活の調和」を図ろうとする点で限界がある。

資本主義的労働価値観は、商品化可能な労働を中心に据え、それ以外の労働を周縁化してきた。家事労働は、その象徴的な例であり、労働力の再生産という不可欠な役割を果たしながらも、その価値が測定されず、経済的な指標の外部に置かれてきた。WLB 論が提唱する「働きやすさ」や「生活の質の向上」は、こうした構造的な労働観の限界を超えるものではなく、むしろその枠内で問題を矮小化していると言える。特に、片稼ぎモデルを前提とする性別役割分業を是正するには、労働市場外部にある家事労働の価値を再評価し、資本関係そのものを再構築する視点が求められる。

本節では、WLB の労働観が資本関係の生成過程と家事労働の不可視化にどのように関わっているのかを論じ、性別役割分業を再生産する仕組みを明らかにする。また、WLB が抱える限界を検討することで、家事労働を含む広範な労働の再評価に向けた理論的視座を提示する。

(1) 男女の領域分離－性別役割分業－

近代社会では男女の領域分離（性別役割分業）という理念が存在し、男女の役割、居場所、行動などは厳密に区別され、男女それぞれに異なる規範が適用されていた。この領域分離によって男性には公領域、女性には私領域が割り当てられ、「公」は優位に、「私」は従属的に位置づけられた。その結果、男性が女性を支配するヒエラルキー的な公私二元的

ジェンダー秩序が確立した³⁷。

女性を可視化し、男性的基準によることなく歴史を考察するためには、女性の居場所に注目し、そこでの女性の営為がもっていた歴史的意味や役割を問わなければならない³⁸。それゆえ WLB 論は公領域中心だった研究対象を女性の居場所とされた私（＝家庭）領域まで拡大させる必要がある。公領域での女性の活動は私領域を視野に入れない限り正しい把握は不可能だといっても過言ではないほど、私領域と深く結びついている。主婦と労働者という二足の草鞋をはく場合のアイデンティティ、夫の収入と妻の就業労働の有無や就業形態、出産・育児などのライフサイクルとの関連など、女性の就労は家族に規定される側面が大きいし、逆に家庭という規範は家庭外での女性労働の評価にも大きな影響を及ぼしている³⁹。

従来の WLB 論では、私領域と公領域、家庭生活と生産活動は対立的なものとして捉えられてきたが、両者は対立物ではなく、連関している。したがって、家庭との関連を考慮に入れないと、女性の就労を十分に把握することはできないのである。私領域を考察対象に含めることで、従来の労働観は変更を余儀なくされて多角化するとともに、WLB の労働概念それ自体にひそむ男性的バイアスが浮き彫りになるであろう。

（2）WLB における家事労働とは

一般に家事労働とは、「労働者家庭の家庭内で行われる消費のための労働、および出産、育児、老・病人介護など家族員間の世話にかかわる労働⁴⁰」と把握され得る。こうした家事労働は、資本主義社会では労働力の再生産に寄与する労働として表出する。そして、家事労働は「生理的・身体的必要を満たすための身辺的必要を満たすための身辺的行為である」としても、それは「同時に、文化的営み」でもある⁴¹。しかしながら、このような労働は、資本主義生産様式のもとでは、労働力の再生産に寄与する、とりわけ無償労働としてあらわれてくるのである。

家事労働は、労働力の維持・再生産に不可欠な活動であるとはいえ、一般に家事労働は無償の労働としておこなわれている。労働力の再生産に必要な家事労働が、なぜ無償で行わ

³⁷ 姫岡（2024）

³⁸ 姫岡（2024）

³⁹ 姫岡（2024）

⁴⁰ 中川（2014）

⁴¹ 木本（1995）

れるのかについては、男性の女性支配などさまざまな議論がこれまでおこなわれてきた⁴²。本章においては、家事労働は「社会的分業の一環として商品生産労働を担わない」ために無償でおこなわれているという視点⁴³を重視しておきたい。それは、このような家事労働の理解が、私的労働の区分という視点だけでなく、社会的分業の展開という視点から家事労働の位置付けをおこなっているためである。

いずれにせよ、資本主義的生産様式の労働力の維持・再生産は、労働者の維持・再生産として家庭という私的な領域でおこなわれるのであり、この労働力の維持・再生産は、労働者の維持・再生産に寄与する家事労働は無償でおこなわれているのである。かくして資本主義企業の活動は、無償でおこなわれる家事労働を基礎としているといえる。その際注目しなければならないのは、家事労働がほとんどもっぱら女性に担われてきたということである。

(3) 家事労働と女性の「社会進出」

家事労働が、通常、女性に担われているとしても、そのことから家事労働が、女性の役割になることを意味するものではない。しかし、なぜ女性が無償の労働を担わなければならないのか、その理由は社会の歴史的展開のなかに問うしかない。

日本における西洋の女性保護法に関する研究は、フェミニズムの家父長制という視点を導入し、労働者擁護の側面より女性の家庭役割に注目している⁴⁴。イギリスの工場法の制定を家族機能の分化、つまり賃労働と家事労働への分化という視点から検討した大石(1972a, 1972b)によれば、産業革命以前の綿業家族では、「家族が一つの強固な生産単位をなし、幼児を除く家族全員が、生産労働に携わって」いた。すなわち、当時の家族は、消費機能ばかりでなく、生産、教育機能など、人間の生活にとって必要な機能のほとんどをもっていたという⁴⁵。他方で、産業革命は、家族の機能から生産労働を分離させるとともに、女性の多くがこうした工場労働を担うきっかけになったのである⁴⁶。フェミニズムの理論研究も工場法について同様の結論を下している。資本制(市場)と家父長制(家族)との間には女性労働をめぐる葛藤と矛盾が存在し、これを家族の再編成によって調停する、と論じるマルクス主義フェミニズムは、女性労働の規制を導入した工場法の成立こそ両者

⁴² 家事労働をめぐる議論については、すでに豊富な研究が蓄積されている。さしあたり竹中(1989)や中川(2014)などを参照されたい。

⁴³ 平澤(2021)

⁴⁴ 大石(1972a, 1972b)

⁴⁵ 大石(1972b)

⁴⁶ 大石(1972a)

の利害が調停された歴史的画期とみなしている。すなわち女性保護法によって目指された解決策は、夫は仕事で妻は家庭という性別分業型の近代家族の推進だったのである⁴⁷。

こうした工場法と性別分業との関連を指摘する研究は、「女性は家庭」という近代社会の家父長的規範がすでに所与のものとして存在し、工場法はその具現化であるとみなしている。たしかに「女性は家庭」という規範は西洋諸国ではすでに存在し、工場法をめぐる議論が開始された時期には、この規範は市民層にすでに広範に浸透していた。したがって工場法は、その労働者層への適用という側面ももっている⁴⁸。

一部の研究から一般的な現実を再構成するのは難しい。しかしながらこれらの研究から、産業革命が家族機能から生産活動という活動を分離するとともに、女性の就労を促したことがわかる。このように「産業革命は、女性の家事労働への拘束をもたらしたわけではない⁴⁹」。むしろ女性の就労を促すことになったといえる。しかし、女性の就労は、社会的な道德秩序や家庭の安定を揺るがすことになり、こうした家族の危機に対応するために「婦人を家庭に戻そうとする懐古的な側面⁵⁰」をもつ「工場法」が制定されることになるのである。こうして工場法の制定を契機に女性の家事労働への拘束が進むことになる。産業革命によって女性がもっぱら家事を担当し、男性が有償労働を担うことが可能になり、それを基盤として性別役割分業という観念が一般化するようになった。

女性の家庭への回帰と、家事労働への拘束を意図したものこそ、工場法であり、そこに性別役割分業という観念を発展させる端緒があったことを看過してはならないだろう。資本主義的生産様式は自らの再生産のためには、価値を形成する労働力が必要であり、その労働力の再生産に寄与するのが家事労働であった。しかもそのような家事労働は、無償でおこなわれ、しかももっぱら女性に担われているのである。その意味で、資本主義的生産様式、とりわけ資本企業は、女性による無償の家事労働を基盤に展開しているといえる⁵¹。

「仕事と生活の調和」という議論の中で、ファミリー・フレンドリー施策とWLBはその目的や対象において異なる特徴をもつ。ファミリー・フレンドリー施策は、性別役割分業を前提としつつ、育児や介護といった家庭内の責任を担う女性が継続的に就労できるよう支援することを目的としてきた。他方、WLBは、労働力不足や少子化という社会的背景を踏まえ、性別役割分業の再編成を課題とし、働き方の問題を男性も含めた包括的な視

⁴⁷ 上野 (1990)

⁴⁸ 姫岡 (2004)

⁴⁹ 大石 (1972a)

⁵⁰ 平澤 (2021)

⁵¹ 平澤 (2021)

点から扱う枠組みとされている。

しかし、WLBが掲げる「仕事と生活の調和」は、従来のファミリー・フレンドリー施策から一歩進んだ形を取るものの、性別役割分業の根本的な構造を問い直すには至っていない。むしろ、労働力としての女性の活用を促進するために、役割分業を再編成するという形で、従来の枠組みを温存しつつ再構築している点が批判の対象となる。

こうした施策の背景には、資本主義的労働観の存在が見え隠れする。家事労働は依然として「ライフ」の一部とされ、その負担は女性に集中したままであり、WLBの議論は労働市場における活動を「ワーク」として優位に位置付ける価値観を前提としている。このように、WLBは性別役割分業の再編成を試みる一方で、労働市場と家庭内労働の断絶を維持し、家事労働の不可視化を助長する構造を再生産している。したがって、WLBの労働観は、家事労働の価値を認識しない点で限界を抱えている。この課題を解決するためには、家事労働を含む広範な労働の再評価と、性別役割分業の固定化を解消するための包括的なアプローチが不可欠である。

6. おわりに

本章では、WLBという概念を労働政策の枠を超えて検討し、その理論的背景、内在する矛盾、そして現代社会における課題を明らかにすることを目指した。最大の特徴は、WLBを単なる労働政策や「働き方改革」の一環として捉えるのではなく、労働観、家庭内労働の位置づけ、性別役割分業というより根本的な視座からその限界を問い直し、包括的な再構築の必要性を提起した点にある。

まず、本章が示した視点は、WLBが「ワーク」と「ライフ」を切り分けて捉える労働観に依拠している点である。この枠組みは、労働市場を生産的活動の場として中心に据え、家庭内労働を非経済的で個人化された「ライフ」の一部として周縁化する従来の価値観を引き継いでいる。その結果、家庭内での責任の負担が性別役割に基づいて女性に偏る状況が温存されると同時に、WLBが掲げる「調和」の概念が、実際には労働市場の効率化を目指す政策的手段にすぎないものとして運用されていることを指摘した。この点において、本章はWLBの理論的枠組みの根本的な矛盾を浮き彫りにし、その再評価を迫る視座を提示している。

また、WLBの発展が女性の「社会進出」を支援する政策としての側面を強くもつことに着目し、その背景にある性別役割分業の「再編」という問題構造を明確にした。女性の就労促進が少子化対策や労働力不足への対応として進められてきた一方で、家庭内労働の

価値やその分担の不公平さが政策の中心議題となることは少なかった。この状況は、女性の労働参加を支援しながらも、家庭内の責任を女性が担う前提を温存する形で性別役割分業を再生産している。この矛盾を指摘するだけでなく、家庭内労働の価値を再評価する視点が現行の WLB 論に欠如している点を明確にし、それが持つ社会的影響の重要性を論じた。

今後の課題として、本章で示した視点をどのように具体的な政策や実践に結び付けていくかが挙げられる。家庭内労働の価値を社会的に認識し、その負担を公平に分担する仕組みを構築するためには、制度的支援の拡充と文化的規範の検討が不可欠である。また、「ワーク」と「ライフ」を統合的に捉えるための具体的な施策の立案や、WLB が抱える課題を克服するための実証研究の蓄積も求められる。特に、異なる社会的背景や文化を持つ地域での比較研究や、データに基づく分析は、より普遍的な解決策を模索するうえで重要な意味をもつであろう。

最後に、本章は WLB の内在的な矛盾と課題を示すとともに、その枠組みを再構築するための理論的基盤を提供することを目指した。この議論が、「仕事と生活の調和」を超えた新たな働き方や社会制度の可能性を探る一助となることを期待する。

【参考文献一覧】

- 池谷美衣子（2009）「社会教育学研究の視角としての『労働と余暇』の限界性克服に向けた一試論－ワーク・ライフ・バランスをめぐる議論を手がかりにして－」『教育学論集』第5集
- 池田心豪（2010）「ワーク・ライフ・バランスに関する社会学的研究とその課題」『日本労働研究雑誌』第599号
- 石塚由紀夫（2016）『資生堂インパクト』日本経済新聞社
- 上野千鶴子（1990年）『家父長制と資本制マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店
- 薄葉祐子（2020）『女性が活躍できる「職場」～職場の多様化が女性の昇進意欲に及ぼす影響～』博士論文
- 大石恵子（1972a）「1844年工場法における婦人規制」『一橋論叢』第67巻第1号
- 大石恵子（1972b）「『家族の機能分化』と婦人労働者」『一橋論叢』第67巻第3号
- 大石亜希子・守泉理恵（2011）「少子社会における働き方」樋口美雄・府川哲夫編『ワーク・ライフ・バランスと家族形成』東京大学出版会
- 奥寺葵（2021）「財界のワークライフ・インテグレーション戦略」平澤克彦・中村艶子編著『ワークライフ・インテグレーション未来を拓く働き方』ミネルヴァ書房

- 大沢真知子（2006）『ワークライフバランス社会へ』岩波書店
- 木本貴美子（1995）『家庭・ジェンダー・企業社会』ミネルヴァ書房
- 厚生労働省（2020）「令和2年版厚生労働白書」
- 厚生労働省（2021）「育児・介護休業法の改正について」
- 厚生労働省（2023a）「男女雇用機会均等法のあらまし」
- 厚生労働省（2023b）「令和4年度雇用均等基本調査」
- 厚生労働省（2024a）「働く女性の母性健康管理措置、母性保護規定について」
- 厚生労働省（2024b）「育児・介護休業法のあらまし」
- 酒井正・高畑純一郎（2011）「働き方と家族形成の課題」樋口美雄・府川哲夫編『ワーク・ライフ・バランスと家族形成』東京大学出版会
- 女性労働協会（2006）「事業所における妊産婦の健康管理体制に関する実態調査（事業所調査）」（平成18年度 厚生労働省委託事業）
- 杉浦浩美（2024）「就労と妊娠・出産・育児なぜ『両立』が問題となるのか」駒川智子・金井郁編『キャリアに活かす雇用関係論』世界思想社
- 竹中恵美子（1989）『戦後女子労働史論』有斐閣
- 独立行政法人労働政策研究・研究機構（2022）『データブック国際労働比較2022』勝美印刷株式会社
- 中川スミ（2014）『資本主義と女性労働』桜井書店
- 中村政則（1985）『技術革新と女性労働』東京大学出版会
- 林果林・前田隆光・松田由美江・海保知宏・松崎淳人・小山文彦・桂川修一（2023）「働く女性のワークライフバランスとライフサイクル～復職DC利用者データからの検討～」日本産業精神保健学会『産業精神保健』31（1）
- 久本憲夫（2017）「労働とは－社会政策・労使関係の観点から－」『日本労働研究雑誌』第681号
- 平澤克彦（2021）「ワークライフ・インテグレーションの分析視角」平澤克彦・中村艶子編著『ワークライフ・インテグレーション未来を拓く働き方』ミネルヴァ書房
- 広田寿子（1979）『現代女性労働の研究』株式会社労働研究センター
- 姫岡とし子（2002）「社会経済史とジェンダー」『社会経済史学の課題と展望』有斐閣
- 姫岡とし子（2004）『ジェンダー化する社会労働とアイデンティティの日独比較史』岩波書店
- 姫岡とし子（2024）『ジェンダー史10講』岩波書店
- 松浦民恵（2015）「企業における女性活用の変遷と今後の課題」経団連出版編『企業力

を高める～女性の活躍推進と働き方改革～』経団連出版

山口一男・樋口美雄編（2008）『論争日本のワーク・ライフ・バランス』日本経済出版社

湯澤規子（2009）「日本における家族経営およびその歴史的変動過程に関する地理学的研究－女性労働に関する考察を中心として－」『明治大学人文科学研究所紀要』第65冊

Chatzitheochari S, Arber S. Class, gender and time poverty : a time-use analysis of British workers' free time resources. *Br J Sociol* 2012 ; 63 : 451-471.

Kakkar V, Kaur D, Chopra K, et al. Assessment of the variation in menopausal symptoms with age, education and working/nonworking status in north-Indian sub population using menopause rating scale. *Maturitas* 2007; 57 : 306-314.

Prince SA, Reed JL, Nerenberg KA, et al. Intrapersonal, social and physical environmental determinants of moderate-tovigorous physical activity in working-age women : a systematic review protocol. *Systematic Reviews* 2014; 3 : 132. doi : 10.1186/2046-4053-3-132

第3章

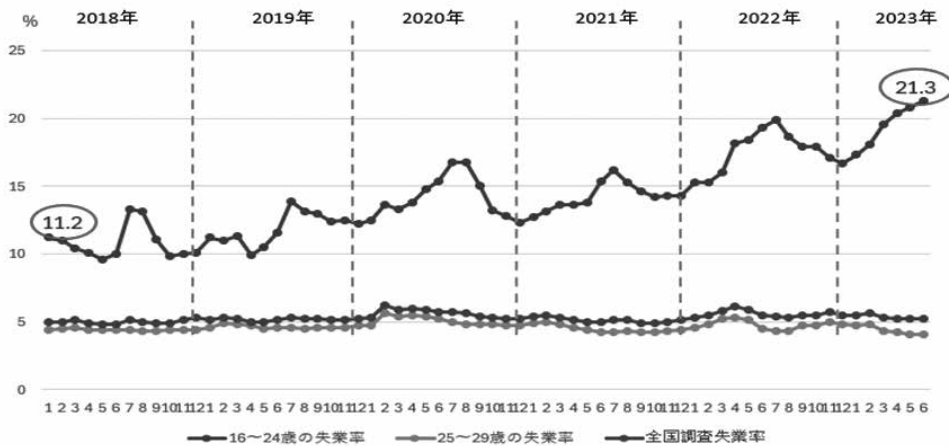
「慢就業」からみる中国若者の労働観と若者支援政策

朱 珉

1 はじめに

中国では、若年層の失業率が高止まりしており、深刻な社会問題として大きな関心を集めている。中国国家统计局が公表したデータによると、2023年6月時点で16～24歳の失業率は21.3%に達し、過去最高を記録した（図1）¹。その後、若年層の失業率データの公表が一時中断され、再開時には「在学生を除く」という新基準が導入された²。この新基準に基づく失業率は、旧基準に比べ若干低下したものの、2024年8月には18.8%と

図1 中国の調査失業率（2018～2023年6月）



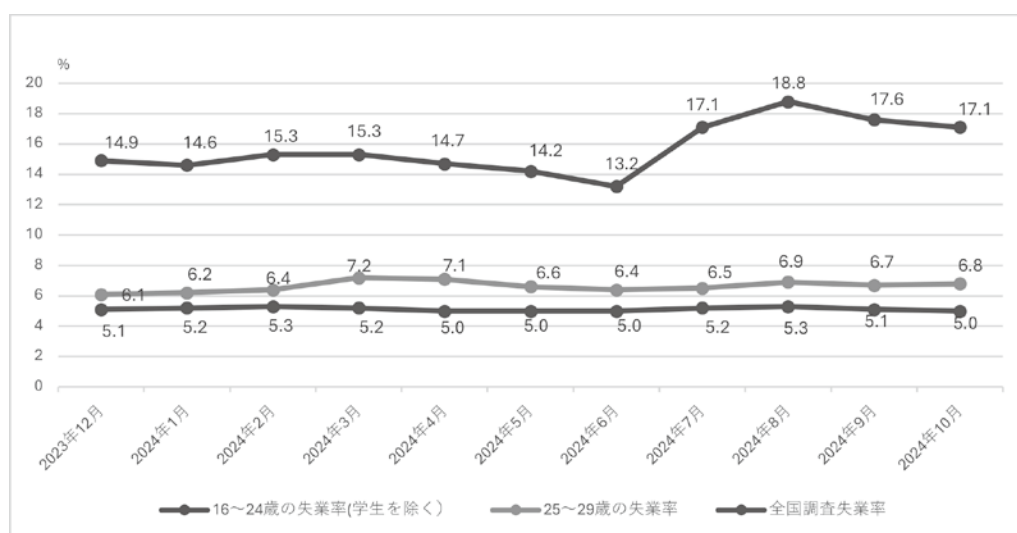
出所：中国国家统计局公表データにより作成。

¹ 北京大学の准教授・張丹丹は、「寝そべり族」の1,600万人を失業者とみなした場合、16～24歳の失業率が最大46.5%に達するという試算を発表し、大きな話題を呼んだ（張丹丹2023、「可能被低估的青年失业率」<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1771849055804428389&wfr=spider&for=pc>、2024年12月28日アクセス）。

² 新基準の導入については、佐野（2024）をご参照されたい。

新基準導入後の最高値を記録し、その後も 17% 台の高水準を維持している（図 2）。一方、全年齢層を対象とする調査失業率は、新旧基準を問わず 5 % 台で安定的に推移している。25 ～ 29 歳の失業率も新基準では上昇がみられるものの、6.1 ～ 7.2% の間で推移している。したがって、一口に若年層と言っても、特に 16 ～ 24 歳の失業問題が深刻であることが明らかになっている。

図 2 中国の調査失業率（2023 年 12 月～ 2024 年 10 月）



出所：図 1 に同じ。

表 1 世界各国の失業率（2024 年）

	15 ～ 24 歳	15 歳以上
アメリカ	9.4	4.1
イギリス	12.4	4.1
ドイツ	6.7	3.4
フランス	16.6	7.4
デンマーク	12.1	5.6
カナダ	13.0	6.4
オーストラリア	11.7	5.4
日本	3.9	2.6
韓国	5.9	2.6
中国	15.2	4.6
世界	12.6	5.0

出所：ILOSTAT Data Explorer (https://rshiny.ilo.org/dataexplorer15/?lang=en&segment=indicator&id=UNE_2EAP_SEX_AGE_RT_A, 2024 年 12 月 28 日アクセス)

もっとも、若者の失業率が全体に比べて高いのは中国に限った現象ではなく、世界的に共通してみられる傾向である。国際労働機関の統計によれば、2024 年時点の全体（15 歳以上）の失業率は 5.0% である。一方、15 ～ 24 歳の若年層の失業率は 12.6% に達している。しかし、中国においては若年層の失業率が特に高い水準にあり、全体の失業率との差が大きいことが表 1 から確認できる。

16 ～ 24 歳の若年層のうち、半数以上が大学新卒者であるため、中国の若年失業問題は、主に大卒者の就職難として捉えることができる（三浦 2022、7）。実際、大卒者の就職難は、現在最も深刻な社会問題の 1 つとなっており、ネット上では「空前の就職氷河期」や「卒業即失業」といった言葉が広まっている。中国社会科学院・社会学研究所が 2023 年に実施した意識調査によると、66.5% の大学生が「最も重大な社会問題」として、雇用・失業を挙げており、2 位の貧富格差を大きく上回っている（劉・臧 2023、214）。このような厳しい就職環境を背景に、新たな社会現象として「慢就業」（slow employment）が定着しつつある。

本稿は「慢就業」を切り口に、その背後にある若者の労働観を明らかにし、現在行われている若者支援政策の課題について考察することを目的とする。以下では、まず「慢就業」の定義について説明し、つぎにその背景にある若者の労働観の変化を分析する。最後に、現行の若者支援政策を整理し、その問題点を指摘する。

2 「慢就業」とは

（1）「慢就業」の定義

「慢就業」の定義に入る前に、まずこの言葉がいつから使われているのかを確認する必要がある。初めて「慢就業」という言葉が使われたのは、2015 年 7 月 12 日付の「工人日報」に掲載された記事³だとされている（王 2021、40）。この記事では、国家統計局が上海で行った調査結果を報じ、大学を卒業してもすぐに就職せず、海外へ遊学に出たり、自宅で無為に過ごしたりする若者の存在を紹介した。その際に、「慢生活」（slow life）という言葉をもじって、「慢就業」という表現を使ったのである。また、中国学術情報データベース（CNKI）で検索したところ、「慢就業」に関する最初の論文も 2015 年に発表されていることが確認できる。さらに、1995 年から 2009 年に生まれた「Z 世代」が労働市場に参入し始めたのも同時期である。2018 年には、「中国青年報」社会調査センターがアンケー

³ その記事のタイトルは「透視『慢就業』：不急找工作而去環遊 如此任性為哪般」である。

ト調査を実施し、回答者 2,009 名のうち 72.9% が「周囲に『慢就業』状態の大卒者がいる」と答えていることが分かった。この調査結果をきっかけに、「慢就業」に対する社会的関心が一気に高まった（修・徐 2022、3）。

「慢就業」とは、文字通りに卒業してもすぐに就職しないという状態を指す。しかし、高度成長期に育ち、1995～2009 年生まれの「Z 世代」が労働市場に参入し始めた時期に「慢就業」という現象が出現したことを考えると、これは若者の中で伝統的な「卒業＝就職」に対する意識の変化を示していると、中国国内の研究者が分析している。では、大学を卒業しても就職していない若者は、具体的に何をしているのであろうか。それは主に①公務員や国家資格の受験、②起業の準備、③遊学、④家事手伝い・両親の世話の 4 つに整理することができる。将来の目標が明確かどうかによって、①と②を「積極的慢就業」、③と④を「消極的慢就業」に分類することができる。また、「慢就業」はあくまで、通常卒業すると同時に就職するのに比べ、就職までの時間が長くなる状態であり、就職しないことと異なる。そのため、「慢就業」とされる期間は、おおむね半年から 2 年間までと規定されている（宗・儲 2020、25）。

そして、職に就いていない若者がどのように生計を立てているのか、疑問が残されるであろう。彭・付（2024）は 2021 年に「慢就業」状態にいる大卒者を対象にアンケート調査を実施し、1 万 5,222 の有効回答数を得た。その調査によると、主要な収入源として最も多かったのは「家族による経済的支援」で、全体の 54.5% を占めている。そのつぎに「貯蓄の取り崩し」が 22.2% で、第 3 位が「アルバイト」で 19.9% という結果であった。また、「慢就業」の期間が長期化するほど、家族からの支援に依存する割合は減少し、それに代わって貯蓄の取り崩しやアルバイトに頼るケースが増加することも分かっている。この調査結果は、「慢就業」の背景に、家族の経済的なサポートが大きく影響していることを示唆している。特に、若者が経済的な自立を果たすまでの間、家族が重要な役割を担っている現状が浮き彫りとなっている。

（2）「慢就業」の規模

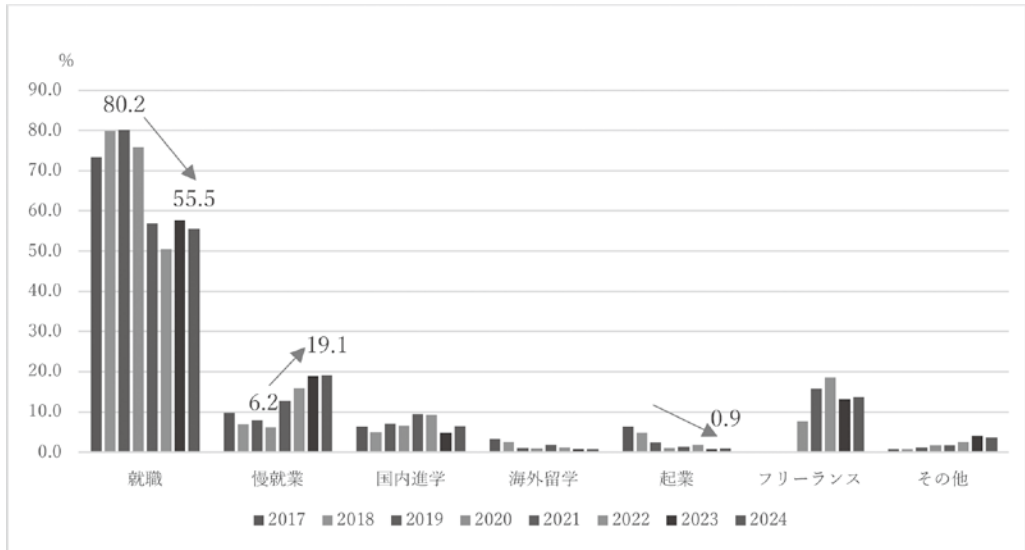
「慢就業」は新たな社会現象として認識されているが、実際どの程度大卒者は「慢就業」状態にあるのであろうか。その規模を把握するため、以下の 2 つの調査データをもとに状況を分析してみたい。

まず、図 3 は中国の大手就職サイトの智联招聘からのデータである。このデータによれば、「就職」は 2019 年に 80.2% でピークに達し、その後減少傾向にあり、2024 年には 55.5% にまで大きく低下している。一方で、「慢就業」の割合は逆に増加傾向を示しており、

2020 年に最低値の 6.2% を記録したが、2024 年には 19.1% にまで上昇している。

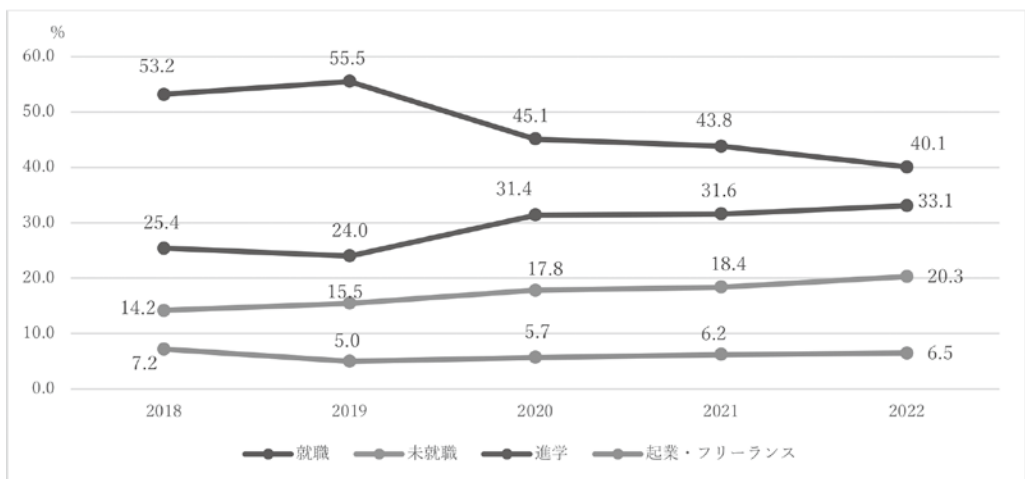
つぎに図 4 は、中国社会科学院による「中国大学生パネル調査」のデータをもとに、大卒者が卒業後半年の時点でどのような状態にあるのかを示したものである。この調査結果をみると、図 3 と同様に「就職」の割合は減少傾向を示しており、2018 年の 53.2% から

図 3 大学新卒者の進路（2017～2024 年）



出所：智聯招聘「大学生就業力報告」各年版より作成。

図 4 大卒者卒業半年後の進路（2018～2022 年）



出所：李（2023）、26 頁より。

2022年には40.1%にまで低下している。一方で、「未就職」、すなわち「慢就業」状態にある割合は、同期間中に14.2%から20.3%へと上昇している。

さらに、このパネル調査では、2018年から2021年に卒業した大卒者に対し、2021年11月時点での進路についても尋ねている。その結果、卒業後に「就職」したと回答した割合は57.8%で、「未就職」は12.5%であった。しかし、「就職」の内訳を詳しくみると、卒業年内に就職したのは47.3%にとどまり、残りの約10%は、卒業から一定期間を経てようやく就職した「慢就業」経験者であることが分かった（李 2023、27）。

以上の2つのデータから、中国の大学新卒者の約2割が「慢就業」状態にあることが明らかになっている。また、卒業から3年以内の大卒者においても、同様に約2割が「慢就業」状態あるいは「慢就業」経験を持つことも分かった。したがって、「慢就業」が今や大卒者にとって一般的な選択肢の1つになっていると言えよう。

3 「慢就業」の形成要因

（1）外的要因：需給バランス

「慢就業」の形成要因については、中国国内の研究において、主に社会、大学、家庭、個人の4つの側面から議論されているが（鄭・王 2019、修・徐 2022、肖 2023）、ここでは、外的要因と内的要因に分けて検討する。

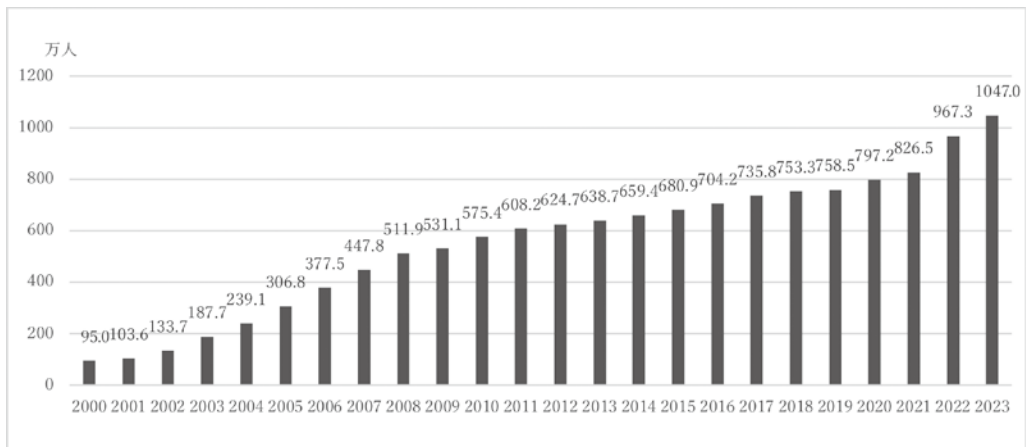
まず、外的要因として挙げられるのは、労働市場における需給バランスの変化である。中国では1990年代末に、ラディカルな国有企業改革が行われ、大量の余剰人員がリストラされた。労働市場の圧力を緩和するために、政府は1999年に大学の入学定員増を図った。この政策により、中国の大学進学率および大学入学者数は2000年代以降に急増していく。アメリカの社会学者マーチン・トロウは、進学率が15%を超えると高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へ移行し、さらに50%を超えると「ユニバーサル段階」に達すると指摘している。1990年に3.4%であった中国の大学進学率は2002年に15%に、2019年に51.6%に達し、わずか17年という短期間で、マス段階からユニバーサル段階への移行を果たしたことになる（劉 2021、118）。さらに、政府は質の高い労働力や専門技術人材の育成を目的に、2019年からの3年間で高等職業学校の入学募集定員を毎年100万人ずつ増やす方針を打ち出し、2019年の高等職業学校の新入生は11年ぶりに大学普通科より上回った。

図5は中国における大学（短大・専門学校を含む）新卒者数の推移を表している。大学入学者数の増加に伴い、新卒者数も順調に増加し、2023年には1,000万人の大台を突破し

た。この規模の大きさは日本に比べ際立っている。日本の文部科学省が発表した「令和5年度学校基本統計」によると、2023年の日本の大学新卒者数は約59万人であり、中国は日本の約18倍の規模となっている。

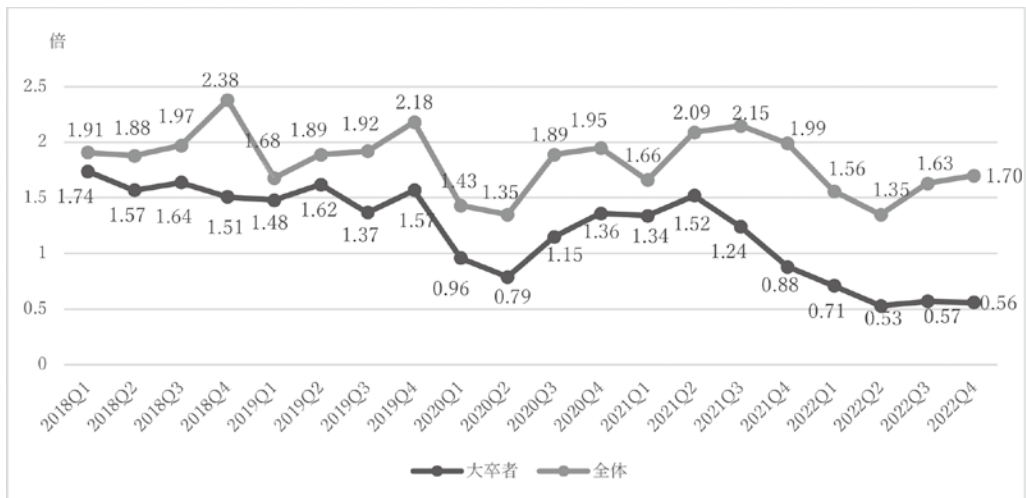
一方、新卒者に対する需要は低下する傾向にある。図6をみると、労働者全体に対する求人倍率は1を下回ることなく推移しており、直近においても1.35から1.7まで回復して

図5 中国の大学新卒者数の推移（2000～2023年）



出所：中国国家统计局編『中国統計年鑑2024』より作成。

図6 中国の求人倍率（2018～2022年）



出所：「高校卒業生就業報告：三季度景气指数回昇 新一線都市吸引力提高」、「2022年第四季度中国就業季度分析会成功举办」より作成。

いる。これと対照的に、新卒者向けの求人倍率は、2018年から一貫して全体より低く推移している。コロナ後いったん回復に向かったが、2021年第3四半期から再び低下に転じ、2022年第4四半期になると0.56まで下落した。この数値は、コロナ禍最中に記録した0.79よりも下回っている。また、1未満の状態が2021年第4四半期から継続していることから、労働市場において、新卒大学生の供給超過の状態が続いていることが分かる。

つまり、大学進学者数が急増する一方で、新卒者に対する雇用の受け皿が十分に用意されておらず、この需給のミスマッチが「慢就業」現象の拡大を生む重要な外的要因となっている。

(2) 内的要因：労働観の変化

内的要因として、若者の労働観の変化が挙げられる。しかし、労働観は非常に抽象的な概念で、研究文脈によっては多様に解釈されており、共通の定義を定めるのが困難であるが、2つの先行研究からその含有する一般的要素を探ってみる。

清川・山根(2004)は、日本における意識調査をもとに、日本人の労働観の変化を分析した。彼らは、労働観には労働のさまざまな側面に対する評価や考え方あるいは意識などが含まれていると認識したうえで、3つの下位概念をもって定義した。第1は「労働の本質・意義」で、すなわち労働とは何か、なぜ働くのかという労働そのものの意味や価値に対する認識である。第2は「労働倫理」観で、すなわち社会のモラルと労働の関係、家庭と仕事の関係、家庭と企業との関係などが含まれる。第3は「労働の環境」で、すなわち雇用の捉え方や職場での人間関係、労働条件に対する意識や見方である。

米田(2021)は、国際比較調査のデータに基づき、日本人にとって働くことの内的な意味づけが希薄したと指摘した。彼は国際比較を行う際に、労働観に関する3つの変数を用いた。それぞれ、①日常生活の中で仕事の重要度である仕事中心性、②仕事に対して、金銭的・手段的志向を持っているかどうかの就業コミットメント、③仕事に対する積極性および職場への定着性の組織コミットメントである。

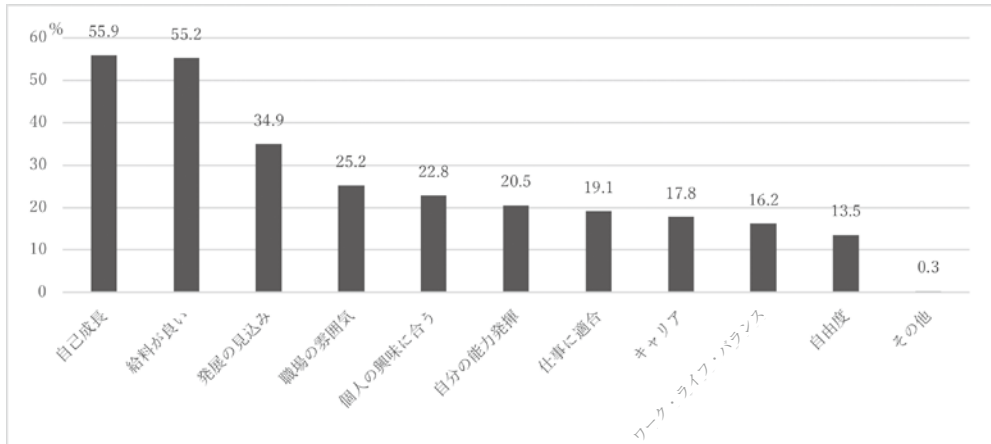
これら2つの研究はアプローチこそ異なるものの、労働の目的、労働倫理、労働環境という3つの基本要素が、労働観に共通して含まれている点で一致している。以下では、最も本質的な要素である「労働の目的」について、中国の若者を対象としたデータを用いて詳しくみていく。

図7と図8は、中国の大学新卒者が働く際に何を最も重視しているかについて、コロナ前後のデータを示している。コロナ前の2017年においては、わずかながら、「自己成長」を重視する人が「給料が良い」より上回っていた。しかし、コロナ後は状況が一変した。

労働観の表象と変遷に関する比較歴史社会学的研究

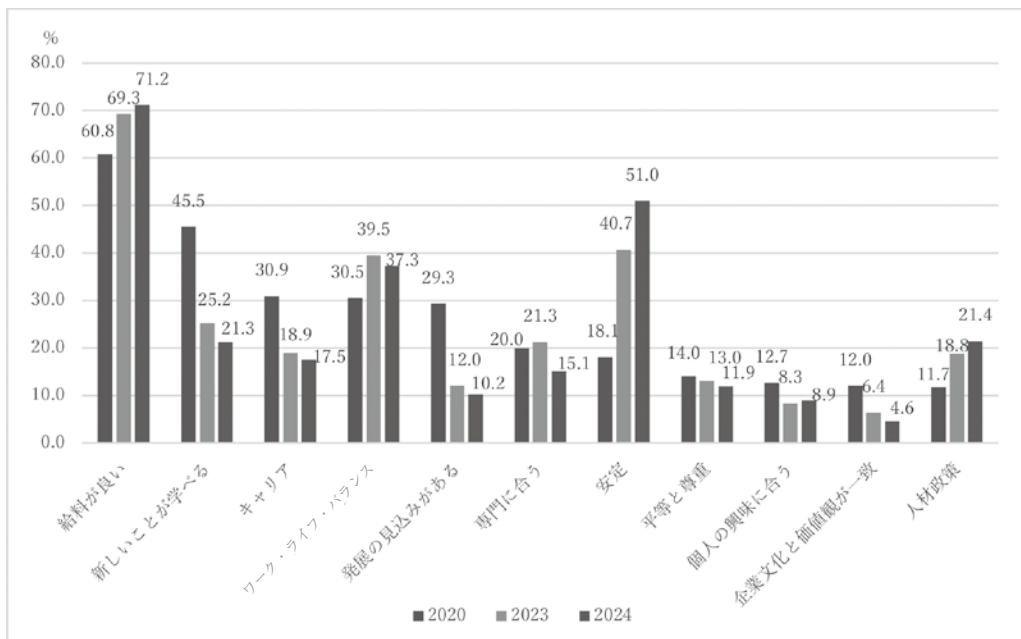
まず顕著に増えたのは「安定」項目で、2020年の18.1%から2024年の51.0%と半数まで上昇した。また、「給料が良い」を選ぶ人も年々増え、2024年には70.2%に達した。それ

図7 新卒者の仕事選びに重視する要素（2017年）



出所：智聯招聘「大学生就業力報告 2017」より作成。

図8 新卒者の仕事選びに重視する要素（2020～2024年）



出所：智聯招聘「大学生就業力報告」2020、2023、2024年版より作成。

に対して、「自己成長」の読み替え項目である「新しいことが学べる」を選ぶ人は大幅に減少し、2024年には20.3%と、2020年の半分以下まで落ち込んでいる。

一般的に、経済的豊かになるにつれて、仕事を単なる生計の手段と割り切るのではなく、働くこと自体に価値を見出す「内的価値志向」が強まるとされている（米田 2021、55）。具体的には、給料の高さや雇用の安定といった外的価値よりも、仕事の面白さや社会への貢献を重視し、自己実現を求める傾向が強まる。この変化は、イングルハートの言う「物質主義 (Materialism)」から「脱物質主義 (Post-materialism)」への移行として説明される。しかし、中国の場合はその逆である。コロナ後、中国の大卒者の間では安定志向が強まり、給料の良さを重視する人が大多数を占めている。これは、「脱物質主義」から「物質主義」への逆流が起きていると言えよう。

4 政府の対策と評価

(1) 若者への支援政策

大卒者の失業が長引けば、すでに人口減少が始まっている中国にとって、人的資源の浪費につながり、経済成長の低下を招く恐れがある。中国経済の持続的な発展には、若年層の労働力を効果的に活用することが不可欠であるため、大卒者の就職難は政府にとって大きな政策課題である。中国政府は2000年代初頭から大卒者の就職支援政策を講じてきたが⁴、就職難が一層深刻化している現状を踏まえ、近年、さらに力を注ぐようになった。国務院は2023年4月に、「就業政策措置の安定化を最適化、調整し、国民生活の向上に全力を尽くす通知」（以下、「通知」と略す）を公布し、大卒者を雇用促進の重点対象とした。また2024年9月に、「就業優先戦略の実施による質の高い完全就業の促進に関する意見」（以下、「意見」と略す）を公布し、引き続き大卒者を支援の重点対象とし、起業支援、地方での雇用促進など多角的な支援策が盛り込まれている。

現在行われている大卒者の支援政策は、雇用側と大卒者本人の双方に働きかけることで、就職難の解消を目指している。その対策は大きく採用促進と就職支援サービスの強化に分けられる。まずは採用促進である。具体的には、卒業から2年以内の大卒者を雇用し、1年以上の労働契約を結んだ企業に対して、1回限りの雇用補助金を支給する（「通知」第6条）。また、国有企業や政府機関に対して、大卒者の採用枠を拡大するよう促してい

⁴ 大卒者を対象とするインターンシップ・プログラムは2002年に上海で導入され、その後全国に拡大した。

る（「通知」第8、9条）。さらに、社会組織や民間企業を対象に、トライアル雇用の実施を推進する。トライアル雇用期間中に本人の基本生活費や傷害保険、指導管理費用などを雇用側に補助金として交付する。2023年には100万人のトライアル雇用を目標に掲げており（「通知」第10条）、若者が短期間でも実務経験を積むことで、就職活動を有利に進められる環境を整えようとしている。

つぎに、大卒者を対象とした就職支援サービスの強化が進められている。政府は、公的な就職支援ステーションの設置を拡大するとともに、民間の人材会社との提携を進め、就職先の情報提供や職業訓練を一体的に行う体制を整えている。そして、卒業後2年以内の非正規就労の大卒者に対して、一定の社会保険料補助を支給し（「意見」第13条）、生活の安定化を図る。さらに、自主創業の大卒者に対する支援策も拡充されている。具体的には、創業資金の調達支援、事業運営の指導、マーケティング支援などが提供される。

就職先が大都市に集中しないよう、地方都市や農村部での就職を奨励する政策も導入された。たとえば、中西部や貧困地域、旧工業地域などの地方の町で就職した大卒者に対しては、学費の一部返還、奨学金の返済免除、割増賃金などの支援策が設けられている。また、医学部卒業生が農村部で就職した場合には、試験免除で農村医師免許を取得できるようになっている（「通知」第7条）。

こうした就職支援策に加え、職業教育の強化も重要な施策として位置づけられている。2022年には16年ぶりに職業教育法が改正され⁵、「職業教育は普通教育と同等の重要性を持つ」と明記された。同法の中で、第39条には「職業教育機関は、学生の就職や起業を促進するシステムを構築しなければならない」と規定され、さらに第40条に「企業との連携を重視するなど、就職に直結するシステムを構築しなければならない」と明記されている。この法改正の背景には、職業教育機関への進学誘導を通じて、大学進学希望者を分散させ、大学生の供給過剰を緩和しようとする政府の意図が見え隠れする。学歴重視が根深い中国において、この改正は、職業教育の社会的地位向上を図り、新たな進路の選択肢を若者に提示する重要な転換点となっている。

（2）政策への評価

若年の失業問題は、先進諸国においても解決が難しい課題であり、特に支援策に取り組み始めてから年数が浅い中国においては、現時点での政策効果を評価するのは時期尚早である。しかし、これまでの支援策が功を奏したとは言い難いのも事実である。

⁵ 法改正経緯の詳細については、湯野（2022）を参照されたい。

政府は、民間企業への補助金を通じて大卒者の雇用促進を図ろうとしているが、支給額が少額であるため、企業側にとって採用拡大のインセンティブとしては弱いのが現状である。一方で、国有企業や政府機関に対する採用拡大の促進策がかえって大卒者の安定志向を煽り、就職希望者がこれらの職場に殺到する状況を生んでいる。智聯招聘の2024年の報告書によると、2024年卒の大学生のうち、国有企業への就職を希望する割合は47.7%に達し、2020年卒の36%より大幅に増加した。これに対し、民营企业への就職希望者は12.5%にとどまり、国有企業志望者の約4分の1に過ぎない。さらに、2025年の国家公務員試験では、採用枠が過去最多の3万9,721人に拡大されたにもかかわらず、志願者数も342万人と過去最多を記録した。実際に試験を受けたのは約258万6,000人で、採用枠に対する平均倍率は約65倍に上り、2023年の57倍からさらに競争が激化している（「北京青年報」2024年12月2日）。

表2 大学新卒者の就職希望地の推移（2012～2021年）

単位：％

	一線大都市	二線大都市	三・四線 中小都市	県級市	郷鎮	農村	その他
2012	40.55	42.60	5.62	/	0.15	0.38	10.71
2013	30.26	51.64	5.43	0.24	0.40	0.34	11.70
2014	37.05	41.84	5.78	1.55	0.33	0.85	12.60
2015	33.26	46.84	6.53	1.83	0.39	0.52	10.62
2016	33.75	46.22	6.90	1.87	0.27	0.56	10.41
2017	34.61	44.86	6.37	1.52	0.29	0.42	11.93
2018	38.46	42.60	6.90	2.61	0.25	0.34	8.85
2019	36.09	44.87	7.37	2.41	0.25	0.29	8.72
2020	33.43	45.10	9.21	3.27	0.30	0.33	8.35
2021	33.16	43.79	10.18	3.69	0.36	0.33	8.49

出所：田（2023）より。

また政府は、大都市への就職集中を防ぐため、内陸部や農村地域での就職や起業を奨励しているが、その効果は限定的である。図3に示されているように、大卒者の起業志望者は2024年時点でわずか0.9%しかおらず、起業を選択する若者は非常に少数派である。また、農村で働くことを促すキャンペーンが展開され、メディアでは「帰農」が若者の新たな就職トレンドとして報じられている。しかし、「中国大学生パネル調査」のデータをみると、新卒者の大多数は都市での勤務を希望している。近年、生活水準が高く、競争が激しい一線・

二線の大都市から離脱し、三線・四線の中小都市⁶への流入傾向がみられるが、農村地域（郷鎮と農村を含む）を希望する人は依然としてごくわずかにとどまっている（表2）。

さらに、職業教育機関への進学誘導はブルーカラーに対する社会的イメージが変わらない限り、若者は積極的にその道を選ぶとは思えない。そもそも中国ではブルーカラーは低学歴、低賃金、社会の底辺と同義にみられており、個人の能力や家庭背景を象徴するものでもある（三浦 2022、18）。近年、製造業やサービス業における人手不足の影響で、ブルーカラーの平均賃金は大幅に上昇しているが、「大学卒＋ホワイトカラー＝成功」という方程式を崩すには至っていない。実際、2023年の普通高校への入学者数は中等職業教育機関への入学者数を上回っている。また、2024年の大学志願者数は、少子化にもかかわらず、初めて1,300万人を突破し、史上最多の1,342万人に達した。

5 おわりに

「慢就業」は、大卒者の就職難が深刻な社会問題となっている中で、新たな社会現象として注目を集めている。この現象は、大卒者が卒業後すぐに職に就かず、一定期間にわたる職探しや将来の方向性を模索する状況を指すが、ライフコース論の観点からみると、これは青年期から成人期（社会構成メンバーとしての自立）への移行が長期化していることを意味する。工業化時代には、子ども期から成人期までの連続的且つ順調な移行ルートが確立されていたが、ポスト工業化時代に入ると、移行期が長期化するだけでなく、「直線的移行」ができにくくなった（宮本 2012、33）。

このような変化は、欧米先進諸国では1980年代に、日本では1990年代末に生じ、中国は日本よりもさらに15～20年遅れている。今中国における「慢就業」の議論は2000年頃の日本におけるフリーターの議論を彷彿させる。2000年の『労働白書』でフリーター⁷について言及され、その後若年世代の就業に関する研究や議論が活発化した。日本でも将

⁶ 2016年以降、中国の経済情報メディアの第一財經は、毎年都市の商業的魅力ランキングを発表している。このランキングは、「商業施設の充実度」、「都市のハブとしての機能」、「住民の活性度」、「生活様式の多様性」および「将来の可能性」といった5つの指標に基づき、都市を一線、新一線、二線、三線、四線、五線と6つのランクに分類している。また、国家統計局が発表する住宅統計では、主要70都市を一線から三線まで分類している。なお、「一線都市」は不動の北京、上海、広州、深圳の4つの大都市である。

⁷ フリーターという言葉は、1980年代後半に、アルバイト情報誌が「夢に向かってチャレンジする」アルバイトを応援する意味で作り、求人広告に掲載したという（小杉 2004、46）。1990年前後のバブル経済期の好景気により、フリーターには「自由で新しい生き方」という肯定的な意味が与えられた。バブル崩壊後も、その肯定的な見方はしばらく維持されたが、2000年代に入ると否定的な評価へと変化した（本田 2004、4）。

来の目標が明確かどうかによって、フリーターを「夢追求型」と「モラトリアム型」に分けられているが（日本労働研究機構 2000）、問題となっているのは低学歴の若者の失業である。一方、中国の「慢就業」は大卒者という高学歴者層の就職難の問題である。

「慢就業」は個人の選択であるようにみえるが、上記で述べたように、工業化社会からポスト工業化社会への移行に伴う社会構造的な問題として捉えるべきである。ポスト工業化社会は一般的に構造的な低成長、製造業の減少とサービス部門の発展、労働市場の柔軟化、人口の高齢化などによって特徴づけられ、その経済的社会的変化の結果として、新しい社会リスクが生まれる（若森 2013、3）。若者にとっては、労働市場への統合が難しくなるリスクが重くのしかかり、新たな「社会的弱者」となる。

「圧縮的」な発展をした中国では、高学歴の若者の問題として顕在化した。激しい就職競争の中で、若者たちは将来への不安から安定志向が高まり、自己価値の実現や社会への貢献を重視する方向に進むはずの労働観が金銭的志向に逆流している。本来、物質的な豊かさがある程度満足されると、脱物質主義的な労働観へとシフトするのが一般的であるが、中国の若者の間では、金銭的報酬への一点集中の傾向が強まっており、まさに労働観の「貧困化」が起きていると言わざるを得ない。

これまでの政策は、大卒者の就職支援を強化する一方で、特定の職場に希望者が集中するという課題を生んでいる。また、内陸部や農村部での雇用促進、職業教育機関への進学誘導といった政策も、「妥協的な選択肢」の提供にすぎず、現状では効果が限定的である。新しい政策の定着や効率性を支えるのは個々の意識であり、若者の労働に対する意識改革が進まなければ、政策目標の達成は難しいと思われる。

先進諸国の経験からも分かるように、移行期の長期化に対応できるよう、若者には単なる短期的な雇用促進策にとどまらず、教育・訓練や就労環境、社会保障などを含むトータルな生活支援が必要であろう。

参考文献

- 王丹丹（2021）「新時代高校卒業生『慢就業』対策研究」『中国大学生就業』第5期。
- 清川雪彦・山根弘子（2004）「日本人の労働観意識調査にみるその変遷」『大原社会問題研究所雑誌』（542）。
- 小杉礼子（2004）「フリーターとは誰なのか」『日本労働研究雑誌』No.525。
- 佐野淳也（2024）「深刻化する中国の若年失業問題大卒者の急増と雇用のミスマッチの拡大が主因」『環太平洋ビジネス情報 RIM』Vol.24、No.93。
- 修新路・徐馨（2022）「大学生『慢就業』研究述評」『理論前沿』第8期。

- 肖紅新(2023)「高校卒業生『慢就業』現象的成因分析及治理路径探索」『発展研究』第11期。
- 宗恵・儲徳銀(2020)「精準治理視角下大学生『慢就業』之応対策略」『三峡大学学报(人文社会科学版)』Vol.42、No.5。
- 田豊(2023)「択業大于就業:大学生就業意願的趨勢性分析(2012-2021)」『学海』第3期。
- 鄭曉明・王丹(2019)「高校卒業生『慢就業』現象的成因与治理策略」『社会科学戦線』第3期。
- 日本労働研究機構(2000)「フリーターの意識と実態 97人へのヒアリング結果より」『JIL調査研究報告書』No.136。
- 彭樹宏・付泉(2024)「『慢就業』大学卒業生群像特徴研究基于31省(自治区、直轄市)274所本科院校調査数据的実証分析」『中国大学生就業』第11期。
- 本田由紀(2004)「よりリアルなフリーター像、より有効な支援策を求めて」『生活経済政策』第90号。
- 三浦有史(2022)「中国の若年失業率上昇の深層顕在化する『勤勉さ』を巡るすれ違い」『環太平洋ビジネス情報RIM』Vol.22、No.87。
- 宮本みち子(2012)「成人期への移行モデルの転換と若者政策」『人口問題研究』第68巻第1号。
- 湯野基生(2022)「中国の職業教育法の改正」『外国の立法:立法情報・翻訳・解説』294号。
- 米田幸弘(2021)「日本人の働く意味の変化国際比較の視点から」『日本労働研究雑誌』63(11)。
- 李春玲(2023)「風険与競争加劇環境下大学就業選択变化研究」『中国青年社会科学』第5期。
- 劉保中(2021)「中国高等教育步入普及化段階背景下的階層差異与教育公平」『北京工業大学学报(社会科学版)』Vol.21、No.3。
- 劉保中・臧小森(2023)「中国大学生社会態度状況調査報告」李培林、陳光金、王春光編『2024年中国社会形成分析与預測』社会科学文献出版社
- 若森章孝(2013)「新しい社会的リスクと社会的投資国家」『經濟論集』第63巻第1号。

第4章

古代ギリシアの労働観 —声なき労働者の労働観をさぐる—

師尾 晶子

1. はじめに

本稿では、古代ギリシアの労働観について考察をおこなう。古代ギリシアの労働観については、伝統的に哲学者、劇作家をはじめとする知識人の著作の一部を切り取ることから語られてきた。まず、クセノフォンの『ソクラテス言行録』¹の一節をみてみよう。

君は最も思慮分別のある人たちには羞じらうことなく、最も大きな力を持った人たちを恐れることもしないのに、最も思慮分別を欠き、最もひ弱な者たちの前ではものを言うのを羞じらっているのだよ。と言うのも、君が羞じらいを覚える相手は、彼らのうちの毛織物加工業者たち（縮絨工）なのか、それとも靴職人たちなのか、建築職人たちなのか、鍛冶屋連中なのか、農夫たちなのか、交易商人たちなのか、それとも公共広場（アゴラ）で売買をしていて、何でも安く買い入れ高く売り渡す算段ばかりしている連中なのかね。つまり、民会は全員こういう者たちから構成されているのだよ。・・・（君は）いまだかつて国家公共の事柄（政治）など考えたこともなく、また君を見下したこともない連中に語りかけることは、嗤い者になりはしないかと恐れて、躊躇しているのだからね（『ソクラテス言行録』第3巻第7章6～8節〔内山勝利訳、一部改訂〕）。

ソクラテスが、グラウコンの息子カルミデスに語ったこの言葉は、ソクラテスの言葉を採録したクセノフォンが、ソロンの4階級のうちの最下層にあたるテーテスに分類される

¹ 『ソクラテス言行録』は、長く『ソクラテスの思い出』という邦題で知られてきた作品である。クセノポン（内山勝利訳）（2011）274頁に邦訳名を『ソクラテス言行録』とした背景について解説されている。

者たちに対してどのような目を向けていたかを端的に示している²。アリストテレスの『政治学』の次の一節も頻繁に引用されるものである。

市民に関してはしかし、まだ一つの問題が残っている。それは、市民とは本当に「公職に参与する資格のある者」であるのか、それとも手職人（バナウソイ）³をもまた市民と認めるべきか、という問題である。

そこで、もし公職に与かることのない者たちをも市民とみなすべきならば、どんな市民にもあのような徳がそなわること、こうした者が市民であるからには、不可能である。……むかしの時代には、ある国々では、手職人は奴隷か外国人であった。現今においても、多くの手職人がこの種の者であるのは、そのためである。しかし最善の国であれば手職人を市民にすることはあるまい。……その徳をもつのはただ、日常不可欠な仕事から解放された自由市民である限りの者である。そしてそのような不可欠な仕事をする者のうち、個人のために奉仕するのが奴隷であり、公共のために奉仕するのが手職人（バナウソイ）と賃金労働者（テーテス）である（『政治学』第3巻第5章、1277b～1278a [牛田徳子訳、（ ）の補いは著者による]）。

アリストテレスはアテナイ民主政の現状を「衆愚政」と見なし、果たして手職人や賃金労働者は市民と認められるべきか否かを説いている。

² グラウコンの息子カルミデスとは、前404年にアテナイがペロポネソス戦争に敗北した後に樹立された寡頭派政権、「三十人政権」に加わった人物で、グラウコンはプラトンの兄にあたる。ソロンの4階級は、財産にもとづいて市民を4階層に分けたもので、伝アリストテレス『アテナイ人の国制』が書かれた前320年代にあってでも有効であった。テーテス級は土地からの生産量が年間200メディムノイに満たない者とされ（Arist. [Ath. Pol.] 7.4）、農地を所有していてもそれだけでは生活が生活できない貧しい農民、商業や手仕事に従事することで生活を成り立たせている者たちがこれにあたった。

³ 手職人と訳されたバナウソイ（*banausoi*）がどのような人を示しているのかについては、一般にアリストテレスのとくに『政治学』における用法にしたがって理解されている。生活のために農業以外の手仕事をしている人たちがそれにあたり、市民についていえば、テーテス級にあたる。引用部分のほか、Arist. *Pol.* 1258b; 1289b; 1291a; 1328b; 1329a など。しかし、こうした職業に従事していたのは、市民だけではなく、在留外国人や奴隷を含み、女性も含まれていたから、バナウソイ＝テーテスというわけでもなかった。エレクテイオン建築碑文（IG I³ 474-479）では、同じ作業に従事した者たちへの報酬は、市民、外国人、奴隷を問わず同額であった。これらの職業の従事者のうち大きな成功を収めたフェイディアスやブラクシテレスのような者たちは、今日の芸術家に等しい名声を獲得した。バナウソイとは区別されるべきスペシャリストと言える。バナウソイの定義については、Murray (2020) 70-71 を、またバナウソイによる奉納行為からバナウソイについて論じたものとしては、Wagner (1997) esp. 124-128; Keesling (2003) 69-77, 86; Jim (2014) 133-142 を参照。

知識人の間にこのような言説が広がっていた背景には、アテナイ民主政のもつ特徴自体があった。政治に参加できたのは、市民のみであった。すなわち、民会に参加し、役職にあずかる権利をもち、裁判員になり、民会および法廷における投票権をもったのは市民のみであった。また不動産所有の権利も市民に限定されていた。前 451/ 0 年に施行されたペリクレスの市民権法によって、市民とは市民の父親と市民の父親をもつ母親から生まれた子どもと規定され、生まれによって市民か否かが規定された。要するに、市民とは政治的にも経済的にも特権を認められた集団であった。しかしながら、現実には、生まれは確かに市民であっても、生活できるだけの耕地をもつことのできない市民が多数存在していた⁴。それゆえ、富の多寡による市民の再定義をめぐる議論がくりかえされていたのである。前 5 世紀なかば以降、アテナイにおいては裁判員手当をはじめ、政治参加への日当の支払いが実施されたが、これは日常的に生活のための労働に追われている人々への政治参加を促す動機となった。一方、前 411 年の「四百人政権」、前 404 年の「三十人政権」ではこのような手当は廃止され、さらに前 322 年にはマケドニアのアンティパトロスの命令により、市民権の行使は 2000 ドラクマ以上の財産をもつ者に限定され⁵、前 317 年にはファレロンのデメトリオスによって 1000 ドラクマ以上の財産を有する者に市民権の行使が制限された⁶。前 307/ 6 年にこの財産規定が廃止されて以降も、日当の支払いの停止とともに貧民層の政治参加の度合いは減少していった。クセノフォンやアリストテレスの憂いは、最終的には、手当支給の廃止とともに自然消滅していったように見える。

古典期アテナイの知識人によるアテナイ民主政をめぐる言説、政治参加と日々の労働との関係に関する言説は、近代以降の古代ギリシアの経済史研究の方向性にも大きな影響をあたえてきた。古代経済をめぐるいわゆるビュヒャー・マイヤー論争、あるいは「古代資本主義論争」とよばれる論争にはじまる論争である。なかでもヴェーバー、カール・ポランニーの流れを引き継ぎ、古代ギリシアの市民とは政治的人間であって、したがって古代ギリシア社会には自立した経済活動は存在しなかったと論じたフィンリーに代表されるブ

⁴ プラトン『国家』においては、民衆は「自分で働いて生活し、公共のことには手出しをしながら、あまり多くの財産を所有していない人たち」であり最も多数を占めると述べられる (*Resp.* 565A)。職人の位置づけについては、国家を構成する人々について金、銀、銅、鉄の要素に分け、農夫や職人には鉄と銅の要素が混ぜ与えられたという記述からも読み取れる (*Resp.* 415C)。古代地中海世界における人口増加とギリギリの状態の生活を余儀なくされた小農民の実態と移住の決断との関わりについて論じた Harris (2018) も古代ギリシア世界の労働のあり方を考察する上で参考になる。

⁵ Diod. Sic. 18.18.4-5; Plut. *Vit. Phoc.* 28. ディオドロスによれば、アンティパトロスは、2000 ドラクマの財産を持たない者について「平和を乱し騒擾をひきおこす者たち (*tarachôdeis*)」と見なしていた (18.18.4)。

⁶ Diod. Sic. 18.74.3.

リミティヴィスト（原始主義者）の学説は、20世紀を通じて大きな影響をもちつづけた⁷。ケンブリッジおよびスタンフォードの研究者による古代経済についての根本的な理論的枠組みの転換によって、古代ギリシア経済史研究にパラダイム変換がもたらされて以降もなお、労働史および労働観をめぐる包括的書物においては、古代ギリシアの知識人の言説からその労働観を描くということがくりかえされている⁸。古代史研究者という狭い専門家集団を除けば、知識人の労働観があたかも社会全体に通底していたかのように語られてきたわけである。

本稿では、労働者、とりわけバナウソイとよばれた職人や小商人の人々が、自らの労働・仕事をどのようにとらえ、表現していたかについて、彼らののこした奉納物と奉納銘、墓碑銘から探る。また、職人や小商人がのこしたと思われる呪詛銘板と神託伺いの文言を参照することから、声なき労働者の労働観を探ることにしたい⁹。個々のジャンルについて、それぞれかなりの量の先行研究があるものの、これらの史料を総合的に見る試みはなされてこなかった。理想化された労働観ではない、日々の生活のために、工房あるいは商店で働いていた人々の声を拾い、感性を探ることから、「古代ギリシアの労働観」という一言でステレオタイプ化された形で取り上げられてきた労働観について一石を投じたいと思う。この小論ですべてが語れるわけではもとよりなく、本稿を出発点として、この問題に踏み込んでいくための試論としたい。

⁷ 紙数の関係で、本稿ではこの論争自体には立ち入らない。古代ギリシアの経済史をめぐる論争について、1990年代までの状況を簡潔にかつ要点を押さえて整理されたものとしては前沢（1997）がある。またケンブリッジ・スタンフォード学派を含めた古代ギリシア経済史の学説を詳述したものとしては、伊藤（2010）を参照。今日までの古代ギリシア経済の把握に関して最も大きな影響をあたえたフィンリーの著作は、Finley（1973）である。なお、この論争をも含めた古代ギリシアの労働観をめぐる学説史については別稿にあらためたい。

⁸ ケンブリッジ・スタンフォード学派による古代経済史を概観した共同論集としては、Scheidel-Morris-Saller（2007）を参照。また、以後の経済史研究を踏まえた動向については、Lewis（2018）を参照。新しい経済史研究にもとづいた古代地中海世界の労働に関する論文集としては、Flohr-Bowes（2021）；Gartland-Tandy（2024）；Stewart-Harris-Lewis（2020）；Canevaro-Erskine-Gray-Ober（2018）などがある。

⁹ このうち本稿で取り上げる神託はドナ出土のものであり、アテナイ出自の者による神託伺いは直接的には知られないが、アテナイ出土の奉納品、奉納銘、墓碑銘、呪詛板との比較のために一部取り上げることになる。アクロポリスへのバナウソイによる奉納については、これまでも研究の対象とされてきたことはあったが、墓碑銘や呪詛板をも含めたバナウソイとよばれる人々自身が自らを名乗り、自らの職業を名乗りのこしたモノについての包括的な研究はおこなわれていない。本稿では、このような視角を提示することから、労働観をめぐる議論に新たな光を当てることを試みる。バナウソイによる奉納については、註3に上げたWagner（1997）；Keesling（2003）69-77, 86；Jim（2014）133-142を参照。

2. 労働者の奉納

アテナイのアクロポリスからは数多くの碑銘をとまなう奉納品が見つかっている¹⁰。総数こそ多いとは言えないものの、その中で目を引く奉納銘がある。バナウソイとよばれる職人および商人が奉納をおこなっていることを示す奉納銘である¹¹。男性とともに女性による奉納も知られている。市民の有力者が係累すなわち家族関係を明記することで自らのアイデンティティを示したのに対し、バナウソイによる奉納では、自らの名とともに自らの従事した職業が文字で、あるいは図像で示されることがあった。職業は示されていないものの、アテナ女神に（収益の）10分の1（*dekate*）あるいは初穂（*aparchê*）を捧げることがを明記した奉納銘も多く現存するが、これらの多くは、農民ではなく、バナウソイによるものであった可能性が高いと思われる。

女神アテナが手仕事の女神アテナ・エルガネという属性を持ちあわせていたことを考えれば、彼らがアクロポリスに奉納をおこなったことも不思議ではない。実際、前4世紀には、アテナ・エルガネの名を明記した奉納碑文も知られている¹²。織物は市民の女性としてのたしなみであり、また女神アテナの聖衣（ペプロス）を織り上げる役割を担ったのはエルガスティナイとよばれた良家から選ばれた娘たちであったから、市民の女性による奉納がおこなわれたことは想像に難くない。アクロポリスから出土している機織りの道具の存在もそのことを示唆している。しかしながら、ごくわずかに職人ないし小商人によるアテナ・エルガネへの奉納と見られるものも存在することは注目される¹³。

以下、奉納者の職業が明らかな奉納銘をみていく。

¹⁰ アクロポリスにはあらゆる種類の奉納物が持ちこまれたわけだが、ここでは奉納主が明らかなもの限定して取り上げる。アルカイック期と古典期のアクロポリスへの奉納について包括的な描写を試みたものとしてはWagner (1997)を参照。アルカイック期のブロンズ製品の奉納については、Makres-Scafuro (2019)を参照。奉納行為をめぐる洞察については、Rouse (1902) ; DAA 455-478; Jim (2014) ; 師尾 (2017)を参照。

¹¹ 注文主の依頼を受けて制作された奉納物に制作者が署名をおこなうという事例の出現と、これらの制作者を含む職人みずからの奉納との関係については、Moroo (2016) 33-34, 46-47で論じている。

¹² *IG II³* 4.2 1364; 1369; 1370; 1371; 1377; 1380. 「アカルネウスの娘がアテナ・エルガネに奉納した」と刻まれた碑文は、かつて *IG I²* 561 と番号を振られ、前5世紀のものとして収録されていたが、第3版の収録からは外され、前4世紀半のものとされている (*IG I³* p.972を参照。現在は *IG II³* 4.2 1364として再録されている)。この碑文は、奉納主は、父の名で自らのアイデンティティを示しており、明らかに市民の女性によるものである。生活のための労働に対する感謝というよりも、市民の娘としての役割を果たしたことに対する感謝の奉納と解釈できる。

¹³ たとえば、*IG II³* 4.2 1370には、「アナギュルス区出身のテイシクレスの息子ナウシマコスはアテナ・エルガネに初穂を捧げた」と刻まれている。市民身分が示されているだけで、彼の職業は不詳であるが、初穂を捧げていることから何らかの商売、あるいは手仕事にかかわっていた可能性はあるだろう。

(1) パン売り女性による奉納

Φρυγία : ἀνέθεκέ με τᾶθENAIAI
he ἀρτόπολ[ις]¹⁴.

フリュギアがアテナに奉納した。

彼女はパン売り。

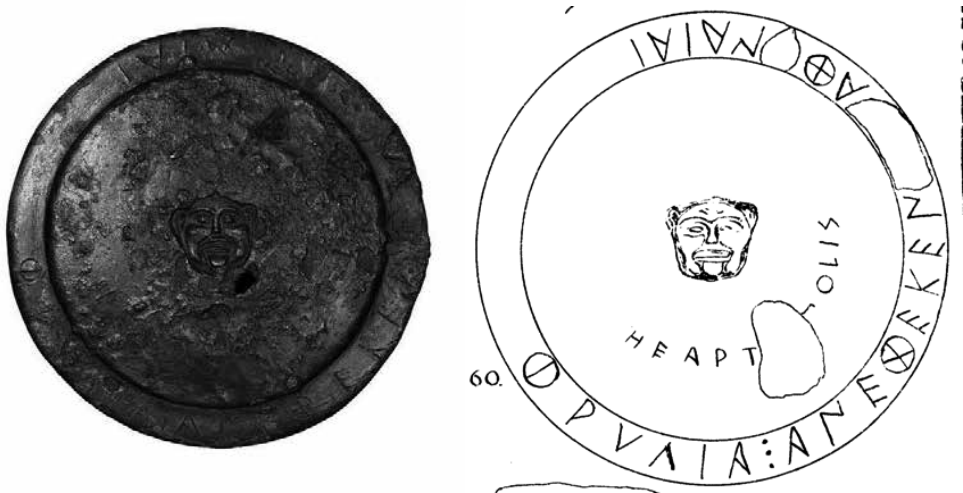


図1 フリュギアの奉納。EAM X 6837. 右図は Bather (1892-1893) Fig. 60.

上記の文言は、直径 10.6 センチの小さなブロンズ製の盾に刻まれたものである。図 1 に示されているように、盾の中央にはゴルゴン（ゴルゴネイオン）の浮き彫りが施され、盾の縁の部分に 1 行目の文言が、中央のゴルゴンの首に沿うように 2 行目の文言が刻まれている¹⁵。アルファベットの特徴から、奉納された年代は前 500 年頃と推定されている¹⁶。

¹⁴ アクロポリス美術館所蔵 (EAM X 6837)。1 階のケース 17 に常設展示されている。碑銘は、IG I³ 546 に所収されている。最初の校訂は、Bather (1892-1893) 128 with Plate VII, 60. 最も古い写真は、de Ridder (1896) 93, Fig. 60 (264)。その後の主要なテキスト校訂と研究は、Lolling (1899) 13, XLIV; Lazzarini (1976) no. 46 with Tav. I, fig. 2;

¹⁵ 図 1 に見られるとおり。1 行目、2 行目というのは、校訂上の便宜的なものに過ぎない。

¹⁶ A の水平線は右下下がり (A)、E は右肩下がり (E)、Θ は ⊕、M は M、N は N、Φ は Φ、Υ は V といった文字の特徴を持っており、いずれもアルカイック期のアッティカの字体の特徴を有している。

注目すべきは、パン売り (*hē artopôlis* : 単数女性形) という奉納者の職業を表す言葉が盾の中央に、ゴルゴネイオンの下部に目立つ形で刻まれていることである。単に奉納銘を刻む際のスペースの問題だったのかもしれない。それでもみずからの職業を最も目立つ場所に、明確に刻んでいることは看過できない。フリュギアという女性は、地名がそのまま名前となっていることから、市民である可能性はないと言ってよい。多くの研究者は、フリュギアを在留外国人 (メトイコイ) と解釈しているが、この小盾の奉納行為からそのように推測しているに過ぎない。奴隷であった可能性も、解放奴隷であった可能性も否定できないと思われる。後者の場合、身分的にはメトイコイということにはなる¹⁷。女性であること、非市民であること、という二重の意味でマージナルな存在であったフリュギアが、アテナイの中心聖域であったアクロポリスに奉納をおこなっているのである。アテナ女神の盾を模したブロンズの小盾という自らの職業と直接結びつかないものを奉納していることから、奉納のために相応の財を支出していることも注目される。

なお、後述のように、アテナイで生涯を終えフリュギアの木こりマネスは、自らがフリュギア人であることを誇り、最高の木こりであったことを誇る文言を刻んだ大理石の墓碑をのこした¹⁸。

(2) 縮絨工による奉納

縮絨という作業は、大変な重労働であったはずである。縮絨工による奉納は、三点知られている。いずれも男性による奉納である。一点目はブロンズの鉢の把手に刻まれたものである。鉢は現存していない。把手の形状に沿うように、文字が全体に刻まれている。ポリュクレスの名と、縮絨工 (*knapheus*) という彼の生業とが上下に見えるように配置されているのが特徴である。ブロンズ製の鉢自体が奉納物であったと考えられる。把手の幅だけで10センチあることから、鉢の大きさはかなりの大きさであったはずである。字体から、前6世紀半ころのものと推測され、職人による奉納銘としては最も古いものとなる。同様の銘の刻まれたブロンズの把手はほかにも知られているが、職業の記されたものはポリュクレスによる奉納のみである。

¹⁷ PAA 964840 では身分の記載を保留している。なおフリュギアという名前は、奴隷の一覧を刻んだ碑にもあらわれる (IG I³ 1037, 28; PAA 964850)。

¹⁸ 後述、82～83頁を参照。墓碑銘は IG I³ 1361 に所収。PAA 632470。

Πολυκλῆς : ἀνέθεκεν

ho κνα<φ>εὺς : τὰθεναίαι¹⁹.

縮絨工のポリュクレスはアテナに奉納した。



図2 ポリュクレスの奉納。NM X 7178. Bather (1892-1893) Fig. 17.

二点目は、ムネソンの息子ポリュクセノスによるもので、前530～510年頃のものだと推測されている。

Πολύχσενος : ho Μνέσονος : τῷ [κνα]φέος : ἀνέθ[εκεν] : ἀπα[ρ]χέν
[τὰθεναίαι]²⁰.

縮絨工ムネソンの息子のポリュクセノスが、初穂をアテナ女神に捧げた。

銘は大理石製の水盤の縁に刻まれた。縮絨工 (*knapheus*) という語が、奉納者ポリュクセノスではなく、彼の父ムネソンの生業として記されているのが特徴である。とはいえ、息子のポリュクセノスも家業を継いだと考えるのが妥当だろう。職業を示すとともに、父親との関係を示すことで、ポリュクセノスがおそらくアテナイ市民であったことをも示している。縮絨の作業には大量の水が必要とされたから、ブロンズ製の鉢と同様に、初穂として水盤が奉納されたことは職業の象徴としてもふさわしい。なお断片の曲線の状況から、水盤の直系は1.1メートルほどであったと Raubitschek は推測している²¹。かなり高価なものであったことを示しており、同時にアクロポリスに設置された後には実用に耐えうる

¹⁹ IG I³ 554; Bather (1892-1893) no. 17; Lolling (1899) no. XXXVI; Lazzarini (1976) no. 45

²⁰ IG I³ 905; Lolling (1899) no. 396; DAA 342; Lazzarini (1976) no. 626.

²¹ DAA 342, p. 378.

大きさであり、さらに設置後もそれなりに目立つ存在であったと思われる。

三点目は、シモンの奉納で、前6世紀第4四半期のものと推定されている。

Σίμον : ἀν[έθεκε —]

ho κναφεὺς [vacat ?]

δεκάτην²².

シモンが奉納した。

彼は縮絨工。

10分の1を。



図3 シモンの奉納。Raubitschek (1939) Plate 9, no. 17.

支柱の上部の像の設置するための台座部分に3行にわたって碑銘が刻まれている。上部には現在はほとんど失われているが、コレー像（少女像）が置かれていた。収益の10分の1（*dekate*）を充ててコレー像を制作し、これを感謝の印に奉納したわけである。コレー像の奉納は、富裕者の間では男女を問わず、かなりの数の奉納が知られているが、丸彫りの彫刻であるから明らかに高価なものであった。自らを縮絨工と名乗る人物が、これを奉納しているのである。

3行のうち「縮絨工 *knapheus*」の文字の大きさが1行目と3行目に比して小さいことから、Raubitschek は後から書き足された可能性を推測し、*ho knapheus* 以外に2行目には何も刻まれていなかったと考え、1行目に奉納対象たるアテナ女神の名が刻まれていたと推測する²³。いずれにせよ、左端に奉納者の名、奉納者の職業、10分の1という奉納者にかかわる語がそろえて刻まれていることは注目に値する。最も目立つ位置にこれら三点が刻まれていることは、奉納者が自らの職業を誇り、そこから生まれる収益に満足し感謝し

²² IG I³ 616; Lolling (1899) no. 200; DAA 49; Lazzarini (1976) no. 664. 上部のコレー像は Akr. 429 となる。

²³ DAA 49, p.51. しかしながら1行目はすでにそれなりのスペースを使用している。さらに次に見るスミキュテの奉納銘ではアテナの名は刻まれていない。同様の事例はほかにも知られている。復元を含めた現在のテキストがすべてであったとも考えられる。

ていたことを示している。

(3) 洗濯屋による奉納

Σμικύθε πλύντρια δεκάτεν ἀνέθεκεν²⁴.

洗濯屋のスミキュテは10分の1を捧げた。

高さ70センチほどの石灰岩の支柱の上部の円形の台座の部分に1行で刻まれている。字体から前5世紀初めと推測される。上部に設置されたのははめ込み穴の形状から、大理石製の水盤と推測されている。スミキュテの洗濯屋 (*plyntria* : 女性形) という職業からも水盤の推測には蓋然性がある。彼女が市民なのか非市民なのかについては不明である。スミキュテという名前はアテナイ人にも非アテナイ人にも存在しており、さらに奴隷の名前としても知られている²⁵。またおそらくは同名の別人のスミキュテによる他の奉納も知られている²⁶。洗濯屋の女性が台座付きの大理石製の水盤を奉納し、自らの名と職業を名乗っているということは、これまでの事例と同様に、バナウソイと称された人々自身のもつ誇りを強く感じさせるとともに、大理石製の水盤を奉納するだけの収益を得ていたことを示している。

(4) 皮なめし工の奉納

Σμῖκρος ἀνέθ[εκεν]

ἡ ο σκυλόδεσφ — —.

[E]ὐθυκλῆς μ' ἐπο[ίεσε]²⁷.

スミクロスが奉納した。

彼は皮なめし工。

エウテュクレスが私をつくった。

前6世紀末のものとされる。奉納物の制作者の名前が刻まれていることから、何らかの

²⁴ Akr. 607. テキストは、*IG* I³ 794. ほかに *DAA* 380; Lazzarini (1976) no. 666.

²⁵ *IG* I³ 1037, 41.

²⁶ NAM X 7274; Lolling (1899) no. XL; *IG* I³ 574 : スミキュテは10分の1を…。

²⁷ *IG* I³ 646; Lolling 202; *DAA* 58; Lazzarini 258.

彫像を奉納していた可能性が高いが、具体的に何を奉納したかは知られていない。台座のはめ込み穴の形状から、大理石彫像が設置されていた可能性が高い。碑銘は台座に刻まれた。ここでも、行の冒頭に奉納者の名前、奉納者の職業が示されていることが注目される。また、奉納物の制作者の署名が刻まれていることから、かなりの価値のある彫像が奉納されたと考えられる。制作者の署名は富裕者による奉納物に刻まれることが圧倒的に多かったが、職人の奉納に銘が刻まれていること、奉納主の職業は、彫刻とは関わりのないことから特異な奉納であることがわかる²⁸。

(5) 大工による奉納

奉納者の名前は失われているが、大工 (*tekton*) による奉納が知られている。

[— — — — α] νέθεκεν : *ho tékton. vacat*²⁹

大工の・・・が奉納した。

前6世紀第3四半期のものと推測されているこのモニュメントは柱頭とそこに刻まれた碑銘しかのこされていないが、現存部分の大きさからして相当に大きなモニュメントであったであろうことが推測されている。大工に関しては、パロス出土のものではあるが、アルカイック期の墓碑も知られている³⁰。「アソンは74年生きた。建物をたくさん建てた」と刻まれた墓碑は、前540年頃のものとして推定されている。ここでも自らのアイデンティティを職業で語っていることが確認できるのである。

(6) 陶工による奉納

アクロポリス奉納碑の中に *ho kerameus* と刻まれたものが四例知られる。いずれも前6世紀末から前5世紀初にかけてのものである。*ho kerameus* が単にケラメイス区という出身区を示しているのか、それとも「陶工」という職業を示しているのかについては議論もあるが、大部分の研究者は、「陶工」を示していると考えている³¹。

²⁸ 制作者にとって署名を刻むことは、自らの制作物の宣伝にもなるばかりでなく、貴族・富裕者の注文を受けていることを示せば、新たな優良顧客を獲得することにもつながった。注文主と制作者との関係については Keesling (2003) を参照。

²⁹ *IG* I³ 606; Lolling (1899) no. 283; *DAA* 196.

³⁰ *IG* XII 5, 252; *LSAG* p. 305 (28) .

³¹ Euphronios : *IG* I³ 824, *DAA* 255; Mnesiades と Andokides : *IG* I³ 620, *DAA* 178; Nearchos : *IG* I³ 628, *DAA* 197; Peikon : *IG* I³ 633, *DAA* 44.

(7) 陶工あるいは金銀細工師による奉納

「陶工のレリーフ」(the Potter Relief) とよばれる大理石の浮彫彫刻の奉納碑が知られている。前6世紀末の制作とされている。浮彫彫刻の縁に碑銘が刻まれているが、奉納者の名前は…aios としか読めない。「陶工のレリーフ」とよばれるのは、本人像と思われる横顔の浮彫彫刻の膝の上と左手に杯を持っており、これが陶器と推測されてきたからである。Vickers-Gill は陶器の流通価格の安さから、民主政期にあっても富裕者は貴金属の器を使用しており、アッティカ陶器は貴金属器の代用品に過ぎないと論じ、「陶工のレリーフ」についても、陶工ではなく、より社会的地位が高いと考えられる金銀細工師による奉納だと推測した。すなわち、描かれた杯は陶器ではなく、金属杯であると主張した³²。Keesling も造形の特徴から Vickers-Gill の論を受け入れているように見える³³。一方、上記の陶工による碑銘を付された奉納が存在していることから、陶工の社会的身分をことさらに低く見積もる必要もないように思われる。さらに、すでに見てきたパン売り、縮絨工、洗濯屋、皮なめし工、大工といった他の生業についた職人、小商人による奉納が知られている実態と比較しても、豪華さゆえに否定する必要はないだろう。



図4 「陶工のレリーフ」Akr. 1332

(8) 手仕事によって家族を養った女性による奉納

前4世紀半以降のものとされる以下の奉納銘は、台座に刻まれた³⁴。奉納物本体は現存していない。韻文で刻まれた奉納銘の内容は、労働についてきわめて雄弁に語っている。

³² Vickers-Gill (1994) 93-96.

³³ Keesling (2003) 73.

³⁴ これまでの事例との間に100年の開きがあるが、前5世紀半から前5世紀末にかけては、目に見える形の私的奉納物がほとんど現存していない。

χερσί τε καὶ τέχ[υ]αῖς ἔργων
τόλμαις τε δικάαις
θρεψαμένη τέκνων γεν[εὰ]ν
ἀνέθηκε Μέλιννα
σοὶ τήνδε μνήμην, θεὰ Ἑργάνη,
ὧν ἐπόννησεν
μοῖραν ἀπαρξαμένη κτεάνων,
τιμῶσα χάριν σήν³⁵.

手仕事と仕事の技術によって、その勇敢な正しさによって、子どもたちの家族を育て上げたメリンナは、汝、(手仕事の女神)エルガネ女神に彼女が労苦に耐えた (*eponêsen*) のこの記憶 (*mnêmê*) を、彼女の財産の一部の初穂として捧げた。汝の好意に敬意を表して。

奉納主であるメリンナは、労苦をいとわず継続した自らの手仕事を商売とすることによって家族を養い、その遂行に感謝して初穂を捧げた。「労働の記憶を奉納する」という表現は、彼女の過酷な体験を推測させるものであるが、同時に労働に対する真摯な姿勢を如実に語っている。メリンナという名前は、アテナイではほかには知られていないゆえ、市民か外国人の女性かについては不明である³⁶。いずれにせよ、碑銘の冒頭で「手仕事と仕事の技術によって」と明記していることは特筆に値する。女性が自ら働き、それによって家族を養うことについて何ら恥じることなく、おそらくは子育てが無事に終了したことを感謝して奉納をおこなっているのである。

3. 職業を名乗った墓碑

墓碑は、その性格から、生まれについて語ったもの、家族関係を語ったものが最も多い。しかしながら、みずからの職業を明らかにした墓碑も、数は少ないながら知られている³⁷。

³⁵ IG II³ 4.2 1377. この碑銘については Jim (2014) 138-139 を参照。

³⁶ PAA 639385. メリンナという名前はこれが唯一である。

³⁷ バナウソイに属する人々による墓碑については, Cacchet (2024), Faraguna (2014) を参照。また、篠原 (2020) 311-312, 註 67 において、アッティカ墓碑において職業の表現の見られるものの一覧を示している。墓碑の全体像、出現する職業の量的分布を見る上で有用である。ただし、一つ一つの碑銘に立ち入っているわけではないので、ここからそれぞれの銘文に立ち戻る必要はあるだろう。たとえば、後述の IG II² 6320 についても「陶工」と示されるのみとなる。

また、碑銘に記載されていなくとも、墓碑のデザインから死者の職業が明らかにされているものもある。奉納碑同様、一般に墓碑においては、家族関係を示すものが多く、死者のもっていた美德を強調するものが多く見られる。この徳を職業で示そうとしていることが、職業を名乗った墓碑の第一の特徴であると言える。ここでは、特徴的なものをいくつか紹介する。

前 430 ～ 420 年頃のものと考えられるクサンティッポスの墓碑は、クサンティッポスという名前のみが刻まれている³⁸。しかしながら、靴型を手にした浮彫彫刻から、彼が靴職人であったことは明らかである。市民か外国人かについては不明であるが、おそらくはのこされた二人の娘とともに描かれた墓碑から見る限り、自由人であったことは確実だと言えよう。



図5 クサンティッポスの墓碑 BM 1805.0703.183.

外国人であることを隠さず、墓碑にその職業と出自を記したのが、フリュギア出身の木こりマネスであった。前 5 世紀後半とされる彼の墓碑銘には、以下のように刻まれていた。

Φρυγῶν ὃς ἄριστος ἐγένεατ' ἐ-
ν εὐ<ρ>υχόροιςιν Ἀθήνα<ι>ς, / Μάν-
νης Ὀρύμαιοις, ὃ μνημα τόδ' ἐσ-
τὶ καλὸν. / “καὶ μὰ Δί' οὐκ εἶδον
ἐμαυτῷ ἀμείνω ὑλοτόμον.” νν /
ἐν τῷι πολέμ<ω>ι ἀπέθανεν³⁹.

³⁸ BM 1805.0703.183; *IG* I³ 1282bis.

³⁹ ルーヴル美術館蔵。Louvre Ma 4207. *IG* I³ 1361.

オリュマスの息子のマネスは、広大なアテナイにおいて最高のフリュギア人であった。これは彼の美しい墓。「ゼウスにかけて、私は私よりも優れた木こりを見たことがない」。彼は戦死した。

前4世紀後半のものとされる Amphis…の息子バッキオスの墓碑は、出身区と父名を刻んだ上で、さらに彼自身の職業について語ったきわめてめずらしいものである。彼は、アテナイの最大の祭典であったパンアテナイア祭の賞品アンフォラをつくる工房を持ち、アンフォラ職人として自らも働いていたということが、墓碑銘から知られる。

[Βάκ]χ[ιος]

[Α]μφισ —

ἐκ Κεραμέων.

[γ]ῆγ καὶ ὕδωρ καὶ πῦρ εἰς ταὐτὸ τέχνηι συναγόντων

Βάκχιον ἀντιτέχνων πρῶτα φέροντα φύσει

Ἑλλὰς ἔκρινεν ἅπασα καὶ ὦν προὔθηκεν ἀγῶνας

ἦδε πόλις, πάντας τῶνδε ἔλαβε στεφάνους⁴⁰.

ケラメイス区出身の Amphis…の息子のバッキオス。

土と水と火とを技術 (*technê*) によって一つに混ぜ合わせ、

バッキオスは才能においてライバルの中の第一人者と全ヘラスが判断した。

そしてポリスが任命したすべての競技祭で彼は栄冠を獲得した。

パンアテナイア祭の賞品アンフォラは、ポリスから工房に請負に出され、アスロテタイの監督の下に制作された。彼の工房は、継続的に賞品アンフォラの制作を請け負っていたと考えられる。前6世紀末から前5世紀初めにかけて、陶工がアクロポリスに贅沢な奉納をおこなっていた可能性については上述したとおりである。バッキオスは、前4世紀後半のアテナイにおいて最も成功した陶工であったと言えるかもしれない。

これらの墓碑が、特殊なものであったのか、それともそれなりの数があったのかについては知るよしもない。一方、奉納碑においても見られたように、死者が市民なのか、外国人なのかについて曖昧なものが多いことも特徴である。この曖昧さの背景に、生活のために働く市民であることをおおやけにしたくないがゆえに家族関係を記載しなかったのか、

⁴⁰ IG II² 6320.

それとも外国人であるがゆえに出自よりも職業で自らのアイデンティティを表現しようとしたのかについて考察するためには、墓碑全体について個別に検討することが必要となろう。

また、女性形の「有用な」(*chrestê*) と刻まれた墓主が奴隷あるいは外国人の乳母に多かったことについては、古くから指摘されてきた。しかしながら、「有用な」という形容詞は、墓主本人の望んだ言葉というよりも、死後に墓碑を用意した主人による召使い・乳母に対する見方であったととらえるべきだろう。同様に男性形の *chrestos* もまた、奴隷の墓碑に添えられた。ここに労働者本人の労働への評価を見ることは難しい。主人あるいは家(オイコス)が望んだ仕事を遂行して死去した者たちへの労働を評価する言葉であったと言えるだろう⁴¹。彼ら自身の言葉は、上述のような数少ない墓碑から拾い上げていくしかないのである。

4. 商売敵への呪詛

アッティカ出土の呪詛板の全体像については、2024 年に *IG II³ 8,1* が刊行されたことによってこれまでよりもはるかに把握しやすいものとなった。それ以前は、Gager (1992)、Eidinow (2007) を手がかりに 20 世紀初頭までの史料集に負っていたのが、これにより包括的な状況を知ることが可能になった⁴²。種々の雑誌媒体に発表されてきたテキストの再校訂についても、*IG II³ 8,1* の刊行によって、まとまった形で見る事が可能になった。所収された485枚のうち400枚ほどが前4世紀から前3世紀にかけて書かれたものである。そのことは、アテナイにおける呪詛板のピークが前4世紀から前3世紀にかけての時期にあったことを示している。最初に呪詛板が使用されたのは訴訟に関わるものであったと推測されている⁴³。商売敵への呪詛を記した呪詛板もまもなく現れた。

商売敵への呪詛と思われる呪詛板で注目されるのは、バナウソイに該当するような人々

⁴¹ *chrestos/ chrestê* をめぐる解釈については Taylor (2017) 226-230 を参照。彼女は、奴隷を含めて構成されていたオイコスの紐帯をここに見る。なお、*chrestos/ chrestê* という用語は、市民に対しても使われた。市民としてあるいは市民の妻、娘としての義務を全うしたことに際して、「有用な」という言葉が贈られることはめずらしくはなかった。Cf. Xen. [*Ath. Pol.*] 2.19.

⁴² Lamont (2023) の出版も、Gager (1992) (邦訳はゲイジャー [2015]) と Eidinow (2007) の研究を相対化する上でも重要である。呪詛板の研究に関する最新の文献とその情報については、竹内 (2024) が参考になる。呪詛板の考古学的コンテクストに焦点をあてた論文集としては、Faraone-Polinskaya (2021) を参照。

⁴³ アッティカにおける呪詛板の出現が前5世紀なかばころなのか、前5世紀末なのかについては議論がある。*IG II³ 8,1* では前5世紀末以降におかれる。

が呪詛にかかわっていた事例が目立つことである。訴訟にかかわる呪詛において、他の史料からも知られるような政治的エリートと言えるような人物が登場するのに対して、商売敵への呪詛にかかわるような内容をもつ呪詛板には、呪詛の対象となった人物の職業が雄弁に語られる。これらの呪詛板からは、アテナイの、とりわけ都市部で労働していた人々の協業と対立の様子を伺うことができる。Eidinow はこうした現象に、危機に対する人々の恐れと防御の行為を見いだした⁴⁴。

呪詛される対象人物の職業が言及されているとき、商売敵によるものなのか、それとも何らかの訴訟に関して相手を同定するために記載されたのかについては必ずしもはっきりしない。しかしながら、呪詛板に登場する職業の種類の多さは、アテナイの経済活動の幅の広さを示すものであり、同時にこれらの労働に従事した労働者の存在を示している。

具体的な事例をいくつか紹介する。

私はメラスと彼の商売と魂と仕事と工房と手足と舌と…メラスのために働く奴らを登録する。私はエウアゴラを登録する。労働 (*erga*) と仕事 (*praxis*) と魂と手と子供と仕事とビジネス (*ergasia*) ともし彼女と一緒に働く者があればその者を。私はビオテを手と足と魂と舌と仕事とビジネスと子供たちとなんであれ彼女に属するものすべてを登録する (前4世紀後半、ペイライエウス出土、IG II³ 8,1 251)。

私はオフィリオンのもつオフィリオンとオリュンポスの居酒屋 (*kapêleion*) を縛りつける。メランティオスのすべてのことがらとアガトンの居酒屋 (*kapêleion*) を縛りつける。私は、シュリスコスのことごとくとシュリスコスのすべてを縛りつける。私はピスティアスのすべてを縛りつける。マネスとピスティアスのすべてを縛りつける。私はこれらのすべてを、彼らのすべてのビジネス (*ergasia*) を縛りつける (前4世紀前半、アッティカ、IG II³ 8,1 351)。

私はアンドロクレイデスと彼の邪悪な舌、邪悪な心、邪悪な魂を呪う。私はディオニュシオスと、彼の邪悪な舌、邪悪な心、邪悪な魂、彼の工房 (*ergastêrion*) と子供たちを呪う (前4世紀前半、アッティカ、IG II³ 8,1 347A)。

⁴⁴ Eidinow (2007) 195-205.

ヘルメスへ。

私は近所の居酒屋店主 (*kapēlos*)⁴⁵ カリアスとその妻トライッタ (トラキア女の意味⇒解放奴隷か)、そしてファラクロス (禿げ男の意味⇒奴隷か) の店舗 (*kapēleion*)、彼らの店に隣接するアンテミオンの店舗、店主のフィロンを呪縛する。これら全ての者たちの魂、ビジネス、手、足を私は呪縛する。彼らの店舗を。

私は彼の兄弟のソシメネスを呪縛する。麻売りの彼の家内奴隷カルボスと彼らがマラタケーと呼ぶグリュカンティスとソシメネスの家内奴隷で店主のアガトンを呪縛する。これら全ての者たちの魂、仕事、生命、手と足を呪縛する。

私は私の隣人の麻職人キットスとキットスの技術、彼のビジネス、彼の魂、彼の心、キットスの舌を呪縛する。

私は泉のそばの店主マニア (女性) とエレウシスのアリストandroスの店と彼らのビジネスと心、魂、手、舌、足、心を呪縛する。私はこれらの者たち全てを墓に縛り付ける。呪縛の神ヘルメスに。

アリストandroスの家内奴隷たちを。

(前4世紀半、アッティカ、IG II³ 8,1 356)

近隣の競合する店舗および店主を呪詛しているものが目立つ。最後の事例は、同業種だけではなく、近隣の種々の店、親族経営の種々の店が呪詛の対象となっている。具体的には、居酒屋、麻売り、麻職人、その他の何らかの店が呪詛の対象となっている。店主に女性が含まれていることも特徴的である。奴隷も呪詛の対象とされている。ある一族が関連する商売を手広くおこなっていたようにも見える。

これらの史料からは、競合する相手に対する強烈な嫉妬や憎しみが感じ取れるのはもちろんだが、裏側から見れば、自らの職業を恥じない姿勢、職業にポジティブな姿勢、収益に貪欲な姿勢、そして女性の労働者の存在がその名前を含めて見える存在となっていることが明らかになってくる。主人と奴隷との関係、主人と奴隷がともに労働していることについても、他の史料と同様に浮かび上がってくる。

⁴⁵ *kapēlos*, *kapēleion* が一般的な店舗を指しているのか、居酒屋のような店舗を指しているのかは必ずしも明らかではない。ただ、隣近所に類似の店舗が多数あったことは推測できる。Eidinow (2007) 197-198 を参照。

5. ドドナの神託から見る労働観

古代ギリシア世界においてはいくつもの神託所が知られているが、ドドナの神託所は、国家による神託伺いよりも個人による神託伺いを刻んだ青銅板が数多く出土していることで有名である⁴⁶。ドドナ出土の神託板についても、DVC 2013の刊行によって史料へのアクセスの状況が大きく変わった。これまでは、Lhôte (2006) や Eidinow (2007) などに代表される選集に頼るしかなかったものが、一気に4200枚の神託板を見ることができるようになったのである。

ドドナはギリシアの北西部に位置し、その地理的な距離から、アテナイ人による神託伺いの事例が含まれているかどうかは必ずしも明らかではない。それでも、アテナイ人もまたドドナのゼウス・ナイオスとディオナに神託を仰ぐことがあった⁴⁷。

ここでは、職業および労働に関する神託伺いに限定することから、非アテナイ人による神託伺いをいくつか紹介する。これらを通して、古代ギリシアにおける労働への態度を読み取り、アテナイにおける職人および小商人に見られる労働観との比較素材を提供したい。

テオクレイダスはゼウス・ナイオスとディオナにたずねる。ファロスへの航海はうまくいくか、また投資から利益を得ることができるだろうか（前5世紀、DVC 3030A）。

エウメドンはドドナのゼウス・ナイオスとディオナにたずねる。（今の）仕事（*technê*）を続けるのがよりよいことだろうか（前5～4世紀、DVC 2246A）。

アゲロコスにとって、ヘルゲティオスを離れて大地を耕して身を立てることはよりよいことだろうか（前4世紀半、DVC 1432）。

神。幸運を。アルキノオスはゼウス・ナイオスとディオナにおたずねする。ニケアスが工房（*ergastêrion*）を建設することは、望ましく、よりよいことだろうか（前4世紀初、DVC 357A）。

⁴⁶ ドドナの神託についての概観は、Chapinal-Heras (2021) を参照。

⁴⁷ アテナイのアクロポリスからもゼウス・ナイオスとディオナに捧げられた奉納碑が見つかった（*JG* II³ 4.2 1214; 1215; 1216）。ポリシアテナイもまた、ドドナに神託伺いをおこなっていたことは *Dem.* 21.51; 53 から知られる。なお Curbera は、名前の特徴から、アテナイ人によって書かれた神託板の現存の可能性を推測している（DVC p.419-420）。

神、幸運を。エピリュトスはゼウス・ナイオスとディオナにおたずねします。幸せになるために何をすべきか、そしてどの神に犠牲を捧げるべきか、彼が身につけた手仕事 (*techna*) に従事すべきか、それとも、新しい職に就いたらお金を稼げるだろうか。さらにおたずねします。妻としてファイノメナを選ぶのがよいのか、それとも別の人がいいのか。さらに今結婚した方がよいのか、もう少し待った方がよいのか (前4世紀半、DVC 2367)。

ドドナの神託所は内陸に位置していたが、イオニア海からも近かったため、イオニア海を越えてギリシア本土と南イタリア、シチリア島ほかへの移住に未来を見つめようとする人々も多くおとずれた。上記の例からは、移住だけではなく、手仕事職人としての仕事の継続、あるいは新たな仕事を立ち上げることについての不安とともにお墨付きをえようとする当事者の心持が強くあらわれている。自身の名前も、自身の仕事も、自身の不安もすべてを明らかにして、伺いを立てているのである。

6. おわりに

1. はじめににおいて引用したクセノフォン『ソクラテス言行録』には、職人や小商人への蔑視と見られる表現があった。その一方で、ペロポネソス戦争後のアテナイの混乱の中で困窮に陥り、親族の家に身を寄せていた自由身分の女性たちに、生活のために仕事をすべきだと、ソクラテスは説いている⁴⁸。生活のために労働に従事している者について、ここでは「生活に有用な仕事を習得してそれに従事している者たち」と表現しているのである。自由身分の女性たちが市民の娘として獲得してきた素養を、危機の時期には生活のための労働に生かすべきであり、これにより「無事に楽しく働きながら生活」できるようになるはずだと、ソクラテスは語るのである。知識人による職人や小商人への辛辣な評価は、結局のところ、彼らの労働そのものへの蔑視というよりも、生活のために仕事することによって、公共のことがらに従事する経済的余裕も時間的余裕もないことに対する批判と言うことになる。この一節でも、市民の労働ではなく、市民の妻や娘の労働について語っていることについては留意すべきかもしれない。それでも、知識人の言説についてすら、都度の発言の背景について目配りをすることは重要である。

労働および労働観についての議論は、冒頭で触れたように、生活のために労働する人々

⁴⁸ Xen. *Mem.* 2.7.

による公共のことがらへの参加・政治参加に対する知識人の辛辣な見方の紹介からはじまることが多い。確実にバナウソイとよばれる階層の人々によって用意されたと確認できる史料の数の少なさ、また断片的な文言ゆえにコンテキストが不明な史料が圧倒的に多いことは、バナウソイとよばれた人々の労働観を抽出するのに困難をもたらし、欲求不満に陥る部分もある。定量的な分析は不明部分が多すぎるために、労働観の分析といった目的にはあまり役に立たない。偶然にのこされた史料一つ一つの文言に向き合い、労働に対する態度を見いだしていくほかないのである。それでも不明点は多いことは否めない。しかしながら、奉納、墓碑、呪詛板、神託板の言葉からは、彼らが他人の生活、公共のことがらを円滑にすすめるために生産活動に従事することに対して、名乗るほどに積極的であり、商売敵を呪うほどに労働に邁進しており、新たな事業に着手することについて神託伺いをするほどに真摯な姿勢で労働に向き合っていたことは指摘できるだろう。すべてを取り扱えば、優に一万を越える史料と向き合わなくてはならなくなるが、バナウソイとよばれた人々の発した声を収集することから、古代ギリシアの労働観について、より当事者の立場から見た態度が明らかになるはずである。

文献略記

古典作品および雑誌の略記については、S. Hornblower, A. Spawforth, E. Eidinow eds. *Oxford Classical Dictionary*, 4th edition, Oxford 2012 にしたがう。本稿で引用したその他の史料集の略記は以下の通りである。

- DAA Raubitschek, A. E. *Dedications from the Athenian Acropolis*. Cambridge, MA, 1949.
DVC Dakaris, S., Vokotopoulou, J., Christidis, A.P. *Τα χρηστήρια ελάσματα της Δωδώνης των ανασκαφών Δ. Ευαγγελίδη* I, II. Athinai, 2013.
IG Inscriptiones Graecae. Berlin 1877-.
LSAG Jeffery, L. H. *The Local Scripts of Archaic Greece*. Oxford, 1990.
PAA Traill, J. *Persons of Ancient Athenians*, Toronto, 1994-2021.

参考文献一覧

- Bather, A.G. 1892-1893. The Bronze Fragments of the Acropolis. *JHS* 13 : 124-130.
Cacchet, L. 2024. 'Don't tell anybody you are a thetel' : Athenian Thetes : Identity and Visibility, in Gartland-Tandy : 99-126.
Canevaro, M., Erskine, A., Gray, B., Ober, J. eds. 2018. *Ancient Greek History and Contemporary Social Science*. Edinburgh.

- Chapinal-Heras, D. 2021. *Experiencing Dodona*, Berlin.
- de Ridder, A. 1896. *Catalogue des bronzes trouvés sur l'Acropole d'Athènes*. Paris.
- Eidinow, E. 2007. *Oracles, Curses, & Risk among the Ancient Greeks*, Oxford.
- Faraguna, M. 2014. Citizens, Non-Citizens, and Slaves : Identification Methods in Classical Greece, in M. Depauw, S. Coussement eds. *Identifiers and Identification Methods in the Ancient World*. Leuven, 165-183.
- Faraone, C.A., Polinskaya, I. eds. 2021. *Curses in Context III : Greek Curse Tablets of the Classical and Hellenistic Periods*. Athens.
- Finley, M.I. 1973. *The Ancient Economy*. London.
- Flohr, M., Bowes, K. eds. 2021. *Valuing Labour in Greco-Roman Antiquity*. Leiden.
- Gager, J.G. 1992. *Curse Tablets and Binding Spells from the Ancient World*. Oxford.
- Gartland, S.D., Tandy, D.W. eds. 2024. *Voiceless, Invisible, Countless in Ancient Greece*. Oxford.
- Harris, W.V. 2018. Marginal Land and Population Pressure in the Ancient Mediterranean, 800 BC to 600 AD. *Hist.* 67 : 390-417.
- Hochscheid, H. 2020. Professionalism in Archaic and Classical Sculpture in Athens : The Price of Technê, in Stewart-Harris-Lewis : 205-229.
- Jim, T.F.S. 2014. *Sharing with the Gods, Aparchai and Dekatai in Ancient Greece*. Oxford.
- Keesling, C.M. 2003. *The Votive Statues of the Athenian Acropolis*. Cambridge.
- Lamont, J.L. 2023. *In Blood and Ashes*. Oxford.
- Lazzarini, M. L. 1976. Le formule delle dediche votive nella Grecia arcaica. *MemLinc* series 8, vol. 19.2 : 47-354.
- Lewis, D. 2018. Behavioural Economics and Economic Behaviour in Classical Athens, in Canevaro-Erskine-Gray-Ober, 15-46.
- Lhôte, E. 2006. *La lamelles oraculaires de Dodone*. Genève.
- Lolling, H.G., 1899. *Κατάλογος τοῦ ἐν Ἀθήναις Ἐπιγραφικοῦ Μουσείου*, I 1 : *Ἀρχαίκαὶ ἀναθηματικαὶ ἐπιγραφαί*, zum Druck besorgt von P. Wolters. Athen.
- Makres, A, Scafuro, A. 2019. The Archaic Inscribed Bronzes on the Acropolis of Athens. Some Remarks, in *From Hippias to Kallias*. Athens, 63-77.
- Moroo, A. 2016. The Origin and Development of the Acropolis as a Place for Erecting Public Decrees, in T. Osada ed., *The Parthenon Frieze*. Wien, 31-48.
- Murray, S.C. 2024. Reconstructing the Lives of Urban Craftspeople in Archaic and

- Classical Greece, in Gartland-Tandy : 67-98.
- Raubitschek, A.E. 1939. Early Attic Votive Monuments. *BSA* 40 : 17-37.
- Rouse, W. H. D. 1902. *Greek Votive Offerings*. Cambridge.
- Scheidel, W., Morris, I., Saller, R. eds. 2007. *The Cambridge Economic History of the Greco-Roman World*. Cambridge.
- Stewart, E., Harris, E., Lewis, D. eds. 2020. *Skilled Labour and Professionalism in Ancient Greece and Rome*. Cambridge.
- Taylor, C. 2017. *Poverty, Wealth, & Well-Being : Experiencing Penia in Democratic Athens*. Oxford.
- Vickers, M., Gill, D. 1994. *Artful Crafts : Ancient Greek Silverware and Pottery*. Oxford.
- Wagner, C. 1997. *Dedication Practices on the Athenian Acropolis, 8th to 4th Centuries BC*, PhD Thesis, University of Oxford.
- 伊藤貞夫 2010. 「史料研究と学説史——古代経済史の場合」『日本學士院紀要』64-2 : 109-140.
- 伊藤貞夫・本村凌二編 1997. 『西洋古代史研究入門』東京大学出版会。
- クセノポン（内山勝利訳）2011. 『ソクラテス言行録1』京都大学学術出版会。
- 篠原道法 2020. 『古代アテナイ社会と外国人—ポリスとは何か』関西学院大学出版会。
- ジョン・G・ゲイジャー（志内一興訳）2015. 『古代世界の呪詛板と呪縛呪文』京都大学学術出版会（Gager 1992 の翻訳）。
- 竹内一博 2024. 「前4世紀アッティカの呪詛板とジェンダー」『古代文化』76-3 : 52-60.
- 前沢伸行 1997. 「Iギリシア史、IC経済」伊藤貞夫・本村凌二編、46-58.
- 師尾晶子 2017. 「奉納物からみた聖域と社会」浦野聡編『古代地中海の聖域と社会』勉誠出版、107-137.

第5章

職業召命観による生の一元的再編とその陥穽 ——ルカ伝「マルタとマリア」論および近世職人図を手がかりに——

荒川 敏彦

1. 生活態度の一元化——「せざるを得ない」と「すべきである」

(1) 「家計と経営の分離」と「生活と労働の分離」

授業で学生に「働くことの意味」を尋ねてみると、一様に「生活のため」という回答が返ってくる。学生アルバイトとして働いた実感や、就職活動への不安と経験が反映されたいつわらざる回答であろう¹。この労働観は、学生たちに限ったものではないであろう。「働く」とは生活していくために賃金を得ることである。それが多くの人にとって「働く」ことの意味と考えられている。そこには、できれば働きたくはないのだが生活費を稼ぐため仕方なく働かざるを得ないというニュアンスが滲んでいる。労働にはこの「せざるを得ない」という強制的側面がある。

この生活のためという回答は「生活の手段として」と言い換えることができる。ここに、生活と労働をそれぞれ別個のものとして区別し、目的手段関係で考えるという発想が見える。目的手段関係はもっとも分かりやすい思考スタイルの一つである。働いている時間は、その人の人生の一部である。生活をするためには多くの時間を仕事に割かざるを得ない。それが「手段」にすぎないというのである。目的である生活のために、つまり生きていくために、人生の多くの時間と労力を費やして働くということである。

¹ 「生活のため」に働くとなると学費を自分でまかなうような「苦学生」を思ってしまうが、実際には遊ぶ資金のためにアルバイトをしている場合もまま見られ、「遊び」もまた重要なことだと気づかされて、「労働」を生活の必要に直結して考えてしまう発想を反省させられる。「遊び」もまた生活の重要な一部であることを視野に入れて考える必要がある。また就職先が見つからないことへの不安は、生活費についての不安というよりも、「一人前」とみなしてもらえないことへの恐怖に近い不安があるが、その不安の正体に自分から気づくことはほとんどない。

近代資本主義の特徴は、西洋で開発された簿記的および法的な意味での「家計と経営の分離」にあるとマックス・ヴェーバーは指摘した²。ここで家計とは、上記の文脈で言えば実質的に「生活」に他ならず、経営とは実質的に「労働」を意味するだろう。そうだとすれば、かつて「一体的」であった家計と経営が分離していくことを特徴とする近代資本主義の展開は、生活と労働の分離を特徴とする「生き方」の形成だと言えるだろう³。ヴェーバーは次のように述べている。

持続的となった資本主義的営利は、一つの「経営」(Betrieb)として営まれる、他から分離された「職業」(Beruf)となり、特別なゲゼルシャフト関係形成⁴という途をたどることによって、次第に、家ゲマインシャフト的行為から分離していった。その結果、砕かれていない家ゲマインシャフト……では自明であったような、家計、仕事場、勘定⁵のかつての一体性は崩壊した⁶。

持続的な営利が家計など他から分離した「職業」となって、自立した一つの「経営」に組み込まれていく。このように生活と労働を分離させて生きることは、生の質的な面をとりあえず保留し、生活時間⁷と労働時間の比率という時間の観点だけから見たとしても、歴史的に特殊な生き方であろう。

しかし現代の私たちは、そうした生き方をむしろ当たり前として生きている。現代、働き方を考える際のキーワードの一つとしてワークライフバランスが言及されるが、その思考が、ワーク（仕事）とライフ（生活）を別個のものとする見方を基礎としていることは明らかである。そこでの「ワーク」が「せざるを得ない」強制と感じられていることを見逃すわけにはいかない。

² ヴェーバーにとって決定的なのは、『家』(Haus)と『経営』(Betrieb)の『簿記的』(buchmäßig)および法的な分離と、この分離に指向した法の発展であり、この「基本的に重要な発展は西欧に固有なもの」であって、「近代資本主義への発展の質的独自性を明瞭にさし示す、一連の多くの現象のうちの一部をなしている」のである(Weber, 2001, Max Weber Gesamtausgabe (MWG) I/22-1, S.152= 厚東訳「経済と社会集団」『世界の名著 61 ウェーバー』590-591 頁。強調はヴェーバーによる)。以下、ヴェーバーの著作に関する原書の書誌は全集版(MWG)の巻号のみを記す。

³ 大庭健(2008: 188 頁)は、この問題を「働くことと、生きることの分離」として明晰に析出した。

⁴ Sondervergesellschaftung

⁵ Haushalt, Werkstatt und Kontor

⁶ die alte Identität ……zerfiel. Weber, MWG I/22-1, S.151= 厚東訳「経済と社会集団」590 頁。下線は引用者による。

⁷ ここで「生活時間」とは、「仕事や拘束されている時間を除いた時間全体のこと」と理解しておく(浜村彰ほか 2020: 7 頁)。

(2) 労働義務の思想

「働かざるを得ない」という強制感覚とともに、人間はそもそも義務として「働くべき」であり「働かねばならない」存在なのだという義務の思想も、時代と文化を越えて広く見られる。パウロがテサロニケの信徒たちに述べた「働きたくない者は、食べてはならない」という命令⁸や、禪に目を移せば百丈懷海が実践した「一日作さざれば一日食らわず」という生き方⁹、さらには「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」とする現代の日本国憲法¹⁰まで、労働を義務とする思想は時代や宗教を超えて見られるものだ。

生きるため、生活のために働くという目的手段関係の枠組みに沿った労働観は「せざるを得ない」という強制に力点を置き、生活と労働を分離する考え方を推進している。だが同時に、それとは異なる労働観、労働・勤労を義務とする思想も根強く見られる。強制の感覚と義務の思想が両輪となって回っている。

従来、このように働くことそれ自体を倫理的義務にまで高めたエートスの典型として、プロテスタンティズムが指摘されてきた。できることなら働かずに済ませようとする指向とは逆に、プロテスタンティズムは自ら積極的に、厳しい規律の下で働こうとする。そうした類い希な自律的なエートスを養ったとされる。そしてヴェーバーは、この歴史上希有なある意味で転倒した精神が宗教倫理によって形成されていった事情を『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（以下『プロ倫』と略記）で解明したのである。

⁸ 「わたしたちは、そちらにいたとき、怠惰な生活をしませんでした。また、だれからもパンをただでもらって食べたりはしませんでした。むしろ、だれにも負担をかけまいと、夜昼大変苦労して、働き続けたのです。援助を受ける権利がわたしたちになかったからではなく、あなたがたがわたしたちに倣うように、身をもって模範を示すためでした。実際、あなたがたのもとにいたとき、わたしたちは、『働きたくない者は、食べてはならない』と命じていました」（テサロニケの信徒への手紙Ⅱ 3: 7-10）。以下、聖書の訳文は新共同訳による。

⁹ 「一日作さざれば一日食らわず」（『祖堂集』『世界の名著 18 禅語録』521頁）。この言葉を本文で「生き方」と述べたのは、この言葉が百丈禪師による大上段の「宣言」というよりも、高齢になっても常に率先して作務につく老師の体を慮った弟子が、師がこれ以上体を酷使しないようにと掃除用具を隠してしまった際に、禪師が食事も取らずに掃除用具を探しまわったという事態が、このエピソードの起点にあるのを踏まえてのことである。この言葉はもともと、いわば結果として食を抜くことになったということであったようである。だが後に言葉が一人歩きして人口に膾炙するなかで、厳しい労働を生きる上での義務とする思想的表現となっていくと考えられる。

¹⁰ 続く第二項、第三項は以下のとおり。「2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。3 児童は、これを酷使してはならない」。このうち第二項は明らかに雇用による賃労働を前提としている。しかし、「勤労」を賃労働を超えて、——職業としてなされたものではない場合の——家事、育児、介護、ボランティアなど「賃労働以外」にも広げるならば、そのような意味での勤労を義務とする第一項は新たな意義を持ちうるであろう。広義の勤労がもつ可能性を考えるためには、まず「勤労」概念と賃労働ないし雇用労働との一体化にくさびを入れ、両者を分離して考えることが必要である。

家計と経営の分離という資本主義の特徴と、職業労働それ自体を義務と考える資本主義の精神の両者を論じたヴェーバーの議論は、労働観の再考にあたって今なお重要な参照軸となりうるだろう。そこでまずは、その資本主義の精神について検討しよう。

(3) 多様な生の一元化に抗して——『プロ倫』の問いかけ

『プロ倫』の冒頭でヴェーバーは、しばしば中世的な封建支配からの解放と捉えられがちな宗教改革の歴史的影響について、次のように指摘した。

今日忘れられがちな一つの事実に留意しなければならない。すなわち、宗教改革は生活一般に対する教会の支配を排除したのではなく、むしろ従来の支配の形態とは別の形態による支配に置き換えたことを意味するということだ。しかも、きわめて楽な、実際には当時であればほとんど気づかれないほどの、多くの場合にほとんど形式に過ぎないものだった支配を、およそ考えるかぎり家庭生活と公的生活のあらゆる領域 (alle Sphären des häuslichen und öffentlichen Lebens) に侵入してくる、果てしなく煩瑣でかつ生真面目な、生き方 = 生活態度全体 (ganze Lebensführung) の規律化へと置き換えたのだ¹¹。(強調点は原著者ヴェーバー、下線は引用者。以下同様。)

ここでヴェーバーが強調するのは、宗教改革が諸個人の「生き方 = 生活態度」を全面的に規律化する作用をもったということである。個人の生が全体として規律化されるということは、人びとのエネルギーが一点に凝集されていくことである。そこに集積される莫大なエネルギーは、その後の資本主義に支配された社会を駆動するエートスとなる。

この規律化は、多様であり得る生き方を規則によって一元化する、従来とは「別の形態」の支配の一局面である。しかもそれは単なる一つの局面なのではなく、家庭生活と公的生活とを問わずあらゆる場面に及ぶものであった。信仰に熱心な「生真面目」な信徒たちは、働く時も休む時も、24時間365日のすべてを厳格な規律に従って過ごすよう、生き方を変えたというのである。この生き方がいかに特殊なものであるか。ヴェーバーがその特殊性を『プロ倫』全体を通して強調していたことを、しっかりと把握しておきたい。

しかも、ヴェーバーはそのような生き方がただ特殊というだけでなく、問題であると考えていた。一例として、『プロ倫』終盤で紹介された事例を引いておこう。ヴェーバーが

¹¹ Weber, MWG I/18, S.129= 大塚訳『プロ倫』17-18頁。

いかに「資本主義の精神」を問題視していたかがよく分かる例である。オハイオ州の有力織物店主に嫁いだドイツ人移民女性の義父評である。「純粹に競争的な情熱」に駆り立てられ「スポーツの性格」を帯びた「資本主義の精神」の行き着く先が「人生の敗北者」だという逆説が語られる。このドイツ人女性は、アメリカ人の義父について以下のように述べる。

この老人は、年々7万5000ドルの収入があるのに、仕事が休めないのだろうか。
——できないのだ！　こんどは倉庫の表を400フィートに広げなければならない。
なぜだろう？——それがすべてのことを打ち負かす、と彼は考える。——
夕刻に妻や娘たちがいっしょに読書している¹²のに、彼はいそいで寢床に入ろうとするし、日曜日には5分ごとに時計を眺めて、一日がいつ終わるかと待っている。——まあ、失敗した人生¹³ですよ！¹⁴

できるだけ働かないで済ませたいと思う人間像とは、真逆の姿がここにある。しかもその道を不承不承歩んだというのではなく、自ら進んでそのような生き方を突き進んだのである。むしろ、働かないことを罪惡として、働かないではいられないという態度である。いや、それはもはや「働く」と言うよりも、資本を拡大せずにはいられない精神と言うべきかもしれない。

ヴェーバーは、このような「資本主義の精神」が「スポーツ」的だという。勝つこと自体が目的ということだ。勝ってどうするのか、何のために勝つのかは関係がない。あえて言えば、勝つことが楽しく負けることが悔しいから、勝てるよう努力するのである。その仕事は何か生活上の目的のためにするのではなく、ただ資本拡大が勝利をもたらすがゆえに働くのである。野球やサッカーの試合について、勝利を目指すのは何のためかと問うことに意味はないだろう。同様に、資本拡大が何のためなのかを問うてはならないのである。

どうしてこのような倒錯した精神的態度が形成されたのか。ヴェーバーが宗教社会学的

¹² gemeinschaftlich lesen. 彼女の目には、この義父が共同で（gemeinschaftlich）読書をする家族共同体の外部にいろように見えるということだろう。

¹³ eine verfelte Existenz! すべてを打ち負かす（beat）はずの資本の拡大が、人生という観点で見る彼女の目には失敗、敗北に見えるという逆説が語られている。ただしヴェーバーは、義父の側からは彼女の批評が「ドイツ人の無氣力の徴候」のように見えるはずだという相対的視点を忘れずに付記している。

¹⁴ Weber, MWG I/18, S.488= 大塚訳『プロ倫』367-368頁。毎年1000万円を超える収入があっても資本の拡大が続けることが勝利者となるために必要とされるのだが、息子の妻であるドイツ人女性にとって、そのような生き方は「人生の敗北者」に他ならない。

に解明したのは、天職（Beruf）の理念、予定説、確証思想といった理念の絡み合いが人びとを内面的につき動かしたという「歴史における理念の作用」である。しかもそれは、当の信徒たちからすれば意図せざる結果であった。

だが、その論理をここで詳述するゆとりはない¹⁵。ヴェーバーは簡潔に、次のように論文全体の結論をまとめている。

近代資本主義の精神の、いやそれのみでなく、近代文化の諸構成要素の一つである、天職理念（Berufsidee）を土台とした合理的生活態度（Lebensführung）は——この論稿はこのことを証明しようとしてきたのだが——キリスト教的禁欲の精神から生まれ出たのだった¹⁶。

これが結論であることを挿入句で明示し、「合理的生活態度」が「キリスト教的禁欲の精神から生まれ出た」という結論を明瞭に示している。この結論の一文には、注目すべき論点がいくつも書き込まれているので、この一文を詳細にひもとくだけでも『プロ倫』全体の再読を要するだろう。

たとえば、資本主義の精神を超えて「近代文化」へと視野が広がったのはなぜか。その上、合理的生活態度が近代文化の「構成要素の一つ」とされているが、では他の構成要素としてヴェーバーは何を考えていたのか¹⁷。また、近代資本主義の精神と近代文化との関係はいかなるものか。あるいは、「天職理念」ということの含意は何か。しかもその理念を土台とした「合理的生活態度」の実態はいかなるものであったのか。その生活態度がもつ文化意義はどこにあるのか、またその現代的問題は何か。さらに、その生活態度が禁欲的プロテスタンティズムから生まれたとは書かれずに、より広く「キリスト教的禁欲の精神から生まれた」と述べられたのはなぜか、等々。

労働観を問題にする本稿で、それらを逐一論じるわけにはいかない。本稿では二つだけ取り上げることにしよう。

（4）二つの視点

第一に、「天職理念」の含意について再考しよう。この理念は、まずは世俗の職業を神の召命として高く評価するものとして理解される。しかしここでは、その理念がもちうる

¹⁵ 詳しくは荒川（2020）参照。

¹⁶ Weber, MWG I/18, S.484-489= 大塚訳『プロ倫』363-364頁。

¹⁷ 構成要素の「一つ」という視点は、ヴェーバーによる追記（1920年版）である。

意味をもう一步掘り下げておこう。この理念には、世俗のさまざまな営み、とりわけ職業労働を一元化するモメントがあるのではないか。言い換えれば、この理念には、多元的であり得る生を一元化する主張が込められていると考えることができる。

平信徒たちにとって「せざるを得ない」という意味で「生業」だった「職業」が、ルターの思想を頂点として「召命」として位置づけられた。その後、もはや宗教的高貴さが色褪せ、今度は「すべきである」という倫理的義務だけが残った「職業」になっていく。それはいわば、生活全体を聖職者にふさわしい禁欲的なものと鍛え上げる聖なる生き方が、その聖なる価値を見失い、ただ生活する唯一の手段としての賃労働になっていくプロセスでもある。本稿では、その論理の端緒をルターの『キリスト者の自由』を手がかりに検討したい。

第二に、合理的生活態度が禁欲的プロテスタンティズムから生まれたと書かれずに、キリスト教的禁欲から生まれたと、強調までして述べられた点に注目したい。たしかに『プロ倫』で主に論じられているのは、カルヴァン派を典型とする禁欲的プロテスタンティズムの影響である。だからこそ、全体のタイトルは『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』なのであり、その第二章も「禁欲的プロテスタンティズムの天職倫理」と題されている。

しかし結論部分で、天職倫理が「キリスト教的禁欲」から生まれたと述べられたとき、「禁欲的プロテスタンティズム」よりも広いキリスト教世界が想定されてはいなかっただろうか。もちろん第一には、禁欲的プロテスタンティズムには含まれないルター派が想定されるだろう。しかし、それに加えて次の事情も考慮に値する。すなわち、中世カトリックの修道士たちによる世俗外禁欲が、宗教改革によって平信徒の世俗内禁欲へと展開されたという重要な指摘である。この世俗の外のみの禁欲が世俗の内でも要請される点がポイントだとすれば、問題の根は世俗内禁欲へと広がる以前からあったと見ることができる。

その視点に立つと、宗教改革以前だが、宗教改革に接続していく中世思想に目を向ける必要が出てくる。しかし中世カトリシズム思想を代表する思想家トマス・アクィナスの議論については、ヴェーバーが『プロ倫』で勤労への倫理と対比的に扱っており、トマスは想定されていない。

そこで本稿では、あえて『プロ倫』では主題的に取り上げられていない思想家に目を向けてみよう。それは、エックハルトとタウラーである¹⁸。中世ドイツ神秘主義者を代表す

¹⁸ ヴェーバーは『プロ倫』のなかでくり返しタウラーに言及するが、しかしタウラーの思想が広汎な影響を及ぼさなかったという理由から、やはりルター以後の宗教改革に歴史的な理念の作用を見出している。Weber, MWG I/18, S.219= 大塚訳『プロ倫』103 頁。

るこの巨人二人の説教を取り上げて、彼らの「労働」への眼差しを見てみたい。それを手がかりに、プロテスタンティズムという枠を超えた「キリスト教的禁欲の精神」について考えることができるのではないか。

2 全信徒祭司性と職業召命観——ルター『キリスト者の自由』

(1) 職業召命観の基礎

はじめに天職理念の思想的基礎について、ルターの著作群の中でももっとも知られた著作の一つである『キリスト者の自由』(1520年)をもとに確認しておきたい。世俗の職業と神による召命とを結合さ¹⁹せた天職(Beruf)という思想は、いかなる道程から発したものであったのか。

ルターの思想の出発点は、信仰のみの信仰義認にあるとされる。その「信仰のみ」、そして「キリストのみ」「聖書のみ」を基礎として、ルターは『キリスト者の自由』で次のように論じた。

さてキリストは栄誉と品位とをそなえたういごの特権をおもちになるが、これをご自身に属するすべてのキリスト者にも分け与えて、彼らもまた信仰によってキリストとともにみな王となり、祭司となるようにしてくださる。聖ペテロがペテロの第一の手紙第二章に「あなたがたは祭司的な王であり、王的な祭司である」と言っているとおりである²⁰。

ペテロの第一の手紙(2:9)の解釈に基づいて、キリスト者は信仰によって「みな」(alle)王および祭司になるのだと論じられている。この全信徒祭司性いわゆる万人祭司の思想が、ここでのポイントである。ルターは次の16節で「われわれは祭司である。このことは、王であることよりも、はるかにすぐれていることである。なぜなら、祭司の務めは、われ

¹⁹ 1520年はルターの宗教改革の運動が最初の最高潮に達した時期であり、『キリスト者の自由』はその代表的著作である。ヴェーバーも『プロ倫』でルターの思想に触れる際にくり返し検討に付している。まずルターのベルーフ思想の源泉をたどる際にタウラーに論及している。Weber, MWG I/18, S.484-489=大塚訳『プロ倫』104頁。

²⁰ Luther [1520] 2011, S.28=徳善訳『キリスト者の自由』15節、171-172頁。

われを神のまえに出て、他の人々のために祈るに値する者にするからである²¹」と述べ、キリスト者が「みな」祭司であることと、その意義が強調される。そのうえで17節の冒頭、教皇を頂点として聖職者と平信徒との宗教的身分を区別するカトリック教会を痛烈に批判する次の一節が述べられるのである。

ところで、みながみな祭司であれば、いったいキリスト教会における司祭と信徒のあいだにはどんなたぐいの区別があるのかと問うことだろう。答えはこうである。祭司とか、聖職とか、これに類する言葉に対して不当なことがおこっているのである²²。

「不当なこと」とはもちろん、カトリック教会において聖職が独占されている状況を指す。そこでは聖職者と平信徒とは宗教的に異なる位階に置かれ、聖職者に高い地位が与えられる。たとえば「福音的勧告」が課される存在であるか否かは、その大きな指標である。ヴェーバーも『プロ倫』のなかで、「山上の説教」を一般の平信徒には要請せず（平信徒には実行不可能だから）、聖職者にのみ課される福音的勧告とするカトリックによる区別に言及し、そうした宗教的位階の違いを取り払い、しかも「修道士の禁欲を世俗内的道徳よりも高く考え」ることも否定して、「各人の生活上の地位から生じる世俗内的義務の遂行」こそが神に喜ばれるのだとしたルターの思想との対比を鮮明にしている²³。キリスト者は「各人の生活上の地位」からそれぞれの職に応じた「世俗内的義務」が課されているとされる。ルターはこのような思想において、神からの召命と世俗の職業とを「天職」(Bruf)の一語で統一的に把握したのである。ヴェーバーは論及こそしていないが、このルターの「天職」思想が信仰義認と全信徒祭司性の思想を一源泉としていることは間違いない。

ただしルターは、あらゆるキリスト者が祭司であるとは述べたが、あらゆる信徒が聖職者として召命(vocatio)されたとは述べなかった。キリスト者は霊的にはみな等しく祭司であるけれども、だからといって、すべての者が説教をしなければならないわけではな

²¹ Luther [1520] 2011, S.29-30= 徳善訳『キリスト者の自由』16節、179頁。さらに次のように述べられる。「……キリスト者はただ信仰のみによってこの誉れに至るのであって、どんな行ないによるのでもない。このことからして、キリスト者がすべてのものからどれほど自由であり、すべてのものをどれほど越えているか、したがって、義とされ救われるためにいかなるよい行ない(werck)も必要とせず、信仰がキリスト者にすべてのものをあふれるほどにもたらすということがはっきりわかるのである。」

²² “Was ist den fur ein unterscheydt zwischen den priestern und leyen ynn der Christenheyt, Bo sie alle priester seyn ?” Luther [1520] 2011, S.30= 徳善訳『キリスト者の自由』17節、186頁。

²³ Weber, MWG I/18, S.225-231= 大塚訳『プロ倫』109-111頁。

いし、すべての者が管理者になる必要もない²⁴。

聖書は学者や聖別された人々を、他の人々にキリストと信仰とキリスト者の自由とを説教する奉仕人、僕、管理者と呼ぶ以外の区別をしていない。つまり、われわれみながひとしく祭司であっても、みながみな仕えたり、管理したり、説教したりできるわけではない²⁵。

ルターは全ての信徒が祭司であると洞察した。同時に、すべての信徒が祭司の職に就いて説教するわけではないことも直視している。すべてのキリスト者が祭司であるが、すべての信徒が祭司の職に就くわけではない。この認識に立つからこそ、一人一人の信徒がそれぞれ異なる職に就いている現実を直視できた。聖職者が神の召しを受け、そして隣人の求めに応じて司祭の職を遂行するのと同様に、平信徒の各々も、それぞれの地位に応じて神の召しを授けられ、隣人の求めに応じて隣人に奉仕する祭司なのである。こうして、すべてのキリスト者の職業がみな「天職」(Beruf)であるという職業召命観が形成されるに至った²⁶。

(2) 生全体の宗教的再編

すべてのキリスト者がベールをもつと述べられたとき、問題は、この全信徒祭司性を基礎とする職業召命観が、人びとの生をいかなる方向へと導く力をもつかという点である。エートスの問題と言ってもよい。

まず想起すべきは宗教改革がもたらした歴史的影響である。すでに見たようにヴェーバーは、「宗教改革は生活一般に対する教会の支配を排除したのではなく、むしろ従来の支配の形態とは別の形態による支配に置き換えたことを意味する」と述べていた。従来の教会による支配は、ある意味で平信徒には気楽な支配であった。

他方で社会経済史的な観点からは、「家計と経営の分離」が進展し、それによって「綻びのない家ゲマインシャフト……では自明であったような、家計、仕事場、勘定²⁷のかつての一体性は崩壊した」という資本主義の巨大な潮流が見通されていた。『プロ倫』が

²⁴ もしルターが、平信徒もみな説教をし、管理する僕であれと主張したならば、それは平信徒の生活を破綻させることとなり、宗教改革の運動も破綻することとなったであろう。

²⁵ Luther [1520] 2011, S.30= 徳善訳『キリスト者の自由』17 節、186 頁。

²⁶ 徳善義和 (1996: 187-194 頁) の議論を参照。

²⁷ Haushalt, Werkstatt und Kontor

論じた近世（初期近代）は、まさに中世末から顕著になるその「一体性の崩壊」と「持続的な資本主義」による社会再編の時代であった。そうした時代状況の中で、人びとの生は従来とは異なる「別の形態による支配」へと新たに組み込まれていったと考えられる。

『プロ倫』で想定されているのは、厳格なピューリタニズムによる「家庭生活と公的生活のあらゆる領域に侵入してくる、果てしなく煩瑣でかつ生真面目な、生活態度全体の規律化」ではある。しかしその根本にある事柄自体はすでに、ルターの全信徒祭司性に見ることができる。

召命を授かって聖職にあたる者は、その生のすべての時間を聖職者として捧げるべき存在である。全信徒祭司性の地点に立てば、すべての平信徒キリスト者もその生活のすべてを召命としての職業に捧げるべきと考えるだろう。『キリスト者の自由』でルターは次のように述べている。

人間は内的に、魂に関しては、信仰によって十分義とされており、ただ、その信仰とその十分さとが（彼岸）の生に至るまではいつも増加していかなければならないという点を除いては、持つべきすべてのものを持っているのであるが、地上においてはまだこの身体的な生のうちにとどまっており、自分自身の身体を支配し（regiern）、人々と交わっていかなければならない。ここに仕事（werck：業）が始まるのであって、彼はいたずらに時を過ごしてはならないのである。ここにたしかに身体は断食、徹夜、労働（Mühen：骨折り・苦労）、その他あらゆる適度な訓練（zucht）をもって駆り立てられ鍛錬されて（getrieben und geübt sein）、内的人間と信仰とに服従し、これと等しいかたちをとるよう、また、強制されないと〔あらわれる〕自己のやり方にしたがって妨害したり、反抗したりすることのないようにされなければならない²⁸。

信仰義認の立場から、まずは内的人間として信仰により義とされることが前提となる。しかしそれだけでは、現実地上で生活を営む生身の人間であるキリスト者として、十分ではない。内的人間と信仰に身体が服従するよう、自らの身体を「適度な訓練」によって「駆り立て」「鍛錬」することが必要である。なぜなら、規律化された生活態度へと自らを規律（zucht）しなければ、自己流の生活によってたがが緩み、信仰への服従を自ら妨害するようになってしまうからだ、とルターは言う。ここでは労働ないし苦労は、身体の自

²⁸ Luther [1520] 2011, S.32= 徳善訳『キリスト者の自由』20 節、211-212 頁。下線は引用者による。

己支配と他者との交わりにおいて開始されるものとされるが、同時それは自己を信仰に服させるための訓育手段と位置づけられている²⁹。これが聖職者に向けられた言葉ではなく、俗世間に生きる平信徒すべてに要請された生き方であることが重要である。

もちろんここでは「適度な (maßvoll) 訓練」が求められており、ピューリタンの「果てしなく煩瑣でかつ生真面目な」規律化とは一線を画している。とはいえ、それが宗教による生活全体の支配を指向している点は変わらないだろう。

宗教改革を、近代社会が生の一団性を瓦解させていく資本主義の流れに抗して、下層の民まで含めた社会全体の一体的な共同性を信仰によって再編する運動として捉えてみよう。すると、社会組織がいったん解体して新たに資本主義的社会へと編成されていく途上で、ゲゼルシャフト的な関係とは異なる地点から諸領域を強力に一体化させる力として、信仰の力が作用したと考えることができる。

職業召命観のあらわれとしての「天職」理念は、このように時代状況に抗って生全体を再統一する試みという側面を持ったであろう。しかし宗教改革者たちが目指したような宗教的統一が、全面的にかつ持続的なものになることは難しく、その天職理念による一体性はやがて近代資本主義における天職労働による支配へと取って代わられていくことになる。

プロテスタンティズムが駆り立て鍛錬した勤労のエートスは、近代資本主義が生を全面的に支配する上できわめて有用なものとして作用したはずである。このように見るならば、『プロ倫』に沿いながらではあるが、天職理念がおよぼす作用を世界の一体化に見出すことができる。

だが先を急がずに、問いへと立ち返ろう。天職理念がもった意味への問いとともに、本稿ではもう一つ、その天職理念を土台とする合理的的生活態度が「キリスト教的禁欲」から生まれたという『プロ倫』の記述について問いを立てておいた。次節でそれについて考えてみたい。

²⁹ 『キリスト者の自由』と同年に刊行された『善い行いについて』で、ルターは次のように述べている。「義とされ、善い行いで満たされたいと思う者は、すぐにも始めるがよい。耐えずこの信仰に基づいて、全生活といっさいの行いにおいて自己を訓練し、耐えずこのような信頼において、すべてのことを行い、あるいは行わずにおくべきことを学ぶがよい。」Luther [1520] 2005= 福山・江藤訳「善い行いについて」143頁。

3. 「マルタとマリア」(ルカ 10: 38-41) における活動的生

(1) マルタとマリアの物語

以下では、合理的生活態度を生み出したとされる「キリスト教的禁欲」の問題について考えていこう。取り上げるのは14世紀前半のドイツ神秘主義思想を代表する二人、すなわちドミニコ会士マイスター・エックハルト(1260頃-1328頃)とその弟子のヨハネス・タウラー(1300頃-1361)の説教、そして禁欲的プロテスタンティズムの思想的基礎をなしたジャン・カルヴァン(1509-1564)の聖書註解である。

とはいえ「キリスト教的禁欲」の概念は、それ自体非常に難しいものである。手がかりとして、ここでもヴェーバーの図式を用いるなら、行動的禁欲(Askese)は神秘主義的観照(Kontemplation)の対として把握しうる。キリスト教思想史に伝統的な表現で言うなら、前者は「活動的生」(vita activa)に、後者は「観照的生」(vita contemplativa)に該当するであろう。そこで、活動的生と観照的生との問題として取り上げられることの多い、「ルカによる福音書」10章38節以下の「マルタとマリア」の物語につて、三者の解釈を検討してみよう。とりわけエックハルトの解釈が特殊なものであることはよく知られており、活動的生、行動的禁欲、そして天職理念を土台にした合理的生活態度を生み出した「キリスト教的禁欲」を考えるための素材を提供してくれるだろう³⁰。

とにもかかわらず、まずはルカの記す「マルタとマリア」の物語を見よう。それは次のような一節である。

一行が歩いて行くうち、イエスはある村にお入りになった。すると、マルタという女が、イエスを家に迎え入れた。彼女にはマリアという姉妹がいた。マリアは主の足もとに座って、その話に聞き入っていた。マルタは、いろいろのもてなしのためせわしく立ち働いていたが、そばに近寄って言った。「主よ、私の姉妹はわたしだけにもてなしをさせていますが、何ともお思いになりませんか。手伝ってくれるようにおっしゃってください。」主はお答えになった。「マルタ、マルタ、あなたは多くのことに思い悩み、心を乱している。しかし、必

³⁰ ヴェーバーはエックハルトの「マルタとマリア」論に触れながら、キリスト教に固有の救済の「確証」という問題に触れている。「マイスター・エックハルトも、救世主イエスの意に反して、最終的にマルタをマリアより上位に置いている。こうした事態はしかしながら、ある程度まではキリスト教に最初から固有なことなのである。……キリスト教がその信奉者たちの道徳性のうえに及ぼす明らかな影響こそは、まさにそれが神に由来することを確証するものである、と。」Weber, MWG I/22-2, S.333= 武藤・蘭田訳『宗教社会学』226頁

要なことはただ一つだけである。マリアは良い方を選んだ。それを取り上げてはならない。」³¹

とくにこだわりなく素朴に読めば、イエスはマルタよりもマリアを高く評価していると読める。イエスをもてなすために働いていたマルタが、自分だけ働いていることに疑問を感じ、イエスの足元で話に聞き入っているマリアにも働くよう論じてほしいとイエスに不満を言ったところ、かえってイエスはマルタが心を乱していることを指摘し、マリアはよい方を選んだと認めた、という話として読めるからだ。

イエス一行を迎え入れたマルタは、この時代の慣例どおりに来客をもてなすためにせわしなく働いていた。あちらこちらを片付け、座る場所を用意したり、食事の用意をしたりしたであろう。イエスを迎え入れたのはマルタであるし、もてなすために忙しく働いたのもマルタであった。マルタが行動的存在として造形されているのは明らかである。

それに対してマリアは、イエスの足元に座ってただイエスの話に聞き入っている。弟子など誰か男性ではなく女性であるマリアが、イエスの足元に座ってひたすら話を聞いていたのである。マリアに関する記述はこれだけで、一言の発話もわずかな動作も描かれていない。イエスの足元に座って身じろぎもせずに話に聞き入っている様子が思い浮かべられるだろう。

マルタが賓客であるイエスに、姉妹が働くよう言ってほしいと求めたのにも驚くが、イエスの「マリアは良い方を選んだ」という回答にも驚く。だが、もっとも驚くのは、エックハルトが説教において、イエスはマリアよりもマルタを高く評価したと述べたことである。

(2) エックハルトの説教

「マルタとマリア」の一節について、マルタをマリアよりも高く見たエックハルトの説教は非常に個性的な解釈を展開している。エックハルト研究ではない本稿でその内実を詳細に検討するわけにはいかないが、マルタをマリアよりも高く見たポイントは確認しておきたい³²。

³¹ 「ルカによる福音書」(10章 38-42節)『聖書 新共同訳』

³² ヴェーバーは、エックハルトの「マルタとマリア」論について次のように解釈している。「マイスター・エックハルトですら、ときとして『マルタ』をはっきりと『マリア』より上においたが、その理由は究極のところ、彼としては、西洋的な天地創造の信仰や神観念における一切の決定的に重要な諸要因を完全に放棄することなしに、神秘主義者に固有な汎神論的神体験を貫きとおすことができなかったからである」。Weber, MWG I/19, S.109= 大塚・生松訳「世界宗教の経済倫理序論」『宗教社会学論選』68頁

冒頭でエックハルトは、マリアとマルタそれぞれのふるまいの動機に触れる。マリアについては、第一に「神の慈しみ」、第二に「大きな、言い表しがたい願望」であって「彼女はなにものともわからぬものに思い憧れ、なにものともわからぬものを願っていた」、第三に「キリストの口から流れ出る永遠の言葉より彼女がくみとった甘美な慰めと歓喜」である。

それに対してマルタについては、第一に「円熟した年齢と、極限にまで鍛え抜かれた（魂の）根底（Grund）」であり、ここから「もてなすという仕事」への動機が生じるのである。第二に「愛の命ずる最高のものを目ざして、外的な仕事（Werk）を手ぎわよくさばくことを知る賢明さ」、第三に「愛する客の高い気品」である。

その上でエックハルトは、精神的な満足と感覚的な満足とを区別し、後者に浸っていることは低い状態であり、喜悦に溺れることのない精神的な満足の優位を説く³³。

このように見てくれば、エックハルトがマリアのふるまいに感覚的な満足を見出し、マルタのふるまいに精神的な満足を見出すことで、忙しく働くマルタを恍惚のマリアよりも高く評価したと理解されるであろう。

エックハルトによれば、マリアに働くよう言ってほしいと願ったマルタの言葉は、いわばマリアへの愛の叱責である。マルタがそのように言ったのは「マリアが魂の歓喜にすっかり満足して浸りきっているのをマルタが見たから」なのである³⁴。エックハルトは言う。「わたしたちは、愛するマリアがそこに坐っていたのは、霊的所得のためというよりも、幸福感のためではなかったかと疑いを抱くほどである」と³⁵。

では、「必要なことは一つだけである」というイエスの回答を、エックハルトはどう解釈したのか。エックハルトによれば、マルタの心配は、マリアが歓喜と甘美さの内に立ち

本稿では残念ながら、このエックハルトの説教のいくつかの重要な論点に言及できなかった。その一つが「事物のかたわらに立つ」という点である。エックハルトは、マルタにイエスが述べた「思い煩い」の意味は、「あなたは多くの事物のかたわらに立っているが、けっしてこれらの事物があなたの内にあるのではない」（die liute stant bi den dingen und niht in den dingen.=Du stehst bei den Dingen, nicht aber stehen die Dinge in dir.）ということだと解釈する（Eckhart, Predigt86, S.214-215= 田島訳『エックハルト説教集』211-212頁）。事物の「かたわらに立つ」ことで、「生業」（Tun：行為）を秩序正しく遂行できるというのである。この「かたわらに立つ」ことの意味については、いずれ稿をあらためて論じたい。

³³ Eckhart, Predigt86, S.209= 田島訳『エックハルト説教集』206-207頁。

³⁴ Eckhart, Predigt86, S.211 田島訳『エックハルト説教集』208頁。

³⁵ Eckhart, Predigt86, S.213= 田島訳『エックハルト説教集』209-210頁。

止まってしまうのではないかということであった³⁶。それに対するイエスの回答は、マリアの恍惚状態もいずれ消えてゆくから安心なさいという主旨であったと言う³⁷。

説教の終盤でエックハルトは次のように述べている。

ある人たちは、仕事から解放される(werke ledig sin=der Werke ledig werden)ことを欲している。わたしはあえて言うが、そのようなことはあり得ないのである。使徒たちは聖霊を受けとったあとで、はじめて徳行を働き始めたのだった。それゆえ、マリアが主の足もとに坐って主の言葉を聞いていたときは、まだ彼女が学んでいたときであった。のちに彼女が学びおわり、キリストが昇天し、彼女が聖霊を受けたとき、はじめて彼女は奉仕の生活を開始し、海の彼方にまでも旅をし、説教をし、教え、使徒たちに仕える女、洗濯する女(ein dienærinne und ein wescherinne der jünger)となったのである³⁸。

エックハルトは、観照的生へと没入し恍惚感、幸福感に浸ることで「仕事を免れる」ことを望む人びとに対し、きっぱりとその不可能性を否定した。世俗の人びとの諸々の仕事・業(Werke)は救いのためになすものではない。また、救いが得られたら仕事をしなくて済むでもない。むしろ聖霊を受けとった後、救いの確証を得た後になってはじめて、徳行という自らのなすべき業へとつき動かされるのである。マリアにおいては、生身のイエスが生きているあいだは生の学習時間であった。その後、イエスが昇天し聖霊を受けた後になってはじめて恍惚から醒め、奉仕する存在となったのだと述べる。ここに、世俗の活動が聖性を帯びたものであるとする観方、すなわち職業召命観の萌芽を見出すことができるのではないだろうか。

エックハルトの「マルタとマリア」説教は、比類なきマルタ賛歌であり、活動的生の称揚である。この説教について上田閑照は、「神との内的な合一を内に向かって破って却

³⁶ マルタのイエスへの願いについて、エックハルトは次のように解釈する。すなわち「主よ、わたしは、彼女がただ歓喜に酔ってそこに坐ってばかりいようとしないで、生活を本質的に自らのものとするために、生きることを学んでほしいのです。彼女に立てと命じてください、マリアが完きものになるように！」という願いであった。Eckhart, Predigt86, S.223= 田島訳『エックハルト説教集』219頁。

³⁷ 「安心なさい、マルタ、彼女は最上のものを選んだ。そのこと(マリアの欠点としての恍惚状態)もいずれ消えゆくであろう。被造物が分かち与えられうる最高のことがマリアに分かち与えられたのである。マリアはあなたのように浄福となるであろう」。Eckhart, Predigt86, S.223= 田島訳『エックハルト説教集』219頁。

³⁸ Eckhart, Predigt86, S.228-229= 田島訳『エックハルト説教集』223-224頁。

て真に外に出たあり方（その外は内よりもさらに内）、神との合一の恍惚から真にさめたあり方、すなわち神性の無へと覚めると同時に現世界へと醒めたあり方である」とまとめている³⁹。

（3）タウラーの説教

マルタの全面的な優越を説いたエックハルトの「マルタとマリア」論は、しかし弟子のタウラーにそのまま受け継がれることはなかった。残念ながらタウラーの説教資料にこの一節を主題にしたものは見出せなかったので、ここでは、「コリントの信徒への手紙 一」12章2節～11節にもとづく説教46「業にはさまざまな種類があるが、霊は同じである、など」でのマルタへの言及を参照する。

タウラーは「日常の労働の価値を、中世では他に類を見ないほど高く評価する」と言われており、労働観を問題にする本稿の参考になる。またタウラーはルター等へ多大なる影響を及ぼしたことで知られている。この説教は、表題からも察せられるとおりに業に関する内容であり、わずかながら「マルタとマリア」にも言及されている。その点で、エックハルトの説教と比較し関連させやすいものである。

説教においてタウラーは、現世における分業は恩寵であると述べる。そのことがもつ意味は、各自の業務を遂行することが恩寵に応えることになる、したがって今いる地位にとどまるべきだということになるであろう。タウラーは次のように述べる。「ある人は糸を紡ぐことができ、別の人は靴を作ることができます。また幾人かの人々は、これらの外的な事物に習熟し、その業に熱心に励みますが、それは他の人にはできないことなのです。このすべては神の霊が生じさせる恩寵なのです⁴⁰」。「いいですか。もし私が司祭でなく、修道院で生活していないなら、靴を作ることができるのを偉大なことと思い、その仕事を

³⁹ 上田閑照（1998：308頁）。またエックハルトは「教導講話」において、次のようにも述べている。「お前が、曾て聖パウロが味わったような恍惚のうちに没入しているとしても、もし一人の病める者がいて一杯のスープを求めているのを知ったならば、愛の故にその恍惚から離れ、より大いなる愛においてその困窮者に奉仕するのが、遙かに善いことだと私は思う」（エックハルト「教導講話」上田閑照『エックハルト』320頁）。こうしてエックハルトを手がかりに考えてみれば、ルカの記述を素朴に読んでマリアに優越を見出す読みは、マリア的な観照的生とマルタ的な活動的生とを分離させる見方に通じていることに気づく。イエスの話に聞き入るマリアの態度に恍惚への没入の危険を見出したエックハルトの炯眼に学ぶところは多い。マルタのように生活の経験に裏打ちされた活動的生を、恍惚感・幸福感・歓喜法悦をくぐり抜けた高次の境地とみなすことによってこそ、観照的生と活動的生を統一することが可能となるのかもしれない。14世紀前半のドイツ神秘主義者エックハルトの見方は、「幸福」（とりわけ「主観的幸福」）の観点が注目を浴びつつある21世紀前半の現代にあらためて注目すべき論点を提示している。

⁴⁰ Tauler, 説教46＝橋本訳『タウラー全説教集 第Ⅲ巻』18-19頁。

誰よりも上手に行いたいと思うでしょう。そして自分の手で喜んでパンを稼ごうとするでしょう。／子らよ、足も手も、目であろうとしてはいけません。各々は自分の役目がどれほど地味なものであろうと、神が割り当ててくださった役目を果たすべきです⁴¹」。このように割り当てられた役目を果たすべきだとする現世順応的で固定的な職業観については、ヴェーバーもタウラーの思想的特徴として触れている⁴²。

タウラーによれば、業（仕事）は神の霊によって与えられているものだから、問題が生じたとすれば、それは仕事をする自分自身の心が整っていないためである。仕事は、ただ神のみを思ってしなければならない。業、仕事に不満や不平が出るのは、神のみを思った業になっておらず、心が別のものに向けられ、煩わされているからである。タウラーはこの観点からマルタを解釈している。

我が主がマルタをとがめられたのは、彼女の業のためではありませんでした。
彼女の業は聖く、善きものだったからです。主は彼女の（過度の）心遣いのためにとがめられたのです⁴³。

明らかにエックハルトの観点とは異なるように見える。むしろ常識的で素直な読みが展開されているかのようなのである。エックハルトは全面的にマルタを高みに置き、彼女を完き人として語っていた。マルタのイエスへの依頼の言葉は不平ではなく、マリアを活動する境地へ高めてあげたいという愛の言葉としてエックハルトは語る。タウラーが素直に「とがめた」と理解したイエスの応答すら、マルタを安心させる言葉としてエックハルトは読み解いたのである。

それに対して弟子タウラーは、イエスはマルタを「とがめた」と認識している。なぜなら「心配は神に委ねるべき」だからである。多くの心配事や思い煩いによって心が乱されることが問題とされ、マルタの多くの心遣い、心配が叱責されたとタウラーは解釈するのである。そこには、エックハルトが見抜いた恍惚の危険に対する認識は見られないかに見える。

⁴¹ Tauler, 説教 46= 橋本訳『タウラー全説教集 第三巻』19 頁。

⁴² 「ルター風の職業思想はすでにドイツ神秘家たちによってひろく準備されていた。わけでもタウラーは聖職の召命（Beruf）と世俗の職業（Beruf）とを原理上同価値としていたし、また、法悦的黙想によって靈魂が神の霊を受容することだけを決定的と考えたために、伝来の形式による禁欲的業績にはさほど大きい価値を認めていなかった」。Weber, MWG I/18, S.247-248= 大塚訳『プロ倫』125 頁。

⁴³ Tauler, 説教 46= 橋本訳『タウラー全説教集 第三巻』20 頁。

しかし、タウラーの説教を丁寧にもとくなら、行き着いた先でエックハルトと同様に観想的生に浸りきりになることへの戒めが見えてくる。タウラーは、マルタの「業」(仕事)を「聖く善きものだった」と評価している。これは世俗の労苦を「聖い」ものとする主張であり、ここからルターが全面展開した職業召命観まではほんのわずかしかなんとも言えるだろう。しかも師のエックハルトが語ったのととてもよく似た、業(仕事)から解放されたいという願望への戒めを語りだしている。

あなたがたは(どの業からも)解放されたいと思っています。それはひどく怠慢なことに見えます。誰もが目であろうとしています。皆が見ようとして、働こうとはしないのです。

私は神のとても親しい友を一人知っています。彼は生涯で40年以上も農夫であった人であり、今なおそうです。彼はかつて我が主に、仕事をやめて、教会で座っていた方がよいかどうか尋ねました。すると主はこう言われました。いや、そうすべきではない。あなたは私の気高く尊い血に栄光を帰すために、汗してあなたのパンを稼ぎなさいと⁴⁴。

冒頭で語られる業からの解放の願望、つまり仕事からの解放は、しかし現代の私たちが仕事をしたくないと思うのとは全く異なる位相のものを想定すべきだろう。「皆が見ようとして、働こうとはしない」という後続の言葉から、ここで言われる業からの解放とは、観想的生を送りたいということだと思われる。それが、現代において仕事をしたくないという願望——そこには長時間労働による疲弊であったり、仕事への意味づけができない働き方であったり、職場でのハラスメントであったり、不当な低賃金であったり等々の多様な理由があるにせよ——と異なることは明白である。ここではそのような現世での解放ではなく、業に生きるよりも瞑想に生きる生き方を志す、むしろ非現世的な生き方への指向が考えられている。それはむしろ敬虔な生き方と言えるものである。

しかしそれでも、タウラーはそこに怠惰を見た。先に引いたようにタウラーは「足も手も、目であろうとははいけません」と戒め、自らに授けられた恩寵としての業を、手や足の活動として捉えている。これはマルタ的に活動する業を指しているだろう。それに対して目は「見る」ものであり、いわばマリア的に観想することを指すだろう。

そうしてみると、タウラーは活動をせずにひたすら「見る」ことに徹するマリア的な観

⁴⁴ Tauler, 説教 46= 橋本訳『タウラー全説教集 第Ⅲ巻』21 頁。

想的生は「ひどく怠慢」に映ると言っていることが分かる。このことは、後続の農夫の例からも確認できる。仕事はマルタの態度で象徴され、仕事をやめて教会で座っているのはマリアの態度で象徴されるだろう。そして「主」は、「私の気高く尊い血に栄光を帰すために」汗して——つまり手や足を使って活動して——働いて生活を立てなさいと言ったとタウラーは説くのである。

生活を支える各人の労働を評価するタウラーのこの説教は、観想的生の敬虔と同様に、キリスト教的修練を勧めるものであった。

(4) カルヴァンの福音書註解

三番目に、人文主義者にして宗教改革者のカルヴァンによる「マルタとマリア」解釈を見ておこう。ここではカルヴァンの『新約聖書註解』（1555年）を参照する⁴⁵。カルヴァンの註解は、ソルボンヌ大学などカトリック神学者たちの言説を批判しながら展開され、当時のキリスト教世界で聖書がどのように理解されていたかを知る手がかりも与えてくれる。時代はルター以後であり、宗教改革が社会的にいつそう広汎に進展するなかでの議論であることを踏まえる必要がある。

カルヴァンはまず、観想を最高善にして究極目的とするアリストテレス以来の考え方を批判し、「あらゆる仕事から離れている者たちが全く瞑想にふけり、天使のような生活を送っている⁴⁶」状況をやり玉にあげる。それに対置するかたちで、次のように各人の召命を謳い、その召命に従った労働が、社会全体の利益となる点に高い価値を見出す。

人々が何らかの労働と仕事に努めるために、神は彼らを創造し、世界におかれたこと、また、各人がその召命に従い、人間の社会全体に何らかの利益をもたらすように生きる努力をする時ほど神に喜ばれる犠牲はないということを私たちは知っている⁴⁷。

神の天地創造は、人間が「労働と仕事に努めるため」になされたのだとカルヴァン言う。その上で、各人にそれぞれ召命が授けられていることを前提として記述している。こ

⁴⁵ この註解は1555年8月に刊行されている。カトリックとルター派によるアウグスブルクの和議は1555年9月であるが、いずれにせよカルヴァン派はこの和議から閉め出されており、その公的承認はその後およそ100年を経た1648年のウェストファリア条約まで待たねばならない。

⁴⁶ Calvin, 森川訳『新約聖書註解 I・共観福音書上』473頁。

⁴⁷ Calvin, 森川訳『新約聖書註解 I・共観福音書上』474頁。

ここにルターの全信徒祭司性の思想の広汎な浸透をうかがうことができると同時に、各自がその召命に専心努力することで「社会全体の何らかの利益」がもたらされうるという考え方が定着している姿を見ることができるだろう。

マリアがイエスの足もとに座っている点に関してカルヴァンは、「観想的な生活と現実の生活を比較しておられるかのように、この節によって修道士たちが自らを守ろうとするのは愚かな試みである」と述べている。ここから、この物語を観想的生と活動的生との比較として捉えた上でマリアの観想的生を上位に置き、自らの観想的な修道生活を弁護しようとする議論が当時の修道士たちによってなされていたことが分かる⁴⁸。カルヴァンによれば、マリアは「生涯ずっと他のことをしなかった」ということはなく、「聞く時があり、行う時があり、仕事に着手する時がある」のである。生涯を観想で過ごそうとする修道士の生き方への批判が込められていよう⁴⁹。

さてマルタについて、カルヴァンは「マルタの接待と誠実なもてなしは賞賛に値し、また、ほめられてもいる」としながら、「けれども、キリストはそこに二つの誤りを指摘したと述べる⁵⁰。第一に、「家の中を動き回るのに度が過ぎている」ことであり、第二に（その行き過ぎによって）「キリストの来訪による利益を受けようと全く考えていないこと」である。さらに加えてもう一つ、もてなしの忙しさに満足し、マリアの学びへの「清い願いを軽蔑していること」である。最後の点は、「正しいことをすることによって、自分自身を他の人々よりも高い者としないように」という戒めとして記している⁵¹。

「マルタとマリア」についてのカルヴァンの註解の特徴は、カトリックへの対抗意識である。二人の話に活動的生と観照的生の比較を読み取り、マリアの観照的生を上位に置くカトリックの修道会への対抗である。それゆえ、活動的生と観照的生との比較を安易に読み込むことを戒めるのである。「マリアは良い方を選んだ」というイエスの言葉についても、そこにマルタとの「比較」を読み取ることを否定し、次のように述べている。

訓練されていない未熟な解釈者たちが夢想するような比較ではなく⁵²、キリス

⁴⁸ Calvin, 森川訳『新約聖書註解 I・共観福音書上』474 頁。

⁴⁹ もちろん修道士は本来「祈り働け」のモットーの下に生きる存在である。その生において労働は祈りとともに重要であり、その「世俗外禁欲」が宗教改革で世俗内へと拡大され、いずれ「資本主義の精神」へと転化していくわけだが、ここでカルヴァンが言うのは、労働からの解放を願い自己義認を試みる修道士への批判である。

⁵⁰ Calvin, 森川訳『新約聖書註解 I・共観福音書上』474 頁。

⁵¹ Calvin, 森川訳『新約聖書註解 I・共観福音書上』474 頁。

⁵² これが修道士たちの解釈への批判であることは明白だろう。

トはただ、マリアが妨げられてはならない聖なる、有用な仕事に従事していると述べておられる⁵³。

マリアは怠けているのではなく、意味もなく遊んでいるのでもなく、「義務に従って教えを熱心に聴いている」。カルヴァンはここで、その教えを熱心に聴くという行為を「有用な仕事に従事している」と表現する。

現代資本主義社会に生きる者は、「有用な仕事」と言えばまず物質的な実益を得ること、すなわち高い収入を得ることを想像するだろう。もちろん無償の有用な事柄は山ほどあるが、「仕事」として有用であるとみなされるには、それが商品生産と交換の社会的連鎖のなかで評価され、その結果として金銭を得ることが求められる。

しかしここでカルヴァンが有用な仕事と言っているのは、マルタのような働きではなく、イエスの足もとに座って教えを聞くマリアの行為である。エックハルトにおいてそれは未熟な「恍惚」であった。タウラーには「ひどく怠慢」に見えた。しかるにカルヴァンは、それこそがマリアに課せられた召命であり「有用な仕事」と捉えている。

カルヴァンはマルタの業を高く評価はするが、タウラー同様にイエスの叱責を見る。そして一見すると何もしないマリアの観想的態度に神の召命を見て、それを「有用な仕事」に従事していると解釈したのである。

(5) 一元化の圧力と外部

以上、合理的生活態度を生み出した「キリスト教的禁欲」という点についての理解を深めるべく、ルカの記した「マルタとマリア」の物語に関するエックハルト、タウラー、そしてカルヴァンという三者の解釈を見てきた。

もちろん、エックハルトやタウラーに明確なかたちでの「天職」理念があったわけではない。したがって「天職理念を土台とする合理的生活態度」を考えると、天職理念がまだ十分形成されていないのだから、概念としてはルター以前に遡ることは難しい。

しかし内容を考えたとき、14世紀のエックハルトやタウラーに、すでに職業召命観に通じる思想が胚胎されていたことを本稿は確認してきた。「マルタとマリア」論において、二人は忙しく働くマルタを高く評価した。エックハルトは無条件に完き人としてマルタを位置づけたし、タウラーはマルタに欠陥を見るけれども、同時に仕事をやめて座って教えを聞く態度に「怠惰」を見出している（タウラーはマリアの態度とは言っていないが、結

⁵³ Calvin, 森川訳『新約聖書註解 I・共観福音書上』475 頁。

果として同一であろう)。さらに、ルター以後となるカルヴァンにおいては、思想の内実で見れば、すでに召命が有用な仕事として捉えられている。

職業召命観の基礎にある全信徒祭司性が、すべての信徒を祭司とすることで、宗教的地位の格差をなくし平等をもたらすとともに、生活全体の新たな支配体制をもたらした。それは宗教的な規律化の要請であったが、だからこそ、内面に深く入り込む宗教的規律が形成した勤勉のエートスは、同時代的に進展する家計と経営の分離（生活と労働の分離、生きることと働くことの分離）に対して、生活態度の合理化という観点から世界を一元化する強力な力となっただろう。

その合理的な生活態度は、しかし家計と経営をそれぞれザッハリヒに取り扱う合理的思考の基盤でもあった。かくして家計と経営の分離は「家庭生活と公的生活のあらゆる領域」に及ぶに至り、あらゆる物事に「簿記」の眼差しが向けられるようになる。特定の合理的な生活態度が現世を支配しようとする動きと、それに抗う別個の合理化とがせめぎ合う世界の形成である。

では、資本主義的視点が社会諸領域を一体化しようとする圧力の下では、どのような事態が生じるだろうか。とくにその合理的な生活態度が職業召命観を基礎としているのであれば、その一元化に包摂しきれない、そこから排除される生の要素はどのようなものだろう。世俗の職業が召命とみなされ、その果てにすべての者が職業労働へと駆り立てられる世界が登場し、雇用労働と賃労働が支配的になっていくとしても、雇用もされず賃金も払われないが「有用な仕事」は山ほどある。家事労働しかり、育児や介護しかり。それらがなければ、生活は成り立たない上に、それらの主たる担い手は女性とされてきたのである。

この問題を歴史社会学的に、かつ具体的に考えるには、どのようなアプローチがあるだろうか。試みとして、近世の労働者の姿を視覚的に捉えるために、当時の職人版画に描かれた労働者の姿を見ながら考えてみることにしよう。

4. 近世職人図に見る非賃労働——描かれた女性の労働

以下で参照するのは、働く姿を描いた2つの版画集である。一つは、16世紀前半にドイツのニュルンベルクで活躍したプロテスタントの版画家ヨースト・アマン（1539-1591）による職人図集（Das Ständebuch（身分の書）,1568）であり、もう一つは、17世紀末にオランダのアムステルダムで活躍した版画家ヤン・ライケンによる職人図集（Het Menselyk Bedryf（人の営み）,1694）である。

アマンの『身分の書』は、宗教改革真っ只中に作成され、114種の職種について聖職者

や王侯貴族や上流市民層に限らず、下層の人びとの働く姿も含めて紹介している（内、2組の図版が重複している）。概ね身分の高い順に並べられ、教皇、枢機卿、僧正、僧侶、修道士、巡礼、皇帝、国王、君侯、貴族、医者とはじまって、末尾はじゅんたん工、守銭奴、大食い、道化師、がらくた売りで終わる。「大食い」など「職業」というべきか怪しいものも含め、この時代の様子を視覚的に知る上で貴重な資料である。

ライケンの『人の営み』は17世紀末の作品で、オランダの黄金時代は過ぎてはいるが、その繁栄をいくぶんなりとも映したものと言える。レンブラントをはじめ多くの著名な画家が市民の姿を描いたことは知られているが、自宅に肖像画を掲げるような上流市民層ではない、下層の職人も含めて働く人びとの様子をまとめて描いたものとして、アマンの作品同様、貴重な資料である。ライケンは100の職種について、パン屋、仕立屋、大工、煉瓦積み工、鉛管工、指し物師、ブラシ職人、箒職人など、衣食住に関わる職からはじめ、終盤は農夫、船乗り、漁師、狩人、商人、軍人、支配者ときて、墓掘りで終えている。

以下、二人の職人図集から、近景遠景を問わず、何らかのかたちで女性の姿が描き込まれたものを抽出してみよう。「職人」が中心の図集であることもあって、アマン本にせよライケン本にせよ、中心に描かれるのはほとんどが男性である。しかし職人は男性だけとは限らないし、召命としての職業は男女関わりなく授けられるものである。アマンやライケンの目と業を通して、当時の世界像を見てみよう。

(1) ヨースト・アマンの版画から⁵⁴



図1. 医者



図2. めいとり師



図3. パン屋



図4. 織工(じゅうたん工)

⁵⁴ アマンの図版はすべて小野重忠が解題を付した岩崎美術社版（1970年）から引用した。



図5. 靴屋



図6. 風呂屋
(理髪師兼外科医)



図7. 鈴づくり



図8. 針づくり



図9. 提灯屋



図10. 鏡師



図11. 油屋



図12. 歌手



図13. オルガン弾き

以上に抽出したのは、アマンが114種取り上げた中の12の職種にすぎないが、一つ一つの図版から当時の様子を垣間見ることができる。遠景に描かれた女性の姿は見えにくいものもあるが、以下ではアマンの版画に付されたハンス・ザックスの詩も参照しながら、簡単に見ていこう。

図1「医者」(Der Doctor) は、左にいる老女が医者ということではなく、右手で瓶を掲げている男性が医者であろう(薬瓶であろう)。医者は筋骨たくましい男性で描かれ、患者は杖と老いをあわせもつ女性で描かれている(当時女性の医師はいなかったろうが、男性の患者はいたはずである)。

図2「ぬいとり師」(Der Seydensticker)は、絹刺繍を施す職人である。服装に用いる布地に絹糸や金糸で刺繍を入れるなどする。刺繍をしているのは男性で、奥の女性は左手に籠を提げているので注文客であろうか。あるいは仕上がった品を配達するのかもしれない。

図3「パン屋」(Der Becker)では、手前左隅にさまざまな形のパンがある。平たい菓子(Fladen)やパンケーキ(Eierkuchen)も焼くようだ。中央の男性が釜で焼き、奥でパンを山盛りに載せた籠か大皿を頭に載せて運んでいる女性が見える。

図4「織工」(Der Weber)は、ここでは男性である。姫岡とし子によれば、15世紀ケルンの繊維業者は90%以上がツンフトに加盟していた。だが16世紀末頃から次第に問屋制度に組み込まれ、実質的には賃労働者と大差なくなってきたという。アマンの作品は16世紀後半のものだから、次第に問屋制が拡張してきた時期にあたる。親方といっても名ばかりで、「職人や徒弟はおらず、家族に補助労働をさせながら製織する手工業者が増え、親方層の窮乏化が社会問題となった⁵⁵」という。この図で織られている糸が自前のものか問屋からのものか不明だが、描かれている女性はまさに補助労働をする家族と思われる。なお「織工」(Der Weber)の絵は前半だが、後半(110番目)に同じ絵で「じゅうたん工」(Der Teppichmacher)が配置されている。この『身分の書』においてアマンは、概ね身分の高い順に並べているので、織工とじゅうたん工との社会的地位に大きな差があったとも考えられるが定かではない。

図5「靴屋」(Der Schuhmacher)では、店の軒先に掛けた棒に靴が陳列されている。靴屋は靴だけでなく、銃や弓、防火用水やワインなどの革袋も製作したようである。ここでは女性客が描かれている。

図6「風呂屋」(Der Bader)は、浴場主であるとともに、理髪師かつ外科医でもある。風呂と言ってもサウナのようなもので、汗を出させて垢取りをする。理髪師として髭を剃るし、かつて理髪師は外科医として瀉血も行っていた。手前の客は子連れの母親であろう。彼女が子どもの頭を洗っている隣では、下の小さい子が桶で湯浴み(水浴びか)している。

図7「鈴づくり」(Der Schellenmacher)では、女性も鈴づくり作業に携わっている。鈴は、騎士の槍試合で使うシンバル鈴から道化師の帽子まで幅広く使われる。モーツアルトの「魔笛」に登場するパパゲーノは魔法の鈴を持っていた。

図8「針づくり」(Der Nadler)は、ピン職人と言ってもよい。もちろん後の時代だが、

⁵⁵ 姫岡とし子(2004: 21-22頁)。

アダム・スミスが『国富論』の冒頭でピン製造を例に工場での分業による効率的な大量生産を論じたことが想起される。ここでは製造は男性の職人が一人で担当し、女性が台紙に並べて刺して出荷の準備作業をしている。

図9「提灯屋」(Der Laternmacher)では、女性客が店主と会話している。室内灯や宴会の明かりのほか、夜の外出でも提灯(ランタン)は必須の道具だった。明かりには他に松脂も使われた(松明)。軒下に吊されているのは松枝であろう。

図10「鏡師」(Der Spiegeler)では、女性の客が手鏡を品定めしている。鏡師の背後の壁には、映すと姿が大きく見える凹面鏡らしき丸鏡が掛けられている。

図11「油屋」(Der Olmacher)では、食用、薬用などさまざまな油が用意されていた。オリーブ油、松の実の油、月桂樹、大麻油、亜麻仁油などがある。宗教的にも香油は用いられたであろう。馬を使って実をつぶし、油を搾る様子が描かれている。遠景では、女性が火に大鍋をかけて攪拌しているが、水分と油とを分離させる工程であろうか。女性の労働としてなされているようだ。

図12「歌手」(Die Singer)では、中央奥と右端とで女性が2名描かれている。ソプラノとアルトの歌い手であろう。男性も「歌手」であるが、女性がタイトルの仕事の中心を担っている例である。複数の女性が描かれているのはこの絵だけである。タイトルが複数形である。

図13「オルガン弾き」(Der Organist)では、オルガンを弾くのが女性である。図12よりさらに女性がタイトルを担っている図版である。オルガンを弾いているオルガニストは女性だが、タイトルは男性名詞である。

(2) ヤン・ライケンの版画から⁵⁶



図 14. 扉絵



図 15. パン屋



図 16. ガラス工



図 17. 鉛管工

⁵⁶ ライケンの図版はすべて小林頼子訳著・池田みゆき訳『西洋職人図集』(八坂書房、2001年)から引用した。



図 18. ブラシ職人



図 19. 箒職人



図 20. 篩職人



図 21. より糸製造職人



図 22. 絹糸製造職人

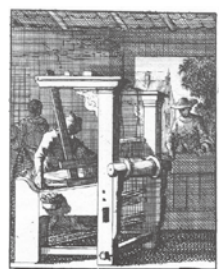


図 23. 織物師



図 24. 櫛職人



図 25. ピン職人



図 26. 金線工



図 27. 秤職人



図 28. 油屋



図 29. 外科医



図 30. 漂泊工



図 31. 金箔師



図 32. ダイヤモンド細工師



図 33. 説教師



図 34. 農夫



図 35. 漁師



図 36. 商人

ライケンの『人の営み⁵⁷⁾』は、黄金時代をいくぶん過ぎた 17 世紀末にオランダのアムステルダムで刊行された。アマンの時代から 100 年以上経っており、場所もニュルンベルクとアムステルダムという大きな違いがある。また、ライケンは父が再洗礼派であったため幼児洗礼を受けていないようだが、後年、敬虔主義に転じたようである⁵⁸⁾。オランダが厳格ではないにせよカルヴァン派の勢力が強い地域であることも確認しておきたい。

以下、アマンの画集とも比較しながら、ライケンの図版について、とくに女性の姿に注意しながら簡単に見ていくことにしたい。各図版の上にはタイトルとモットーが書かれ、図版の下に短い詩文が解題として記されている。訳書ではそこに丁寧な解説が施され大変参考になる（詳しい分析は訳書解説を参照）。

図 14「扉絵」の中央にいるのは女性である。右手に蛇をまき付け、左下には王冠を載せた地球儀が置かれている。アマン書でもそうであったように、ライケンの『人の営み』でも女性がタイトルの職を担うケースはほとんど見られない（図 25 は数少ない例）。しかし本書の扉絵では、女性が女神然として堂々と中央に描かれている。

図 15「パン屋」では、右遠景にこれからパンを買いに来るかのように籠を抱えた女性が描かれている。以下に見るとおり、ライケン書ではこのように遠景に女性が描き込まれる例が散見される。その際、タイトルの職業とは関係ない働きをしている場合も見られる。アマン書の「パン屋」（図 3）では、焼かれたパンを女性が運んでいるが、ライケン書ではそのような労働の姿は見られない。

図 16「ガラス工」でも女性が遠景に描かれている。ここでもつるべ井戸で水くみをして

⁵⁷⁾ 原題は *Het Menselyk Bedryf* であるが、*Bedryf* とはドイツ語の *Beruf* に通じる職業、仕事を意味するオランダ語である。ライケンの画集は『人の仕事』などと訳すこともできるだろう。

⁵⁸⁾ 編訳者である小林頼子の解題を参照（小林 2001：227 頁）。

おり、ガラスの研磨で使う水を汲んでいるのかもしれないが、日常生活で用いる水を汲んでいるのかもしれない。

図 17「鉛管工」でも女性が右奥遠景に描かれているが、訳者解説によれば、「女性が持つバケツは、樋を伝って落ちる雨水を受け止めるもの」と説明されている。図版下の詩文には「天の恵みを受けとめようと 人は住まいに水管を備える」と書かれており、鉛管は雨樋や水道管であることがうかがえる。図 16 でも女性は水を汲んでおり、水くみの仕事が女性に割り当てられているようにも見える。

図 18「ブラシ職人」では、女性客がブラシを試している。店先には巨大なブラシがいくつも掲げられている。近代オランダ社会における清潔（pure）への意識の高さがうかがえる図版である。ディドロはオランダ人の清潔感について、次のように述べている。「オランダ人は綺麗好きのため、その結果、女性の使用人が男性の使用人よりも多くなる。オランダ人の清潔さは船上にいたるまで際立っている⁵⁹」。

図 19「箒職人」では、女性が藁束を抱えて箒の製造に関わっている。尾崎彰宏（2008）によれば、箒が想起させる清掃は、家事をきりもりする女性の美德の象徴であるだけでなく、「汚染したものから自分たちの国や街や家庭を守るために警戒を怠らないこと」という政治的な比喻でもあった⁶⁰。

図 20「篩職人」では、右端に女性がいますが、作業場にいるので何らかの仕事をしているのだと思われる。ただし、手前の職人の陰に隠れてしまっており、何をしているのかは分からない。中央左の遠景にも女性がいますが、陰だけである。篩は「選別する」道具であり、カルヴァン派であれば「選び」の教え（予定説）に通じるかもしれない。そうであっても、篩は「賢明」の象徴として使われる。

図 21「より糸製造職人」では、作られたより糸の山を抱えて建物に入っていく女性の後ろ姿が描かれている。ここでも補助労働的な女性像が見られる。

図 22「絹糸製造職人」は、解説によれば、紡績後の工程であり、後ろに座って作業している女性は「絹糸の束をつくっている」。

図 23「織物師」は、アマン書でも女性の労働が描かれていた（図 4）。ライケン書では、右側および陰だけだが左側にも女性が描かれている。解説では、女性は「おそらく織り物師の家族の一人で、紡績を担当したのだろう」と述べているが、左側の女性にあてはまるであろう。右側で窓から内側を除く帽子をかぶった女性は、むしろお客であるよう

⁵⁹ Diderot= 川村訳『オランダ旅行』95 頁。

⁶⁰ オランダ海軍提督マルテン・トロンプは帆船の船首に突き出たパウスピットに箒を取り付け、「海を清掃」し、海の安全の確保を表明したという伝説まである（尾崎 2008：147 頁）。

に見える。なお17世紀のオランダでは「絹なら絹と、一種類を専門的に織る傾向」があったようであるが、この図版で織られているのが何であるかは分からない。

図24「櫛職人」では、右奥に女性らしき人物が描かれているが、店の者は誰も対応していないので客ではないようだ。化粧の場面の小道具としてよく描かれる櫛であるが、ブラシや箒と同様に清潔の象徴としても描かれたようである。

図25「ピン職人」は、タイトルの仕事を女性が担っている数少ないケースである。アマン書と同様に（図8）、ライケン書でも台紙に刺して出荷準備をしている女性が描かれている。ライケン書では製造担当の男性が遠景で背中を向けている。

図26「金線工」では、コイルに巻き取って細く仕上げている。金糸にまで細くするのか、針金やピンの製造に使うのかは不明である。遠景に、椅子に座っている人と立っている人の二人の女性が話している場面が描かれている。

図27「秤職人」では遠景に陰だけの女性が二人描かれている。秤職人とはとくに関連づけられていないようであるが、天秤は正義や真理の象徴であり、商売においても重要な道具であった。描かれた女性はお客であったかもしれない。

図28「油屋」では、女性が中央に描かれているが、アマン書でも遠景ながら女性も製油作業についていた（図11）。ライケン書ではできあがった油を樽に注いでいる場面、女性が腕をまくろうとしている。また陰だけであるが、左遠景にも一人の女性が描かれていて、こちらは油を購入するお客であるように見える。

図29「外科医」では、看護師的な役を担っているように見える女性が描かれている。アマン書では風呂屋と理髪師を兼ねた外科医が描かれており（図6）、ライケンの時代も同様に理髪師が外科医を兼ねていたが、ここでは外科医は外科医として描かれている。

図30「漂泊工」は、17世紀のオランダ黄金時代においては単なる漂泊や洗濯の仕事を越えて一大産業であった。オランダ国内はもちろんイギリスやフランスなどヨーロッパ中のリネンが、出荷前の漂泊のためにオランダに送られてきたからである。訳者解説によると、「一つの漂泊場で30-40人もの季節労働者が働いていた」ということである。ブラシや箒と同様に、洗濯や漂泊もオランダの清潔思想を象徴する意味を持っていた。

図31「金箔師」は、金細工師ではなく、金をたたいて展延することで金箔を作成したり細工したりする職である。図版の上に書かれたモットーには「箔をはがせば、値打ちなし」と書かれ、図版の下に詩文には「この世の輝きは単なる見せかけ」「技ある人に騙されているのだ」といった警句が書かれている。玄関先に女性がおり、額縁（鏡の額縁らしい）を担いだ男性客から注文を受けているように見える。

図32「ダイヤモンド細工師」では、女性が男性職人とともに働いているが、その労働内

容は男性が職人的内容であるのに対し、女性は大型の歯車を回す動力源として働いているようである。訳者解説によれば、16世紀後半からアムステルダムはダイヤモンド細工の中心地となって⁶¹、現在に至っているらしい。その担い手は、オランダに移住してきた亡命ユダヤ人であったという（既存の職種から閉め出されたユダヤ人たちが就きやすい新種の仕事であったため）。ただこの図には、ユダヤ人を思わせる描出は見られない。

図 33「説教師」では、説教壇に女性が上がって人びとに語りかけているように見える。では当時、女性が説教壇に上がったのだろうか。当時のオランダではカルヴァン派が中心的な勢力をなしていた。ナタリー・デーヴィスによれば、カルヴァン派の秘密集会やサンバルテルミの虐殺があった1572年以前の改革派教会の正規の礼拝式において、説教師が来るまでの間に、みずから説教壇に登り、聖書の講読を行った女性の例があるという⁶²。とすれば、女性が説教壇に上がっていると解釈することも不可能ではないだろう。またこの図では、説教壇の直下にいるのは男性よりも女性の方が多いように見える。カルヴァン派が中心の社会で、説教への参加が義務づけられたのは厳格なカルヴァン派だけであった。とはいえ、オランダは宗教的寛容でも知られている。オランダを旅行したディドロによれば、当時のオランダは「信仰がさまざまであるにもかかわらず、国民はみな法律によって紐帯が形成された同一の市民団体としてまとまっている」とされ、「迫害者にも被迫害者にもなることはない。ユダヤ人、再洗礼派、ルター派、カルヴァン派、カトリックは宗教的見解の違いが人間性に影響を与えることなく、互いに助け合って交流している⁶³」。

図 34「農夫」は、穀物栽培だけでなく、この図に見られるように鶏、鶯、牛、豚などの畜産にも携わり、生きる上で不可欠の食料生産を担っている。訳者解説によれば、前景の農夫が持っているのはミルクを入れる桶であり、中景左の女性は搾乳機を操作しており、遠景に畑を耕している人物が見える。オランダは農業国ではないが、チーズの一大生産地であり輸出国であった。

図 35「漁師」では、中景に背負い籠に魚を入れて運ぶ女性の姿が見える。オランダは海運国であり漁業が盛んであった。

⁶¹ 18世紀後半にオランダを旅したディドロは、次のように記している。「貴婦人たちの家にあるダイヤモンド、リング、ナイフ、ハサミ、金鎖や、有産市民階級の女性はもとより、農夫さえもが指にはめている指輪はこの国の豊かさの証しである。」Diderot= 川村訳『オランダ旅行』96頁。

⁶² Davis= 成瀬訳『愚者の王国 異端の都市』117頁。

⁶³ Diderot= 川村訳『オランダ旅行』119-120頁。

図 36「商人」は、オランダの繁栄の源である商業を支えた会計帳簿への記帳場面が描かれているのが興味深い。壁には、イギリス、フランス、スペインなどと国別の帳簿がかかっている。ディドロは次のように述べている。「オランダ人は居住可能な地上のありとあらゆる国々で交易を行っている。全世界における唯一の貿易商人ではないにせよ、最も偉大で最も練達であることに異論を挟む余地はない⁶⁴」。17 世紀初頭の阿姆斯特ダムには、世界中の商品が集まってきたと言ってもよい。図版左奥には一人の女性が見えるが、通行人なのか関係者なのかは分からない。これからやってくるお客であるのかもしれない。

(3) 描き込まれた女性と労働

以上、アマンとライケンの版画による職人図、労働場面を瞥見してきた。16 世紀のドイツでルター派に親しいアマンや、17 世紀末のオランダで敬虔主義に傾倒したライケンを取り囲んでいた社会は、職業召命観を基礎に「勤勉」や「儉約」を称揚するものであったろう。そこから一世紀ほど後の 18 世紀後半ですら、ディドロはオランダの様子を次のように記しているほどである。「オランダの人びとの生活は質素で衛生的である」「オランダ人は蟻のようにはたらく人たちである」「身なりは慎ましく、生活様式は質素であり、仕事においては儉約家で、人情味があり、勤勉で、勇敢で、忍耐力がある」「この人々は迷信深いというよりは敬虔である。……教会には多くの人が出入りする。週 2 日の朝晩、説教し、詩篇を歌う」等々⁶⁵。

いささかオランダを理想化しすぎではないかと思えるし、逆に当時のフランスの社会生活に問題があるようにも思えてくる。むしろ「蟻のように働く」といった指摘に皮肉を読み取るべきなのかもしれない。フランス人ならもっと休みを取る、ということでもあろう。だが、さまざまなバイアスがあったにせよ、これらの記述は、ディドロが実際にその目で見たオランダの印象から大きく外れてはいないのだと考えられるだろう。

そうして見たとき、どちらの職人図集にも女性を主題とした図版がほとんど見られないことが、共通する大きな特徴として浮かび上がってくる。それが意味するのは、労働からの生（活）の排除である。

女性が描き込まれていないので掲載しなかったが、アマン書では「大食い」といった一般に職業とは言いがたい人物も描かれている。そうであるなら、いわゆる職業労働に従事

⁶⁴ Diderot= 川村訳『オランダ旅行』66 頁。

⁶⁵ Diderot= 川村訳『オランダ旅行』20 頁、71 頁、77 頁、116 頁。

していない、たとえば「母親」などが描かれてもよいだろう。これについては、かろうじて風呂屋（図6）において、子どもの頭を洗う母親という親子関係が描かれている。

またライケン書では、ブラシ職人（図18）や箒職人（図19）があるが、家でブラシをかけたり箒で掃除している場面ではなく、それらを商品として売ったり製造したりする場面が描かれている。漂泊工（図30）の図版についても、家族の衣服や使用したタオル等を洗濯する場面ではなく、商品を洗濯したり漂泊したりする場面である。またライケン書には、女性がお客として登場する（図15, 18, 23, 36）。お客になるという労働はないかもしれないが、それは買い物をしているということである。買い出しと言ってもいい。奢侈品であるなら別としても、日常生活における買い物はれっきとした労働と言えるだろう。それは、賃労働ではないのだけれども。

もちろん、職人の労働場面を描いた版画集である以上、現代であっても家事労働や子育ての場面が描かれることはないだろう（ひょっとすると子育てなら描かれるかもしれない）。買い手である読者が欲しいのは、自分の家でも「ありふれた」それらの仕事の描写ではなく、自分が知らない職業の姿であるだろうからだ。

『身分の書』や『人の営み（人の仕事）』というタイトルの版画集から「生活」が切り離されているということだ（「大食い」も「金持ち」たちが招いて大食いをさせていたと思われ、だとすればそれは「道楽」というよりも一つの社会的地位であったろう。「大食い」の次の絵図が「道化師」であることからそのような事情がうかがえる）。この生活と労働の分断を問題にする必要がある。

5. 近代資本主義社会のまなざし

働かざるを得ないという生活感覚と、働くべきだという義務の思想とが組み合わさって、私たちは文字どおり働かざるを得ない状況にある。そこでは、家計と経営が分離していくプロセスが、生活と労働が分離していくプロセスとして立ち現れてくる。

そのような社会に生きる者の生の諸相が、強制と義務の絡み合いの中で一元的に規律化されているのだとすれば、その一元化された生に多様化の契機を取り戻さねばならないだろう。既存の労働についての観念を歴史的に再考することの必要は、そのような現実的な生の要請から発している。

雇用の形態が正規と非正規に分断され、長時間労働やサービス残業を強いられ、終わらない仕事は持ち帰らざるを得ず、力を握った一部の者の恣意的な操作が労働の現場を食い荒らし、不本意な異動やハラスメントが横行する日々の労働環境の中での闘いと併行して、

労働観を根本から再考し、再編していくことが求められているのである。

理念による世界史的な転換をなしとげた宗教改革の、その転換の力とは、分解していく生の諸相を再統合させる内面的エネルギーの宗教的凝集であった。そこではすべての信徒が、男女の別なく、信仰のみで救われるとされ、すべての信徒が祭司とされた。信仰のみの信仰義認と全信徒祭司性。プロテスタンティズムが確立させた職業召命観は、この二つの宗教改革の原理にもとづいている。とりわけ全信徒祭司性は、すべての信徒の世俗の職業を召命とする点で職業召命観を基礎づける理念となった。しかし、ルカが記した「マルタとマリア」の話について、エックハルトはマルタの境地を絶対的な高みにおくことで、マリアが示した観想的生をも包み込んでそれを内側から突破する回路を示した。その意味で、職業召命観にもとづき世俗の内側で励む世俗内禁欲の生き方は、すでに中世に胚胎していたと言える。しかも、マルタもマリアも女性であった。

ルター（派）もカルヴァン（派）も、救済における男女の平等を認め、性別に関わりなく召命としての職業を与えられているとしたが⁶⁶、しかし、その召命のあり方は自由であったとは言いがたい。マルタもまた、賓客イエスをもてなす役目は自分に与えられていると「自然に」考えたであろう。たしかに個人としてそのとおりであったろうが、他面で、女性が来客をもてなすことは当時の社会通念でもあった。宗教改革者も、たとえば家事や育児、その延長で家庭での教育などは、主に女性に適したものと位置づけていた。

たとえばルターの『小教理問答書』には、その末尾に掛け算九九の表が掲載されている（図 37）。なぜキリスト教の教理問答書の最終ページが掛け算九九の表なのか？ それはルターが、子どもにキリスト教の教えとともに実的な知識と技能を身につけさせることを重視したことの現れである。したがってこの九九の表は、実的な経済生活と家庭生活を分離させず、むしろ両者を^{●●●}一体化し、生活全体を^{●●●}宗教的観点から統合する一貫した視座の下に展開

Das Ein mal Eins		
2 · 1 = 2 2 · 2 = 4 2 · 3 = 6 2 · 4 = 8 2 · 5 = 10 2 · 6 = 12 2 · 7 = 14 2 · 8 = 16 2 · 9 = 18 2 · 10 = 20	3 · 1 = 3 3 · 2 = 6 3 · 3 = 9 3 · 4 = 12 3 · 5 = 15 3 · 6 = 18 3 · 7 = 21 3 · 8 = 24 3 · 9 = 27 3 · 10 = 30	4 · 1 = 4 4 · 2 = 8 4 · 3 = 12 4 · 4 = 16 4 · 5 = 20 4 · 6 = 24 4 · 7 = 28 4 · 8 = 32 4 · 9 = 36 4 · 10 = 40
5 · 1 = 5 5 · 2 = 10 5 · 3 = 15 5 · 4 = 20 5 · 5 = 25 5 · 6 = 30 5 · 7 = 35 5 · 8 = 40 5 · 9 = 45 5 · 10 = 50	6 · 1 = 6 6 · 2 = 12 6 · 3 = 18 6 · 4 = 24 6 · 5 = 30 6 · 6 = 36 6 · 7 = 42 6 · 8 = 48 6 · 9 = 54 6 · 10 = 60	7 · 1 = 7 7 · 2 = 14 7 · 3 = 21 7 · 4 = 28 7 · 5 = 35 7 · 6 = 42 7 · 7 = 49 7 · 8 = 56 7 · 9 = 63 7 · 10 = 70
8 · 1 = 8 8 · 2 = 16 8 · 3 = 24 8 · 4 = 32 8 · 5 = 40 8 · 6 = 48 8 · 7 = 56 8 · 8 = 64 8 · 9 = 72 8 · 10 = 80	9 · 1 = 9 9 · 2 = 18 9 · 3 = 27 9 · 4 = 36 9 · 5 = 45 9 · 6 = 54 9 · 7 = 63 9 · 8 = 72 9 · 9 = 81 9 · 10 = 90	10 · 1 = 10 10 · 2 = 20 10 · 3 = 30 10 · 4 = 40 10 · 5 = 50 10 · 6 = 60 10 · 7 = 70 10 · 8 = 80 10 · 9 = 90 10 · 10 = 100
10 · 100 = 1000		

図 37. Dr.Martin Luthers Kleiner Katechismus mit Erklärung.

⁶⁶ カルヴァンはガラテヤ書の註解に次のように記している。「どの民族あるいは境遇に属してようとすべて一つであり、性別や社会的身分と同様に割礼も何の意味もない、ということである。なぜか。キリストがすべてを一つにするからである。」Calvin, 森井訳『新約聖書註解 X・ガラテヤ書・エペソ書』89 頁。

されたことを象徴的に表すものと言えるだろう。

もちろんそれによって、子どもたちは教理問答書を読むのと一緒に、基礎的計算能力も育成し、内的にも外的にも有用なものを身につけやすくなったであろう。しかしそのときの教育が、主として女性（母親）に割り振られたとき、男性は異なる召命へと駆り立てられていくことを意味した。

その傾向は、アマンやライケンの版画にも如実に表れていた。そこで「職業」としてのタイトルをつけられた「働き」を担うのが、もっぱら男性であったことを本稿では見てきた。たしかに女性が働いている場面も描きこまれてはいる。実際にはもっと多くの場面で、職業労働に従事する女性は多かったであろう。しかし、アマンやライケンが描く絵図のなかでは、女性はあくまで補助的な労働力の提供者者であった。ディドロが「蟻のように働く」と感嘆した（あるいは皮肉った）オランダ人の勤勉さを、職業労働として体现したのは男性と目されている。

しかし、いくつかの絵図で描き込まれた女性がお客として登場する場面は、見方を変えれば、生活のための買い物であり、家事労働の一環である。だが、それは商品を購入して消費する行為であり、商品を生産したり、販売したりする行為ではないがゆえに、職業労働とはみなされない。それは17世紀だからではない。それこそが、家計と経営を分離することを特徴とする、近代資本主義社会の眼差しだからである。

あらためて確認しておくならば、近代資本主義の根幹にある会計帳簿の視点に基づく家計と経営の分離は、生活と労働の分離となって現れ、生活をやせ細らせていくのである。その巨大な潮流にいかにか抗えるのか。21世紀の現代、世界を一元化して把握する近代資本主義の考え方を対象として可視化し、新たな多元化の道を模索し続けていくことが求められている。

〔文献〕

Amman, Jost / Hans Sachs, [1568], *Eygentliche Beschreibung Aller Stände auff Erden*, Frankfurt am Main. (=1970、小野忠重解題『ヨースト・アマン 西洋職人づくし』岩崎美術社。)

荒川敏彦、2020、『〈働く喜び〉の喪失——ヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』を読む』現代書館。

Barth, Karl, 1951, *Kirchliche Dogmatik*, III/4, Zürich: Theologischer Verlag. (=1969、佐々木悟史訳『キリスト教倫理Ⅳ 制約における自由』新教出版社。)

Calvin, John, 1854, *Commentaires de Jehan Calvin sur le Nouveau Testament*, Tome Premier,

- Paris : Librairie de Ch. Meyrueis et Compagnie. (=1984、森川甫訳『カルヴァン・新約聖書註解 I・共観福音書上』新教出版社。)
- , 1855, *Commentaires de Jehan Calvin sur le Nouveau Testament*, Tome Troisième, Paris, Librairie de Ch. Meyrueis et Compagnie. (=1962、森井真訳『カルヴァン・新約聖書註解 X・ガラテヤ書・エペソ書』新教出版社。)
- Castel, Robert, 2009, *La montée des incertitudes: travail, Protections, statut de l'individu*, Paris : Seuil. (=2015、北垣通訳『社会喪失の時代——プレカリテの社会学』明石書店。)
- Davis, Natalie Zemon, 1975, *Society and Culture in Early Modern France. Eight Essays by Natalie Zemon Davis*, Stanford University Press. (=1987、成瀬駒男訳『愚者の王国 異端の都市』平凡社。)
- Diderot, Denis, 1982, *Voyage en Hollande*, éd, Yves Benot, Paris: François Maspero (=2022、川村文重訳『オランダ紀行』京都大学出版会。)
- Eckhart, Meister, 2008, *Deutsche Werke II, Lateinische Werke: Predigten Traktate*, Frankfurt am Main: Deutscher Klassiker (=1990、田島照久訳『エックハルト説教集』岩波書店(岩波文庫)。)
- Geremek, Bronisław, 1989, *Litość i szubienica: Dzieje nędzy miłosierdzia*, Warszawa. (=1993、早坂真理訳『憐れみと縛り首——ヨーロッパ史のなかの貧民』平凡社。)
- Гуревич, Арон Яковлевич, [1972] 1984, *Категории средневековой культуры*, Москва: Искусство. (Gurevich, A.Y., *Categories of the Medieval Culture*) (=1999、川端香男里・栗原成郎訳『中世文化のカテゴリー』岩波書店。)
- 浜村彰ほか、2020、「シンポジウム 実りある労働時間と生活時間を求めて——時間主権の視点から」(2019年11月15日開催シンポジウム)『労働法律旬報』2020年2月下旬号(1954号)旬報社。
- 姫岡とし子、2004、『ジェンダー化する社会』岩波書店。
- 、2024、『ジェンダー史10講』岩波書店。
- 今村仁司、1998、『近代の労働観』岩波書店。
- 岩倉依子、1998、「ルターの教育思想に関する一考察」『敬和学園大学 研究紀要』第7号。
- Luiken, Jan, 1694, *Menselyk Bedryf*. (=2001、小林頼子編訳・池田みゆき訳『ヤン・ライケン 西洋職人図集——17世紀オランダの日常生活』八坂書房。)
- Luther, Martin, [1520] 2011, *Von der Freiheit eines Christenmenschen*, Studienausgabe, Herausgegeben von Gesche Linde, Stuttgart: Philipp Reclam. (=1996、徳善義和訳「キリスト者の自由」『自由と愛に生きる——『キリスト者の自由』全訳と吟味』教文館。)

- , [1520] 2005, *Von den guten werckenn.* (=2005、福山四郎・江藤直純訳「善い行いについて」ルーテル学院大学／日本ルーテル神学校 ルター研究所編『ルター著作選集』教文館。)
- , 1982, *Dr. Martin Luthers Kleiner Katechismus mit Erklärung*, 24.Auflage.
- 大庭健、2008、『いま、働くということ』筑摩書房（ちくま新書）。
- 尾崎彰宏、2008、『レンブラント、フェルメールの時代の女性たち——女性像から読み解くオランダ風俗画の魅力』小学館。
- Tauler, Johannes, 1910, *Die Predigten Taulers, aus der Engelberger und der Freiburger Handschrift sowie aus Abschriften der ehemaligen Straßburger Handschriften*, Berlin (=1994、オイゲン・ルカ編・橋本裕明訳『中世ドイツ神秘主義 タウラー全説教集 第三巻』行路社。)
- 徳善義和、1996、『自由と愛に生きる——『キリスト者の自由』全訳と吟味』教文館。
- 上田閑照、1998、『エックハルト——異端と正統の間で』講談社（講談社学術文庫）。
- Weber, Max, [1920] 2016, “Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus”, *Max Weber Gesamtausgabe* (MWG) I/18, Tübingen: J.C.B.Mohr. (=1989、大塚久雄訳(1989)『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店（岩波文庫）。)
- , [1920] 1989, “Die Wirtschaftsethik der Weltreligionen: Einleitung”, *Max Weber Gesamtausgabe* (MWG) I/19, Tübingen: J.C.B.Mohr. (=1972、大塚久雄・生松敬三訳「世界宗教の経済倫理 序論」『宗教社会学論選』みすず書房。)
- , [1921] 2001, *Wirtschaft und Gesellschaft: Die Wirtschaft und die gesellschaftlichen Ordnungen und Mächte. Nachlaß, Max Weber Gesamtausgabe* (MWG) I/22-1, Tübingen: J.C.B.Mohr. (=1979、厚東洋輔訳「経済と社会集団」『世界の名著 61 ウェーバー』中央公論社。)
- 鷺田清一、[1996] 2011、『だれのための仕事——労働 vs 余暇を超えて』講談社（講談社学術文庫）。
- 柳田聖山編訳、1978、「祖堂集」『世界の名著 18 禅語録』中央公論社。

本報告執筆者紹介

荒 川 敏 彦	千葉商科大学	商経学部教授（研究代表者）
松 下 幸 生	千葉商科大学	商経学部准教授（共同研究者）
奥 寺 葵	千葉商科大学	商経学部教授（共同研究者）
朱 珉	千葉商科大学	商経学部教授（共同研究者）
師 尾 晶 子	千葉商科大学	商経学部教授（共同研究者）

国府台経済研究 第34巻（通巻 66号）

2025年3月31日 発行 ￥1,000

編 集 荒川 敏彦

発 行 千葉商科大学経済研究所

272-8512 千葉県市川市国府台 1-3-1

千葉商科大学内

電話 047-372-4863

FAX 047-373-0019

印刷所 株式会社 東伸企画

130-0024 東京都墨田区菊川 3-17-2

アドン菊川ビル 1F

本誌の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への
入力等は本研究所の許可を要します。

Konodai Keizai Kenkyu

Konodai Bulletin of Economic Studies

Vol. 34 Mar. 2025

Special Issue on

Comparative Historical Sociological Study on the Representation and Changing Perceptions of Work

THE INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH

CHIBA UNIVERSITY OF COMMERCE

1-3-1, Konodai, Ichikawa, Chiba, 272-8512 Japan